

平成30年 3 月 15 日（木曜日）

第 4 号

平成30年第1回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第4号

平成30年3月15日（木曜日）

出席委員

委員長

三好 雅 君

副委員長

小岩 均 君

千葉英也 君

丸岩浩二 君

畠山みのり 君

中野渡志穂 君

佐藤伸弥 君

梶谷大志 君

吉川隆雅 君

千葉英守 君

藤沢澄雄 君

志賀谷 隆 君

赤根広介 君

三津丈夫 君

遠藤 連 君

交代委員

滝口信喜 君

出席説明員

総合政策部長 佐藤嘉大 君

総合政策部
交通企画監 黒田敏之 君

総合政策部次長 豊島厚二 君

交通政策局長
兼交通企画課長 大内隆寛 君

航空局長 阿部浩文 君

交通政策局次長 宇野稔弘 君

地域主権担当局長 竹縄維章 君

物流港湾室長 柏木文彦 君

総務課長 安加賀雅浩 君

地域主権課長 山中 剛 君

交通ネットワーク
担当課長 河内能宏 君

鉄道交通担当課長 中尾 敦 君

物流港湾室参事 鈴木邦明 君

同 首藤安孝 君

航空課長兼
空港運営戦略推進室
参事 小田桐俊宏 君総務部長
兼北方領土対策
本部長 中野祐介 君

総務部職員監 梅田禎氏 君

総務部危機管理監 橋本彰人 君

総務部次長
兼行政改革局長 古屋義則 君

人事局長 松浦英則 君

財政局長 森 隆司 君

法務・法人局長
兼大学法人室長 成田祥介 君

危機対策局長 森 弘樹 君

危機対策局次長
兼原子力安全対策
課長 前川清三郎 君原子力安全対策
担当局長 菅原裕之 君

総務課長 若原 匡 君

財産活用担当課長 野崎直人 君

行政改革課長 青木真郎 君

人事課長 谷内浩史 君

【第1分科会 3月15日 第4号】

給与サービス担当課長	増田弘幸君	防災航空室長	齊藤文俊君
職員厚生課長	大谷正毅君		
財政課長	猪鼻信雄君	議会事務局職員出席者	
資金担当課長	古岡昇君	議事課主幹	水島敦君
税務課長	宇部敬吾君	議事課主査	浅水舞君
法制文書課長	新井明君	同	阿部厚次君
大学法人室参事	上野豊君	同	伊勢村亮君
危機対策課長	辻井宏文君	同	伊東大祐君
防災教育担当課長	田辺きよみ君	同	田中要君
消防担当課長	市川晶一君		

午前 10 時 開議

○三好雅委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔浅水主査朗読〕

1. 予算特別委員長から、分科委員の異動について、中司哲雄議員の第2分科会への所属変更を許可し、千葉英守議員を第1分科委員に変更指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

畠山みのり 委員

吉川隆雅 委員

であります。

○三好雅委員長 それでは、議案第1号ないし第4号、第18号、第28号、第29号、第31号、第53号及び第55号を一括議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○三好雅委員長 3月14日に引き続き、総合政策部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

三津丈夫君。

○三津丈夫委員 地方分権改革についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

地方分権改革に対する認識についてですが、地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り自治体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革とされておりますが、平成26年からは、新たに、自治体の発意に基づく取り組みを推進するため、提案募集方式が導入されたところです。

まず、地方分権改革そのものに対する認識と、自治体による提案という手法をどう受けとめて

いるのか、伺いたいと存じます。

○三好雅委員長 地域主権担当局長竹縄維章君。

○竹縄地域主権担当局長 地方分権改革に対する認識などについてであります。地方分権改革は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、それぞれの地域の特性を生かしながら、多様で個性豊かな社会を形成することを目指しているものであり、これまで、地方に対する規制緩和や、国からの事務・権限移譲などが進められてきているものと認識をしております。

そのような中、提案募集方式は、国が主導するのではなく、住民に近い地方公共団体の発意に基づき、地域の課題を解決するために必要な制度の改革や運用改善を進めることができる制度であり、住民サービスの向上や行財政の効率化に資するものとして、重要な意義があるものと考えております。

○三津丈夫委員 これまで、全国、道内から提案があった市町村数と件数を伺いたいと存じます。

また、道内からはどのような提案がなされたのか、あわせて伺います。

○三好雅委員長 地域主権課長山中剛君。

○山中地域主権課長 提案状況等についてでございますが、平成26年の制度発足時から平成29年までの4年間で提案を行った全国の市区町村は223団体、提案件数は651件となっております、このうち、道内の市町村からは、7団体、11件の提案があったところでございます。

提案の主なものとしたしましては、函館市から、一部が一般国道等となっております都市計画道路のうち、市町村道部分に係る都市計画決定権限を市町村へ移譲、釧路市からは、都市公園施設に児童館を追加、島牧村からは、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用といった提案がなされまして、いずれも、国においてその実現が図られたところでございます。

以上でございます。

○三津丈夫委員 これまで、道内では7団体から提案されたとのことではありますが、179市町村を抱える本道としては、提案率が極めて低いのではないかとこのように思いますが、なぜ道内の提案が少ないのか、道としての認識を伺います。

○竹縄地域主権担当局長 道内の市町村からの提案についてでございますが、提案団体のうち、市町村からの提案は全国的にも少ない状況となっており、道内の市町村においても同様であると認識をしております。

市町村に対して国が行ったアンケート調査によりますと、市町村からの提案が少ない理由として、具体的な検討方法がわからない、現状の業務がふくそうして地方分権まで手が回らない、地方分権を担当する部署または担当者がいないといったことが挙げられております。

○三津丈夫委員 各市町村では、検討はなされているが、提案まで結びつかないのか、また、検討自体の動きがないのか、市町村の動きについてはどうなっているのでしょうか。

○山中地域主権課長 市町村の検討状況についてでございますが、道におきましては、これまで、市町村に対しまして、提案募集方式の周知や全国の提案内容などの情報提供を行いますと

【第1分科会 3月15日 第4号】

もに、市長会、町村会などと情報を共有するなど、連携を図ってきたところであり、この間、市町村からは、国や道に対して相談等があったものの、具体的な提案までには至らなかったものと認識をしております。

なお、今年度につきましては、内閣府の協力も得て、札幌市、釧路市及び網走市におきまして、地方分権改革・提案募集方式に関する研修会を開催いたしまして、39市町村が出席したところであり、現在、こうした市町村におきまして、具体的な提案に向けた検討が行われているものと考えています。

以上でございます。

○三津丈夫委員 愛媛県や大分県は、県が主導して市町村の提案を取りまとめるなどして、市町村の提案率100%を達成しておりますが、道から市町村への働きかけはしているのでしょうか。

○竹縄地域主権担当局長 市町村への働きかけについてであります。道といたしましては、具体的な提案につなげていただくため、今年度、新たな試みとして、内閣府から講師を派遣していただきながら、意見交換やワークショップといった研修会を開催し、新たな提案の掘り起こしに向けた取り組みを行っているところであります。

また、県によっては、移譲を求める一つの権限を複数の市町村による共同提案とすることで、地方分権に対する意識が深まるよう取り組んでいるところであり、道といたしましては、こうした取り組みを今後の参考としてまいる考えであります。

以上でございます。

○三津丈夫委員 平成30年の提案募集が先月の20日から始まりましたが、道及び市町村の提案の動きはあるのでしょうか。

○山中地域主権課長 平成30年の提案についてでございますが、道におきましては、現在、本庁各部局及び振興局に対しまして、提案募集方式に関する通知を行い、提案の検討を促しているところであり、また、市町村におきましては、先ほど申し上げました研修会の中で、空き家対策や都市公園の廃止といった地域課題の解決について意見交換が行われておりまして、現在、具体的な提案に向けて検討がなされているものと承知をしているところでございます。

以上でございます。

○三津丈夫委員 市町村はもとより、民間企業や教育研究機関に対して、周知、意見交換、研修など、積極的な働きかけを行う必要があるというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○竹縄地域主権担当局長 提案に向けた働きかけについてであります。提案募集方式は、住民に近い地方公共団体の提案に基づき、地方分権改革を推進する仕組みとなっており、現場の目線から地域課題を解決するために、必要な制度の改革や運用改善を図るものと認識しております。

こうしたことから、民間団体などからも御意見をお伺いすることは意義のあることと考えており、今後、公共施設の管理事業者や福祉関係のNPOといった、さまざまな方々にも研修会に御参加いただき、地域課題の解決に向けた提案に結びつけてまいる考えでございます。

○三津丈夫委員 提案募集は、ことしの6月5日までとなっており、検討、準備を考えると、時

間は余りないというふうに思います。

しかし、道内の地方分権改革を進めるためにも、市町村任せにはしないで、道の積極的な働きかけが必要と考えますが、提案募集に向け、どのような取り組みをするのか、伺います。

○竹縄地域主権担当局長 市町村への働きかけについてであります。道では、これまで、研修会の開催、各種会議において提案募集制度の説明や、全国の提案事例についての情報提供を行うなど、制度の活用に向けた取り組みを推進してきたところでございます。

道といたしましては、こうした制度の周知等のもとより、各種施策を連携して行っている近隣の市町村や、同様の課題を持つ市町村による共同での提案、さらには、各振興局単位により地域課題を検討し、提案につながるよう促すなど、今後さらに、関係部局が連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○三津丈夫委員 以前、私も所属していた政党の民主党の政権時には、地方主権の観点から、分権改革に積極的に取り組んできたというふうに思うのです。

しかし、現在の安倍政権は、地方創生を打ち出しはいたしました。地方の取り組みへの支援に冷淡な印象が強く、道の分権改革に対する姿勢も、一時に比べれば弱まっているのではないかとこのように私は思います。

分権改革は、地方自治をより確かなものとする最重要施策だという認識を持って、今後の提案に向けて積極的に対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○三好雅委員長 総合政策部長佐藤嘉大君。

○佐藤総合政策部長 提案に向けた今後の対応についてでございますが、地方分権改革は、住民に身近な行政をできる限り地方に委ねていくことによりまして、自主的で自立した地域をつくり上げていくものであるというふうに認識しております。

こうした中、人口減少や高齢化が急速に進む道内においては、地域が、みずからの発想を、創意と工夫によって課題解決を図る手段としての提案募集方式の活用が大変重要であると考えているところでございます。

道といたしましては、今後とも、本制度の活用はもとより、地方分権改革に係るさまざまな制度も活用しながら、地域のことは地域みずからが決定できる分権型社会の実現を目指し、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○三津丈夫委員 終わりますけれども、特に質問というわけではありません。

最近の流れでいうと、地方分権とか地域創生と言葉は踊るのだけれども、極めて実体が伴っていないという印象を受けるのです。その原因は、もしかしたら、上からの目線でいろいろ言うのだけれども、地方との乖離があるのではないかとこの印象を持つのです。

ですから、そのところをどうするかという点については、もっと積極的に地方に入って、地方はどういう悩みを持っているのかを聞くべきだと思います。

地方創生とか人口減少の問題で、地方の人は何を思っているかという、学校をなくさないで

【第1分科会 3月15日 第4号】

くれ、そうすれば、もっとやり方があるというふうに必ず発言するのです。そういう認識も少し頭の中に入れながら作業をしなければ、何ぼ声高に叫んでみても、具体的な行政の実効は上がらないと思うのです。

部長は、今度、ステージが変わるようですが、今申し上げたようなことを含めて、ぜひ、新たな立場から考えながら、全道を回っていただければというふうに思いますので、激励しながら、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○三好雅委員長 三津委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 イランカラッテ・アンド・アロハ。おはようございます。

持続可能な地域づくりのためには、持続可能な公共交通ネットワークの構築が必要です。

昨日来、非常にうれしかったのは、SDGsについて各委員の皆様から盛んに議論があったことでございます。

昨年、初めて道議会で取り上げたときには、総合政策部の皆さんと、最後の「s」をどう読むのか、そんなやりとりから始まったのですが、今回は、知事も道政執行方針でも述べていただきましたし、全庁の横断的な体制も整備するというところでございました。

横断的な体制も結構なのですけれども、ぜひ、ここは、知事がトップリーダーとなった体制を整備する、そして、ビジョンの策定にも言及されましたので、ビジョンを早期に策定していただきますよう、心からお願いを申し上げます。

そこでまず、持続可能な交通ネットワークの構築に欠かせない交通政策総合指針について議論をしてまいりたいと思います。

2回目のパブリックコメントは、3月1日で募集期間が終了していると承知しております。既に2週間たっておりますので、取りまとめも終わっているのかなというふうに思うわけですが、主にどのような意見が寄せられたのか、結果の概要についてまずお伺いをしたいと思います。

○三好雅委員長 物流港湾室長柏木文彦君。

○柏木物流港湾室長 2回目のパブリックコメントにつきましては、ことしの2月16日から3月1日までの期間で行いまして、157件のコメントと9件の意見照会の合わせて166件が寄せられました。

主な意見といたしましては、例えば、基幹交通として鉄道を明確に位置づけ、全道の鉄道ネットワークの維持と利活用の推進を中心に据えた指針とすべき、国の責任において全ての路線を維持存続するとのスタンスに立つべき、また、JR北海道の快速エアポートを含めた千歳線の増強策について明示すべきなどの御意見がございました。

こういった御意見をもとに、今行っている議会議論も踏まえまして、年度内に指針を決定してまいりたいというふうに考えております。

○赤根広介委員 道民から寄せられた貴重な御意見だと思っておりますので、ぜひ、成案に向けてもそうでございますが、成案を得た後も、取り組みに生かせるものはしっかりと生かしていただくことを指摘したいと思っております。

次に、重点戦略の関係で幾つか伺います。

インバウンド加速化戦略につきましては、交流人口を大幅に拡大し、周遊をふやすということですが、こうした取り組みにより、経済効果を本道の各地域に波及させていくことが重要と考えるわけでありまして。今後、どのように取り組むのか、所見を伺います。

○三好雅委員長 交通ネットワーク担当課長河内能宏君。

○河内交通ネットワーク担当課長 インバウンド加速化戦略についてでございますが、本道においては、LCCを初めとする航空路線の拡充や北海道新幹線の開業、クルーズ船の寄港の増加などにより、インバウンドが急増していることに加え、今後、道内7空港の運営の一括民間委託が予定されているといった好機を生かし、道内外からの交流人口を一層拡大し、周遊を促進することにより、経済効果を全道各地へ波及させていくことが重要と認識しております。

このため、道では、航空路線、クルーズ船の戦略的誘致や、空港、港湾の機能強化を図るとともに、空港や鉄道の連携を強化するなど、全道各地をスムーズにつなぐ交通アクセスの整備、インバウンドにも対応した交通情報の提供、さらには、観光列車の運行といった、観光施策とも連携した総合的な取り組みを展開するなど、北海道に活力をもたらす交通ネットワークの実現を目指してまいります。

○赤根広介委員 フルスペックでいろいろ答えていただきましたけれども、まさに、本道の発展のために、中核的な取り組みとして期待されるわけでございますので、具体的な取り組みを何点か確認してまいりたいというふうに思います。

まず、国際航空路線の誘致についてでございますが、今、国際線では、東アジアや東南アジアと結ぶ路線が増加しているわけでありましてけれども、一方で、北海道と欧州や北米などを結ぶ路線がいまだに開設されていないわけでありまして。

本道の一層の発展のためにも、こうした取り組みは重要な課題と考えるわけでありまして、長距離路線の誘致についてどう取り組んでいくのか、伺います。

○三好雅委員長 航空課長小田桐俊宏君。

○小田桐航空課長 国際航空路線の誘致についてでございますが、平成14年2月に、KLMオランダ航空の新千歳—アムステルダム線が運休となってから、北海道と欧州などを結ぶ長距離路線の開設はなく、インバウンドの拡大、国際航空貨物のネットワークの充実のためにも、欧州や北米などの長距離路線の誘致は重要な取り組みと考えております。

航空会社が長距離路線に就航するに当たっては、運航コストの低減とか収益性の確保といったことに高いリスクを伴いますことから、道といたしましては、新規就航時の支援に努めるほか、航空会社に対して、検討に必要な情報提供を行うなど、引き続き、長距離路線の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員 印象としては、新たな取り組みはないのかなと思います。

次に、クルーズ船の関係についてでございますが、クルーズ船の寄港回数が増加している中、アジアからの寄港が西日本に集中する傾向があるのは御承知のとおりかと思えます。

これらについて、本道への寄港を促進していくには、道が中心となって、クルーズ船の誘致に積極的に取り組むことが重要と私は考えますが、どう取り組むのか、伺います。

○三好雅委員長 物流港湾室参事首藤安孝君。

○首藤物流港湾室参事 クルーズ船の寄港促進に向けた取り組みについてであります。一度に多くの観光客が訪れるクルーズ船の寄港は、地域経済や観光振興に大きく寄与することが期待され、その誘致は、外国人観光客の誘客を図る上で重要な取り組みと認識しております。

このため、道は、これまで、クルーズ船の大型化に対応した港湾施設の整備を促進するとともに、国内外の船会社、旅行会社を訪問しまして、港湾施設の情報や、寄港地及びその周辺地域の観光情報を提供するなど、プロモーションに取り組んできているところであります。

道といたしましては、本道へのクルーズ船の寄港の促進に向けて、今後とも、各港湾管理者や国、関係団体と連携しながら、ターゲットを絞った戦略的な誘致に積極的に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 ただいま、長距離路線の誘致、そしてクルーズ船の誘致の二つについてお答えをいただきましたが、いずれも、重点戦略の中の大事な取り組みであるにもかかわらず、3年間でしっかりと成果を上げていくには非常に心もとない答弁であったというふうに私は感じるわけでありませう。

例えば、航空路線の誘致につきましては、確かに、2020年に空港運営の一括民間委託がありますので、SPCとのさまざまな戦略的なすり合わせなどは必要かと思うのですが、2020年にしっかりと飛び立つことを考えれば、2018年、2019年は、ある意味、助走期間でありますから、道庁がさらにとり組みを強化していくべきです。可能性としては、例えば、基金の運用も考えられますが、しっかりと取り組むべきと私は考えるわけでありませう。再度、御答弁をいただきたいと思ひます。

○三好雅委員長 航空局長阿部浩文君。

○阿部航空局長 今後の取り組みについてでございますけれども、新千歳空港におきましては、発着枠が拡大し、現在、施設の整備が進められておりますことから、今後の3年程度が路線開設に向けたチャンスだと考えており、長距離路線の誘致に当たりましては、知事によるトップセールスを含め、観光や国際交流など、さまざまな観点から、積極的なプロモーションを行ってまいりる考えであります。

また、航空路線の開設や維持に当たりましては、インバウンドのみならず、アウトバウンドも含めた双方向での交流の拡大が必要でありますことから、教育旅行やパスポート取得への支援など、道民による国際線の利用促進にも、経済界と一体となって取り組んでまいりる考えであります。

す。

以上であります。

○赤根広介委員 ぜひ、取り組みを強めていただきたいと思います。

次に、クルーズ船の関係についてでございますが、これも、戦略的な誘致に取り組んでいくということですが、私は3年ぐらい前から質問しているのですが、答弁は一向にかわりばえがしないわけでありまして。中身が伴ってればいいのですが、いろんな関係者から話を聞く限り、まだ、誘致の関係とかはばらばらに取り組んでいるといったことも聞こえてくるわけでございます。

しっかりと取り組むべきと考えますし、交通政策総合指針にもその旨が盛り込まれているわけでありまして、再度、所見を伺いたいと思います。

○柏木物流港湾室長 クルーズ船の誘致についてでありますけれども、道内には、知床自然遺産や函館山の夜景、さらには、2020年に開設が予定されております白老町の民族共生象徴空間といった、地域の魅力ある豊富な観光資源などがあり、道内の各港湾及びその背後地の特色を十分に生かすとともに、クルーズ船社からのニーズにも的確に対応し、国内外から多くの来訪者を呼び込むため、道の今後の誘致施策の方向性をお示しするクルーズ船の誘致戦略を策定いたしまして、道が中心となって、誘致活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 今回の交通政策総合指針はもちろんです、今、見直しをしている観光のくにつくり行動計画にも、初めてクルーズ船のことが盛り込まれたわけでございますので、さらなる取り組みを求めておきたいと思っております。

次に、シームレス交通戦略についてでございますが、これは、利便性の高い移動の実現を目指すものと考えますが、一方で、地域では、人口減少が進み、公共交通の維持が危ぶまれているわけでありまして。

便利な交通を実現していくことに、私も当然異論はないわけでありまして、どのように実現していくのかが問われております。取り組みについて伺います。

○河内交通ネットワーク担当課長 シームレス交通戦略についてでございますが、人口減少やモータリゼーションの進展などに伴い、公共交通の利用者が減少する一方、近年は、インバウンドの急増に加え、高齢化により、みずから車を運転できない方も増加しており、利便性が高く、誰もが安全で快適に道内を移動することができる交通ネットワークを実現していくことが求められております。

このため、道としては、中核都市などを中心としたモデル地域において、交通事業者、行政などによる検討会議を設置し、交通モード間のダイヤ調整や、わかりやすい運賃制度といった、乗り継ぎ等に係る課題の把握や改善に向けた社会実験を行うなど、公共交通の利便性向上と利用促進に向けた取り組みを進め、鉄道やバス、タクシーなど交通モード間の連携による、利便性が高く、ストレスのない移動の実現を目指してまいります。

○赤根広介委員 次ですが、公共交通の維持に向けては、利便性の向上とともに、利用者をふや

す取り組みも重要であります。これについてどう取り組んでいくのか、所見を伺います。

○河内交通ネットワーク担当課長 公共交通の利用促進についてであります。人口減少やモータリゼーションの進展により、公共交通の利用者が減少する中、公共交通の維持確保に向けては、乗り継ぎなどの利便性が高い交通ネットワークの実現とともに、需要拡大と持続的な利用定着を図ることが重要であると認識しております。

このため、今後、学校での教育や職場などでの啓発活動により、公共交通の利用を促すモビリティマネジメントの取り組みなどで、住民みずからが乗って守るという意識を喚起するとともに、まちづくり活動や各種イベントと公共交通の利用を組み合わせ、住民の積極的な外出機会を創出するなど、地域や住民、企業などが一体となって公共交通の利用を促進し、持続的なネットワークの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○赤根広介委員 交通政策総合指針においても、住民に公共交通の利用を促していくということですが、肝心の道庁では、本庁もさることながら、各総合振興局あるいは出先機関でノーカーデーといった取り組みがされているというのは私は聞いたことがないわけでありまして、モビリティマネジメントの教育の普及、研修とあわせて、ぜひ、道庁みずからが道民に範を示していくということにも取り組んでいただきたいと指摘いたします。

次に、輸送の関係についてであります。広域分散型で過疎化が進行している本道におきましては、各地域における物流の確保が必要だと考えるわけでありまして。

地域を支える人・モノ輸送戦略では、地域への安定的な物流の確保を掲げているわけですが、どのように取り組むのか、所見を伺います。

○三好雅委員長 物流港湾室参事鈴木邦明君。

○鈴木物流港湾室参事 物の輸送の効率化についてであります。人口減少や過疎化の進行などに対応し、将来にわたって、道内における安定的な輸送を確保していくためには、輸送の効率化を進め、これまで以上に生産性を高めていくことが重要と認識しています。

道としては、過疎地域等での持続的な物流の確保に向けて、宅配事業者と連携してモデル地域を選定し、地域の実情を踏まえたラストワンマイルの共同輸送を行うとともに、中核都市と市町村間などの幹線輸送における共同輸送の実証実験を行うほか、自動車の自動走行やドローン輸送といった新技術を活用した輸送の実現に向けた環境整備など、効率的な輸送システムの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○赤根広介委員 次に、災害への対応の関係についてであります。大規模災害が近年頻発しているわけでありまして、多くの観光客が本道を訪れる中で、交通の分野におきましても、災害への備え、そして迅速な対応が求められるわけでありまして。

災害に強い交通戦略ではどのように取り組むのか、伺います。

○柏木物流港湾室長 災害に強い交通戦略についてであります。平成28年夏の台風により、鉄道や道路など交通基盤に大きな被害が発生し、また、同年12月には、大雪により空港利用者に混乱が生じるなど、自然災害のリスクが高まる中、災害等による交通障害から人や物の移動を早期

に回復させるとともに、多くの観光客に、安全、安心に旅行を継続していただくためには、幅広い関係者が連携した迅速な対応が重要であると認識しております。

道といたしましては、交通や物流に携わる事業者や関係機関が事業実施に向けて取り組む連携会議を設置し、災害対応の連携強化を進めるとともに、除雪体制の強化など、冬期の公共交通ネットワークの維持、交通障害発生時に際し、利用者目線に立った交通情報の提供、駅や空港などの交通拠点における適切な誘導や、代替交通も含めたインフォメーション機能の強化などを進め、地域や交通事業者の連携により、災害時にも安心できる信頼性の高い公共交通ネットワークの実現を目指してまいる考えであります。

○赤根広介委員 確かに、連携会議を設置して、情報共有を図りながら、ソフト、ハードともにしっかり機能強化を図っていくことは、最低限必要なことではありますが、さらに肝心なのは、有事の際にいかに実効性のある災害対策をとれるかということでございます。

そういう意味におきましては、例えば、図上訓練ももちろん必要でしょうし、さまざまな災害パターンを想定した実際の訓練の実施が欠かせないと私は考えますが、その点は、交通政策総合指針にはまだ明らかにされていないわけでありまして。この点の認識と取り組みについて伺いたいと思います。

○柏木物流港湾室長 災害等発生時の連携体制についてでございますが、道といたしましては、指針に基づき、交通、物流に携わる事業者や関係機関の連携強化を図るため、新たに連携会議を設置いたしまして、自然災害などによる交通障害時の交通情報の共有はもとより、利用者の方々への代替交通の確保、宿泊地の案内など情報提供の方法、さらには、会議構成メンバーの役割分担を確認するなど、災害発生を想定した実効性のある連携体制の構築に向けまして、関係機関に働きかけるなど、災害に強い公共交通ネットワークの実現に向けて取り組んでまいる考えであります。

○赤根広介委員 実際、先日の大雨災害などによりまして、我が会派の同僚議員も、十勝地方のJRが運休して2週間帰れなかったという甚大な被害が発生しておりますので、しっかりとした対応を求めておきたいと思います。

最後に、交通政策総合指針の目指す姿の実現に向け、どう取り組んでいくのか、所見を伺います。

○三好雅委員長 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○黒田総合政策部交通企画監 今後の取り組みについてでございますが、人口減少や高齢化が進行する中、JR北海道の事業範囲の見直しや、バスを初めとする生活交通の維持確保など、公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増している一方、2020年度には、道内7空港の運営の一括民間委託がスタートし、さらに、2030年度末には新幹線の札幌開業が予定されるなど、本道の交通を取り巻く環境は大きな転換期を迎えてございます。

道といたしましては、こうした環境変化を本道の発展に向けたチャンスと捉え、指針案に示された三つの交通ネットワーク形成圏のもと、それぞれの圏域において、関係者が一体となった取

り組みを進めますとともに、それぞれの圏域間の連携を深めながら、インバウンドなど交流人口の飛躍的な拡大をリードする交通の実現や、海外からの成長力を取り込む国際物流拠点の形成、交通モード間の連携による利便性が高い移動の実現、さらには、地域の暮らしや産業経済を支える安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保などを戦略的に進めながら、世界を引きつけ、地域の未来をつくる交通ネットワークの実現を目指してまいる考えでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 次に、JR北海道の関係についてでございますが、さきの特別委員会における議論におきまして、オール北海道での国への要請などにかかわり、道のこれまでの取り組みに対しまして、島田社長より感謝の意が示されるなど、歩み寄りの姿勢が見えたことは、皆さんの粘り強い取り組みの成果だなというふうに私としても敬意を申し上げる次第でございますが、以下伺ってまいります。

まず、JR北海道への指導についてでございますが、島田社長は、広域な北海道において、広域自治体である道あるいは国からの指導をいただいて、引き続き取り組んでまいりたいと述べられました。

今後、交通政策総合指針の策定あるいは地域協議の加速といったことを進めていくに当たって、道として、JR北海道に対してどのような指導を行っていくのか、伺います。

○三好雅委員長 鉄道交通担当課長中尾敦君。

○中尾鉄道交通担当課長 JR北海道の経営努力についてであります。道では、厳しい経営状況にあるJR北海道においては、経営再生に向けて徹底した経営努力が求められると考えており、昨年12月に、国土交通大臣に対し、道議会を初め、市長会、町村会の皆様などと、JR北海道に指導するよう強く求めるなど、これまでも、国やJR北海道に対して働きかけを行ってきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、JR北海道に対し、車両、施設の更新費用、営業収支などの根拠や考え方について、地域での検討協議の場において十分な説明を行うとともに、利用者の方々の利便性やサービスの向上はもとより、鉄道事業以外の収益を見込める新たな事業を戦略的に育てていくなど、収益拡大に向けた取り組みを積極的に行うよう、強く求めてまいります。

○赤根広介委員 さまざまな情報の開示などを強く求めてきているのは承知しておりますが、一方で、島田社長は、JR北海道の将来の経営ビジョンについて、維持困難線区の問題の解決を見定めた上で策定したいという認識を示されているわけでありませう。

本来であれば、企業としての将来ビジョンを明らかにした上で、事業範囲の見直し問題について関係者に相談していく、あるいは道民に相談していくのが筋だろうというふうに私は考えるわけであって、これは明らかに順序が違うものと考えます。

代表質問で、知事は、早期に示すことが不可欠と述べられたわけでありませうが、具体的には、事業範囲の見直し問題の議論がこれから本格化する前に道民に示すべきとお考えなのか、道の認識を伺います。

また、同様に、鉄道事業における将来的なコストについても依然として明らかになっていないわけですが、認識を伺います。

○三好雅委員長 交通政策局次長宇野稔弘君。

○宇野交通政策局次長 JR北海道の経営見通しについてでございますが、JR北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、利用促進や経費削減、さらには、鉄道事業以外の収益が見込める事業の育成など、具体的な取り組みとともに、経営の見通しについても早期に示すことが不可欠と考えてございます。

道といたしましては、JR北海道に対し、将来にわたる鉄道施設の大規模修繕・更新に係る費用等も含めた、経営再生に向けた考え方を取りまとめるよう、強く求めますとともに、最適な交通ネットワークの確立に向け、国や市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、さらに検討を進めてまいりる考えでございます。

○赤根広介委員 早期に示すことが不可欠と、重ねて認識を示されたわけですが、具体的な時期についてはお答えをいただくことができませんでした。

この点は後にも議論をしてみますが、例えば、公的支援の枠組み、あるいは地域協議、そしてオール北海道の議論、全てのことの前提となるのが、JR北海道の将来ビジョンや将来コストなのだろうというふうに思います。

今、いろんなものについて国の概算要求の前までにということ、流れはできつつあるのかなと思いますけれども、例えば、しっかりとした成案ではなくても、一定程度の素案という形でも結構だと思いますので、早急にJR北海道に示させることがまず大前提ではないかなと考えます。再度、答弁を求めます。

○宇野交通政策局次長 JR北海道の経営見通しについてでございますけれども、持続的な鉄道網の確立に向けまして、JR北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、まずは、みずからが、経営再建に向けた具体的な取り組みを行うとともに、経営の見通しについても早期に示すことが不可欠と考えてございます。

道といたしましては、JR北海道に対し、将来にわたる鉄道施設の大規模修繕・更新に係る費用なども含めた、経営再生に向けた考え方を早期に取りまとめるよう、強く求めてまいります。

○赤根広介委員 次長で答えられるのはそこまでということだと思いますので、これは、あした、知事に直接聞きたいと思います。

次に、公的支援の関係についてですが、例えば、公的支援の枠組みも、今の想定だと、恐らく、何らかの形で自治体が負担して、それを国が地方交付税とかで後で宛てがっていくことになるのじゃないか、そんな気がするわけでありまして。しかし、それで果たして、持続可能な鉄道網の確立のための公的支援の枠組みと呼べるのかどうか。

今回の交通政策総合指針は2030年までを目途としているわけでありまして、私は、今考えられている公的支援の枠組みは、2030年までは持続できるという枠組みにしかないのじゃないかと思っております。

その理由の一つは、J R 北海道の将来ビジョンが判然としないことです。ここがはっきりとした段階で、まず2030年まではここまで、それ以降は、J R 北海道の経営も少し上向いていくから、こういった支援の枠組みを続けていける、そのことによって持続可能な鉄道網が確立できる、こういった大きな考え方を示していかないと、なかなか夏までに議論が進んでいかないのじゃないのかなと思います。

きょうは、ちょっと視点を変えて、こうすべきだじゃなくて、こんな考え方はいかがでしょうかということで、何点かお話をしたいと思います。

まず、北海道高速鉄道開発株式会社を参考とした支援策についてでありますけれども、知事は、これまで、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めていく、それは概算要求の期限を念頭に置いて急ぐと述べております。

そこで、高速鉄道開発株式会社を参考とした支援策については、どのような点がポイントになっていくと考えられるのか。

また、知事は、出資の割合についても、既存の枠組みにとらわれることはないというふうに述べているわけですが、具体的にどういったことが想定されるのか、あわせて伺います。

○中尾鉄道交通担当課長 道などの支援策についてであります。持続的な鉄道網の確立に向けては、J R 北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、道と市町村が一体となって、可能な限りの協力、支援を行うことが必要であると考えております。

道としては、鉄道施設の老朽化が著しい本道において、財政状況が厳しい自治体が、鉄道施設などを保有して、鉄道運営を継続的に担っていくことは現実的に難しいことから、今後、J R 北海道が実施する、鉄道運行の安全性の確保や、利便性、快適性の向上に向けた設備投資、修繕などの取り組みに対して支援を行っていくことが重要と考えております。

国も含めた具体的な支援の枠組みにつきましては、市町村の皆様や交通事業者などとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、道議会での御議論も踏まえながら、市長会、町村会などとの協議を急いでまいる考えであります。

○赤根広介委員 次に、関連するのですが、現在の高速鉄道開発株式会社の関連線区について、J R 北海道は、当面は維持することができる、しかし、将来的には不透明だという気配でございます。

この線区を持続的に維持するために、北海道高速鉄道開発株式会社との関連で検討するというふうになっているわけですが、どのように検討し、対応することになるのか、伺います。

○中尾鉄道交通担当課長 北海道高速鉄道開発株式会社についてであります。J R 北海道では、J R 宗谷線の旭川一名寄間や根室線の帯広―釧路間については、当面、自社で維持していくものの、J R 北海道単独では、安全な鉄道サービスを持続的に維持するための費用を確保できない線区として位置づけており、両線区の鉄道施設を保有する北海道高速鉄道開発との関連で検討を行うとの考え方を示しております。

J R北海道は、今後の具体的な対応方針を明らかにしていませんが、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、具体的な取り組みとともに、両線区を含む今後の経営見通しを早期に示すことが不可欠であり、道としては、J R北海道に対し、当該線区のあり方も含め、経営再生に向けた考え方を示すよう、強く求めてまいる考えでございます。

○赤根広介委員 ただ、出資の割合は、J R北海道が50%、道が45.3%、ほかが4.7%ということで、社長には副知事が就任していて、たしか交通政策局長が取締役か何かになっているはずなのです。

そういったことから考えると、もう少し道が主体性を発揮して、今後どうしていくかということについても、J R北海道としっかり協議していく必要があるのかなと思うわけでありまして、ちょっと対応が遅いのじゃないかと懸念をしますので、この点は指摘しておきます。

次に、道の支援策についてでありますけれども、今後、沿線自治体との協議を進めていくために、まずは、J R北海道の徹底した自助努力が行われること、そして、国の実効ある支援、さらに、市町村の負担も含めた可能な限りの協力、支援の枠組みということで、この間述べられておりますが、先ほど申し上げたとおり、本道のさらなる発展を支える交通ネットワークを実現するためには、基幹交通となる鉄道の維持は欠かせないわけであります。

このように北海道全体の視点で考えたとき、鉄道の関係は、単に沿線自治体だけにとどまらず、何かしらの形で、物流あるいは観光など、道内の全ての市町村がかかわっていると私は考えるわけですが、この点について道の所見を伺います。

さらには、負担のあり方についても、そういった見地から全道的な視点で考えていくといった要素を持ち合わせることはできないのか、あわせて伺います。

○三好雅委員長 交通政策局長大内隆寛君。

○大内交通政策局長 地域の支援についてでございますが、このたびの交通政策総合指針は、道内の鉄道網が直面する厳しい環境や、鉄道網が果たしている役割を踏まえ、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を全道的な観点から示したところでございます。

広大な北海道で、鉄道網は、それぞれの地域社会はもとより、物流や観光など、本道全体の発展に資する重要な交通基盤でありますことから、道といたしましては、今後、指針で示された考え方について、市町村の皆様や交通事業者などとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、道議会での御議論もいただきながら、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めていく考えでございます。市長会、町村会などとの協議を急いでまいる考えでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 次に、札幌市との関係についてであります。これまで、事業範囲の見直し、あるいは交通政策総合指針の策定に当たり、どういった協力や連携を図ってきたのか、伺います。

○中尾鉄道交通担当課長 札幌市との連携についてでございますが、道では、交通政策総合指針の

【第1分科会 3月15日 第4号】

策定や、鉄道網のあり方に関する議論の経過の中で、札幌市に対し、指針の原案について情報提供や意見照会を行うなど、意向の把握に努めてきたほか、昨年12月に開催いたしました公共交通に関するフォーラムにおいて、札幌市を通じ、広く市民向けに周知を図るなど、連携した取り組みを進めているところでございます。

道としては、今後とも、市長会との意見交換などを通じ、地域における議論を積み重ねながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向けて取り組んでまいります。

○赤根広介委員 国交省の全国幹線旅客純流動調査というのがありまして、これをもとに作成された資料によりますと、札幌市、函館市、旭川市など、道内の主要都市を結ぶ都市間交通量と交通機関分担率を見ると、データにあります1995年と2010年を比較した場合、移動の総量こそ、増加と減少がまちまちなのですが、分担率における鉄道の割合は、増加もしくは横ばいでありまして、いかに多くの旅行者が鉄道を利用して、札幌市を起点に道内を周遊しているかをあらわしているわけでありまして。

さらには、2030年に予定されている北海道新幹線の札幌延伸、そして、JR北海道の鉄道事業の収益改善策の柱と期待される快速エアポートの輸送力の増強といったことが実現されれば、より多くの鉄道利用者が札幌市に一層集中するということは言うまでもないわけでありまして。

そのこと自体は、本道における札幌市の機能を考えたとき、必然の流れと言えるわけでありまして、肝心なのは、札幌に来た旅行者あるいは移動者をいかに道内各地にしっかりと周遊させていける仕組みをつくるかでありまして。

以上の点を踏まえたとき、鉄道網を含めた交通ネットワークが本道の発展に資するよう構築されていくためには、本道の鉄路における起点となっている札幌市とも、持続可能な鉄道網の確立のために必要とする地域負担のあり方を議論すべきと私は考えるわけでありまして、道の所見を伺います。

○大内交通政策局長 地域の負担についてでございますが、人口減少の進行が見込まれる中、都市機能の集積の度合いに応じて、地域がさまざまな形で連携する活力ある地域づくりを進める上で、札幌圏と中核都市等をつなぐ鉄道網は重要な役割を果たしており、このたびの交通政策総合指針におきましても、このような考え方を踏まえ、将来を見据えた鉄道網のあり方を示したところでございます。

道といたしましては、今後、JR北海道の経営努力を前提に、市町村の皆様や交通事業者などとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、道議会での御議論もいただきながら、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めていく考えでございます、市長会などとの協議を急いでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 質問としては最後になりますが、一つは、国への要望についてでございます。

年度内に交通政策総合指針を取りまとめ次第、国に対して速やかに内容を説明するとともに、必要な支援などをより踏み込んだ形で求めるべきと私は考えますが、どう対応するのか、伺いま

す。

さらには、国の概算要求の期限を踏まえると、残された期間は、多く考えても4カ月余りではないかと私は考えるわけであります。

国や市町村も含めた具体的な支援の枠組みについての検討、そして、持続可能な鉄道網の確立に向けた協議をどう進めて、結論を見出していこうとするのか、最後に所見を伺います。

○黒田総合政策部交通企画監 国への対応を含めた今後の取り組みについてお答えをさせていただきます。

このたびの交通政策総合指針におきましては、鉄道網が直面する厳しい環境や、鉄道が果たしている役割などを踏まえ、将来を見据えた鉄道網のあり方が示されたところでございます。

今後は、JR北海道はもとより、道、国も参画し、最適な交通ネットワークの確立に向けた議論や具体的な取り組みを一体となって進めていくことが必要と考えてございます。

道といたしましては、今後、国に対しても、指針の考え方について説明を行い、理解を求める一方、これまで求めてきました本道固有のコストの軽減や、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した設備投資等に対する支援策といった国の実効ある支援についても、引き続き、適時適切に働きかけを行ってまいりたいと考えてございます。

また、今後の取り組みについてでございます。

このたびの指針におきましては、持続的な鉄道網の確立に向けた線区のあり方を示してございますが、指針の考え方を含めて、地域の皆様と具体的な取り組みを一体になって進めるとともに、最適な交通ネットワークの確立に向けた議論を今後とも精力的に進めていく考えでございます。

国においては、JR北海道の事業範囲の見直し問題につきまして、夏ごろまでに方向性を取りまとめたいという考え方を示してございます。

道といたしましては、JR北海道の徹底した経営努力を前提といたしまして、最適な交通ネットワークの確立に向けた地域の取り組みについて、それぞれの事情に十分配慮しながら、市町村の皆様や交通事業者などとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、道議会での御議論もいただきながら、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めていく考えでございます。

概算要求の期限なども念頭に置き、国、市長会、町村会などとの協議を急いでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 期限は明示しながらも、肝心の中身は依然として判然としない部分が多々あるわけでございます。この点は、知事にしっかりと見解を求めてまいりたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

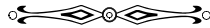
○三好雅委員長 赤根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うとこととし、これをもって、総合政策部及び選挙管理委員会並びに通告がなかった出納局、人事委員会、監査委員所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩



午前10時59分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔浅水主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、赤根広介議員の委員辞任を許可し、滝口信喜議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 総務部所管審査

○三好雅委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

千葉英也君。

○千葉英也委員 おはようございます。自民党・道民会議の千葉英也でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、赤れんが庁舎のリニューアル事業についてでございます。

重要文化財である赤れんが庁舎は、明治21年の建造以来、昭和43年に現在の本庁舎が完成するまでの約80年間、北海道行政の拠点、中枢としての役割を果たしてきた、北海道を代表する歴史的建造物であるとともに、北海道の歴史を伝える道民共有の財産でもあります。

また、明治の面影を残す、美しく象徴的な外観は、緑豊かな前庭や札幌市北3条広場とともに、都心部におけるアイストップとして、国内外から多くの方々が訪れる道内屈指の観光スポットとなっており、現在進められているリニューアル事業については、各方面から大きな期待が寄せられているものと認識しております。

先日の委員会において報告があった、赤れんが庁舎リニューアル基本指針の素案では、八角塔の開放やレストランなどの活用方法のほか、改修に向けた概算事業費、スケジュールなどについて盛り込まれ、来年度末の成案の策定に向け、今後、さらに検討が進められるとのことでした。

赤れんが庁舎のリニューアルの検討に当たっては、これまでも、道民などから意見を聴取し、活用方法等に反映させてきたと承知しておりますが、今後も引き続き、広く道民の皆様にご利用にリニューアル事業に関心を持っていただくことが大変重要と考えております。

こうした観点から、以下、質問させていただきます。

赤れんが庁舎リニューアル基本指針では、利活用の基本コンセプトとして、「あらゆる人が楽しめる場」「道内各地と連携する場」「北海道ブランドを世界に向けて発信する場」の三つを設定しておりますが、これらのコンセプトを設定した考え方について伺います。

○三好雅委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 赤れんが庁舎の利活用の基本的な考え方についてでございますが、昨年3月に策定をいたしました保存活用計画におきまして、公開活用の基本方針として、年間に60万人が訪れる赤れんが庁舎の発信力と重要文化財としてのすぐれた価値を生かし、国内外に向けた歴史・文化・観光情報の発信拠点として、利活用を図っていくこととしたところでございます。

また、赤れんが庁舎のリニューアルの検討に当たり、道民の皆様などから広く御意見を伺った結果、多くの方が楽しめる工夫が必要といった御意見のほか、その時々季節などに応じた地域の魅力について発信できる仕組みが必要といった御意見、北海道ブランドとして、道内の各地域の自然、文化、歴史などに関する情報発信が必要といった御意見が多く寄せられたことから、これらの三つを利活用コンセプトとして設定したところでございます。

○千葉英也委員 三つの利活用コンセプトのうち、多くの方々に赤れんが庁舎を利用していただくという点では、「あらゆる人が楽しめる場」が最も基本的なものであるとも言えますが、基本指針において、このコンセプトはどのような形で反映されているのか、伺います。

○三好雅委員長 財産活用担当課長野崎直人君。

○野崎財産活用担当課長 利活用コンセプトの反映の状況についてであります、「あらゆる人が楽しめる場」に関しまして、基本指針の素案では、「年齢、国籍、言語、障がいの有無等にかかわらず、赤れんが庁舎を訪れるすべての人が、北海道を学び、楽しめる場を目指す。」としているところでございます。

この考え方に基きまして、エレベーターなどのバリアフリー対応や展示等の多言語化のほか、飲食、物販、展示など、多様な機能を配置することとしたところでございまして、また、観光で訪れる方だけではなく、道民の皆様がさまざまな活動に利用できるよう、地階を創造と交流のフロアと位置づけ、多機能なスペースやカフェの設置などを盛り込んだところでございます。

○千葉英也委員 基本指針の素案では、改修事業の財源として、ふるさと納税等の寄附制度を活用することとしておりますが、広く寄附を募っていくために、具体的にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○野崎財産活用担当課長 寄附制度の活用についてであります、赤れんが庁舎のリニューアルに当たりましては、各方面の方々に広く対象としたふるさと北海道応援寄附金、いわゆるふるさと納税のほか、企業を対象といたしました地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の活用を考えてございまして、新年度から寄附の受け付けを開始する予定としております。

これらの寄附につきましては、道のホームページで周知するほか、赤れんが庁舎のリニューアルを応援してくださる企業を直接訪問し、寄附募集の案内を行うこととしております。

【第1分科会 3月15日 第4号】

また、ふるさと納税につきましては、民間のインターネットサイトを活用して、広く周知を図ることとされているところをごさいますて、多くの方々から御賛同いただけるよう、さまざまな機会を捉え、積極的に情報発信を行ってまいりる考えでございます。

○千葉英也委員 赤れんが庁舎の改修については、平成34年度に完成の予定とされておりますが、それまでの間、リニューアル事業について、多くの道民の方々に興味を持っていただき、道民が誇れる魅力的なものにしていくことが重要と考えます。今後、道としてどのように進めていくお考えなのか、お伺いします。

○三好雅委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 今後の展開についてでありますけれども、赤れんが庁舎のリニューアル事業につきましては、多くの方々に関心を持っていただくため、秋ごろを目途として、赤れんが庁舎においてPRイベントを開催いたしますなど、さまざまな工夫を凝らしながら、機運の醸成を図ることとされているところをごさいます。

このイベントでは、本事業の紹介のほか、赤れんが庁舎の歴史とか魅力をPRいたしますとともに、寄附募集の周知も行うこととされているところをごさいますて、民間との協働によりまして、注目度が高まるような内容としてまいりる考えでございます。

こうした取り組みを通じまして、北海道を代表する歴史的建造物である赤れんが庁舎のリニューアルを多くの皆様に心待ちにさせていただき、新しく生まれ変わる赤れんが庁舎が、国内外に向けた本道の歴史・文化・観光情報の発信拠点としてふさわしいものとなるように、引き続き検討をまいります。

以上でございます。

○千葉英也委員 寄附金額はどのぐらいかとはお伺いしませんが、寄附行為を通じて赤れんがの魅力伝えて、1人でも多くの人から寄附をしていただくことによって、赤れんがに対する誇りというか、愛着が湧くと思ひますので、ぜひ、可能な限りたくさんの方々の寄附を募っていただきたいと思ひます。

それでは、次に行きます。

先週末に本道を襲った大雨、融雪などによる災害により、1名の方がお亡くなりになりました。謹んでお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

防災対策について、以下伺っていきます。

本道の3月としては全く異例の大雨、融雪に見舞われましたが、このたびの災害に対する道の認識と、具体的に取り組んだ応急対策について、まずはお伺いいたします。

○三好雅委員長 危機対策課長辻井宏文君。

○辻井危機対策課長 大雨、融雪による災害についてであります。このたびの、3月8日から9日にかけての災害は、その1週間前に見舞われた暴風雪や大雪の影響が残る中、太平洋側を中心に、4月上旬から中旬並みの気温上昇に加え、72時間降水量が道内の46の観測地点で3月の最高値を更新するという記録的な大雨により、水害や雪崩などが発生したものでありまして、私た

ち道民にとって、これまでにほとんど経験したことがない事象であったと認識しているところでございます。

道では、災害の発生に備え、あらかじめ、气象台から予想される気象情報を収集し、庁内はもとより、市町村や防災関係機関に情報を提供したほか、災害対策連絡本部を設置し、自衛隊、道警察、開発局など関係機関と連携協力を密にしながら、各種情報の把握に努めるとともに、氾濫危険水位に達した道管理河川などについて、避難勧告などを発令するよう市町村に助言するなどの応急対策に努めたところでございます。

○千葉英也委員 今冬の本道は、幌加内に代表されるように、局地的に記録的な大雪となりました。

これから、春を迎え、雪解けとともに、本格的な融雪期を迎えますが、道はどのように対応していくお考えなのか、お伺いいたします。

○三好雅委員長 危機対策局長森弘樹君。

○森危機対策局長 融雪期への対応についてであります。本道は、これから、気温上昇に伴う雪崩や落雪、融雪に伴う出水による河川の氾濫や土砂災害などが懸念される融雪出水期を迎えることとなります。

特に、この冬は、記録的な大雪に見舞われた地域もありまして、例年にも増して警戒が必要と認識をしております。

このため、道では、本日、道地域防災計画に基づき、道を初め、气象台や陸上自衛隊、開発局、道警察など18の関係機関で構成される北海道融雪災害対策連絡部を北海道防災会議に設置しまして、それぞれの役割に応じた予防対策を講じるとともに、災害が発生することを十分念頭に置き、市町村と連携し、住民の方々に対する注意喚起を行うほか、気象情報や避難情報を迅速かつ的確に伝達できるよう準備を進め、融雪期におけるさまざまな災害に備えてまいります。

○千葉英也委員 続きまして、消防団について質問させていただきます。

昨年12月、総務省消防庁から、平成29年度版の消防白書が公表されました。その中の特集である「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」において、全国的な消防団の現状や課題などが挙げられております。

近年、少子・高齢化の進展により、老人世帯や独居老人がふえており、このような方々は、火災や、近年大規模化する傾向にある自然災害に対して常に不安を抱きながら生活しております。

こうした中、地域に密着した消防団は、日ごろの防災活動、また、火災や自然災害の発生時の対応など、地域の消防防災体制における中核として、地域住民の安全、安心を確保するために活動しており、消防団が果たす役割はますます大きくなってきております。

しかし、その一方で、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて、さまざまな課題を抱えております。

そこで、道内における消防団の現状や課題、道の取り組みなどについて、以下お伺いします。
消防白書で課題として取り上げているのは、消防団員の減少でございます。

【第1分科会 3月15日 第4号】

平成25年に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ることを目的に、消防団等充実強化法が成立しましたが、平成26年度と平成29年度のデータを比較すると、全国では、この3年間で消防団員は1.6%減少しており、法の成立後も減少に歯どめがかかっていない状況にあると思います。

まず、道内の消防団員数の状況、また増減理由についてお伺いいたします。

○三好雅委員長 消防担当課長市川晶一君。

○市川消防担当課長 消防団員数などについてであります。平成29年4月現在、道内の消防団員は2万5319人であり、消防団等充実強化法が成立した直後の平成26年4月現在の2万5842人と比べ、523人、約2%の減少となっており、全国平均の1.6%と比べ、0.4ポイント、減少率が上回っております。

減少の主な理由といたしましては、道内の人口減少や高齢化に伴うなり手不足に加え、地域コミュニティの機能低下といった社会的な要因や、本業との両立が困難といった職業上の理由によるものと認識しております。

○千葉英也委員 地域防災力の中核となるべき消防団員が減少していることに危機感を持っております。

道として、消防団員が減少している現状をどのように受けとめているのか、また、団員の確保に向けて、どのような取り組みを行ってきたのか、お伺いいたします。

○森危機対策局長 消防団の現状に対する認識等についてであります。近年、大規模な災害が全国各地で発生しておりまして、地域住民の安全、安心の確保のために消防団が果たす役割はますます大きくなっております。

そのような中、本道における消防団員の減少割合が全国平均を上回っていることにつきましては、大きな課題と受けとめておりまして、その減少に歯どめをかけることが極めて重要と認識しております。

道では、これまで、消防団活動への理解を深め、団員の確保を図るため、広報紙の活用のほか、地域のイベント、大学において消防団活動のPRや加入活動などの取り組みを行ってきておりまして、今年度は、テレビ、ラジオといった広報媒体の活用に加え、昨年10月から、新たに、北海道消防協会と連携し、道内の企業や飲食店などの協力のもと、消防団応援プロジェクトの取り組みを進めているところであります。

○千葉英也委員 昨年10月から、北海道消防協会と連携し、新たに、消防団応援プロジェクトを進めているとのことですが、約半年がたっております。

この制度は、地域の安全、安心を守っている消防団を応援する地域の企業などが、自社のサービスの提供時に消防団員を優待することを目的とした制度であり、地域の理解や応援の気持ちが協力企業の数にあらわれ、また、そういった地域の環境が、少なからず消防団員の加入促進に結びつくのではないかと考えます。

現在、このプロジェクトに加入している事業所や市町村数などはどのような状況となっております。

り、今後、どのように展開していこうとしているのか、お伺いいたします。

○市川消防担当課長 消防団応援プロジェクトについてであります。昨年10月に開始した消防団応援プロジェクトには、本年3月1日現在、道内の47の市町村におきまして、企業や飲食店など214の事業所に、趣旨に御賛同いただき、登録をいただいているところでございます。

今後も、北海道消防協会はもとより、市町村とも連携し、特に、いまだ登録のない地域を中心に積極的なPRを行うなど、消防団員の利用機会の増加に向け、消防団を応援する企業等の拡大を図ることとしており、これにより、消防団員の確保と、団員の皆様が活動しやすい環境の整備につなげていきたいと考えているところでございます。

○千葉英也委員 冒頭に申し上げたとおり、地域防災力の強化には、消防団の充実強化が不可欠と考えており、平成25年に成立した消防団等充実強化法においても、道に対し、消防団員の加入促進はもとより、活動の充実強化のための教育訓練などの施策が求められているところであります。道として消防団の充実強化にどう取り組んでいくお考えなのか、お伺いします。

○三好雅委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 消防団の充実強化に向けた取り組みについてでございますが、道といたしましては、地域の安全、安心の確保のためには、消防団の充実強化が必要なものと考えておりますことから、今後とも、消防団活動への理解を深めるためのPR活動を継続して実施してまいりますほか、女性や学生など、幅広い層に対し、消防団への加入が図られるよう、さまざまな機会を捉えて呼びかけを強めてまいります。

またあわせて、女性団員のスキルアップを図るため、消防学校における女性団員課程の中で、応急手当の指導、教育や、避難所の運営訓練などに取り組みますとともに、学生消防団員の就職活動を支援する学生消防団活動認証制度の導入を促すため、市町村を直接訪問するなどしまして、地域防災力の中核である消防団の一層の充実強化に努めてまいる考えであります。

○千葉英也委員 道内には179市町村がありますので、消防団応援プロジェクトの登録が47市町村というのは、若干少ないのかなという気がしております。

そして、道のホームページでは、市町村別に掲載されているのですけれども、消防団員が多い市町村でも登録されていないところが見受けられます。ぜひ、地域の安心、安全を守っていただいている消防団員の皆様が本当に活動しやすい環境の整備に努めていただきたいと思います。

次に、消防学校についてでございます。

消防学校は、全道各地から消防職団員が集まり、日々、教育訓練など、研さんを積む場であり、近年、複雑化、多様化する大規模災害に地域の消防職団員が対応するには、ニーズに即した消防学校での教育訓練も重要となってきます。

一昨年予算特別委員会において、消防学校に関して、長寿命化、耐震改修に向けた耐震診断の実施や、地域ニーズを踏まえた災害対策上の機能の付与や、札幌市との連携協力などを踏まえた検討について、道の見解を求めたところでございます。

その後、1年を経過しましたが、現時点の状況、また、今後の方向性などについて、以下お伺

いたします。

校舎等の耐震診断についてですが、一昨年の予算特別委員会において、耐震診断の実施について検討を進めていくとの答弁をされ、昨年、耐震診断を実施しているものと承知しておりますが、その診断はどのような結果だったのか、お伺いいたします。

○市川消防担当課長 耐震診断の結果についてであります。昨年、消防学校の耐震診断を実施した結果、校舎、寮舎のいずれも構造基準を下回っており、耐震性に疑問があるとの判定を受けているところでございます。

寮舎につきましては、耐震改修工事により、現行の耐震基準を満たすことができる建物と判断された一方、校舎につきましては、建物の基礎部分の構造が現行の建築基準法において不適合であり、通常の工法による耐震改修工事は困難との診断結果が出されたところでございます。

この結果を踏まえ、寮舎につきましては、長寿命化工事及び耐震改修工事に着手すべく、新年度に実施設計を行うこととし、耐震改修工事が困難とされた校舎につきましては、今後、改築を前提とした検討を進めてまいる考えでございます。

○千葉英也委員 消防職員の初任教育においては、学生全員が入寮し、約5カ月間の長期にわたる教育訓練が、年に2期、行われているなど、消防学校は、地域の防災力のかなめとなる消防職団員を常にお預かりしている施設であり、入校中の学生の安全管理に最大限配慮すべきと考えます。

耐震診断の結果を踏まえ、校舎の改修について、今後、どのように進めていこうとお考えなのか、お伺いいたします。

○橋本総務部危機管理監 校舎の整備についてでございますが、消防学校は、全道から受け入れる消防職員が長期間滞在し、教育訓練を受ける場所でございますので、必要な設備の整備とあわせ、安全に過ごすことができる環境を提供する必要があるというふうに考えております。

今回の耐震診断により、消防学校の校舎につきましては、改修工事は難しいとの結果が出されましたことから、道といたしましては、国の消防学校施設等基準や道内の消防本部のニーズ、さらには、札幌市との連携、役割分担や、防災機能の付与も考慮する中で、早急に具体的な施設整備計画案を作成し、北海道ファシリティマネジメント推進方針を踏まえ、校舎の整備について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○千葉英也委員 安心、安全の担保のために、早急に改築をしていただきたいなと思います。

次に、道職員の採用、確保についてでございます。

今回、私個人としては、予算特別委員会に臨むに当たり、一つのテーマがございまして、三つの所管部の審査で、人材をテーマに掲げております。

本当に、何をやるにも人材が重要で、企業は人なりと言われておりますが、道も人なりということで、道職員について質問させていただきたいと思います。

今回の定例道議会の我が会派の代表質問において、知事は、職員の採用について、これまで、

採用試験の日程の前倒しや、採用セミナー等において若手職員の体験談を紹介するなど、取り組みを進めてきたと答弁されましたが、これらの取り組みによる受験者確保などの採用効果についてお伺いいたします。

○三好雅委員長 人事課長谷内浩史君。

○谷内人事課長 人材確保に向けた取り組みなどについてであります。道では、平成25年度から、試験日程の早期化や、人物重視型の採用試験制度へ移行するとともに、学生等への採用セミナーやインターンシップ、合格者へのガイダンスなどの取り組みを充実し、若手職員の体験談の紹介を初め、道庁の役割や仕事の魅力、人材育成、福利厚生等への理解を深めていただきながら、受験者等の確保に努めてきたところでございます。

近年、地方公務員採用試験の受験者数が全国的に減少傾向にある中で、大学卒業程度を対象とした道の行政職採用試験の受験者数は、平成24年度の517名から、昨年度は1376名へ増加し、本年4月の採用予定数を確保したところでございます。

また、採用セミナー等に参加した学生等へのアンケートでは、道職員の仕事の内容やキャリアパス等について具体的なイメージを持つことができたとの意見が多く寄せられるなど、これまでの試験制度の見直しや積極的な採用活動が、道職員を目指すより多くの受験者、採用者の確保にもつながっているものと考えております。

○千葉英也委員 今後は、ワーク・ライフ・バランスの確立や女性の活躍推進、道内の各勤務地の住環境など福利厚生の充実といった、誰もが働きやすい職場づくりを進める環境整備とそのPRも必要ですが、それと同時に、職員のモチベーションを高揚させる、働きがいのある職場づくりも大変重要であると思っておりますし、それが、採用者の確保にもつながると考えております。

意欲と能力にあふれる人材の確保に一層努めるとしてはありますが、そのためには、明確な目標設定のもとに、小さなことから、失敗を恐れずにチャレンジさせ、成功体験を積ませることや、そのスキルアップに応じて評価される制度が必要と考えますが、現在の評価制度について、道はどのような仕組みを取り入れているのか、お伺いいたします。

○谷内人事課長 人事評価制度などについてであります。職員のモチベーションを高め、意欲や能力を引き出しながら、組織力の向上につなげていくためには、職員一人一人の能力、業績を評価し、その結果を給与や任用等に適切に反映し、人材育成につなげていくことが重要であります。

道では、職員の業務目標の達成状況を評価する業績評価と、職務の遂行能力を評価する能力評価を実施してはおりまして、その評価結果を、勤勉手当、昇給、昇任に活用するとともに、管理職員との面談や評価結果のフィードバックを通じまして、伸ばすべき能力、取り組む課題について助言指導を行い、職員のキャリア形成や成長を促しております。

また、職員表彰制度に基づきまして、職務に関して優秀な取り組みや功績を上げた職員、グループを積極的に表彰するとともに、庁内のイントラネット上で公表することで、職員の士気の向上や職場の活性化を図ってきているところでございます。

○千葉英也委員 SNS等を通じて、広くそれらの取り組みを発信していくとしております。賃金や処遇も重要ですが、道が、どのようなスキルを求め、どのような環境のもとで活躍する人材を求めているのか、さらには、職場の雰囲気、例えば、どのような先輩職員がどのように活躍しているのかなど、実体験をもとにした声を発信することも重要と考えます。

今後、こうした情報発信を活用し、道職員の採用確保にどのように取り組むお考えなのか、お伺いいたします。

○三好雅委員長 総務部職員監梅田禎氏君。

○梅田総務部職員監 人材の確保に向けた取り組みについてでございますが、道職員を目指す優秀な人材を安定的に確保するためには、仕事の魅力はもとより、若手職員のキャリア形成の取り組み、さらには、ワーク・ライフ・バランスの確立や女性の活躍推進、福利厚生の充実といった、働きやすい職場づくりについて、学生等に具体的なイメージを持ってもらえるよう、積極的かつ効果的に発信していくことが重要と考えております。

このため、これまでの採用セミナーなどに加えまして、新年度からは、インターネットの動画配信サービスを活用し、道職員の仕事の内容や福利厚生、さらには、実際の執務の状況等を、より幅広い層にわかりやすく発信するとともに、民間企業の取り組み事例なども参考として、学生が、直接、職場体験ができる機会を充実し、魅力と働きがいがある職場であることを実感してもらうなどしながら、道職員を目指す方々の裾野を広げ、人材確保に一層努めてまいる考えであります。

以上でございます。

○千葉英也委員 今後、ますます人材確保が厳しい時代を迎えると思います。その中においても、北海道職員は、プロフェッショナルを目指し、しっかりとスキルアップをしていただきたいなと思います。

今、はやっているわけじゃないのですけれども、理念型経営を取り入れている企業が結構多いです。明確な理念のもとに、しっかりとした目標を立て、その目標を達成するために、どういった人材を育てていくのかという仕組みを構築することにより、短期間で若者が活躍できることにつながると思いますので、人材育成もしっかりとされるよう、お願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○三好雅委員長 千葉英也委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

小岩均君。

○小岩均委員 お昼の時間にかからないように、簡潔に質問させていただきます。

行財政運営等についてであります。

新年度予算の提案とともに、道から私どもに示されました行財政運営方針は、平成28年度からの前半の2年間で総括しながら、後半の3年間に取り組む課題と方向性が示されたものと受けとめております。

まず、この2年間で取り組まれた、3区分された27の推進事項の進捗状況についての説明をお

伺いたしますとともに、まだ十分効果が上がっていないものがあるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○三好雅委員長 行政改革課長青木真郎君。

○青木行政改革課長 推進事項の進捗状況についてでございますが、行財政運営方針に掲げた推進事項につきましては、年度ごとの具体的な取り組みを業務改革工程表として示した上で、毎年度、その取り組みを踏まえ、ローリング作業をし、公表しているところでございます。

これまでの主な取り組みの実績としては、平成27年度末に取りまとめました、政策評価制度の見直しの方向性に基づき、施策評価と事務事業評価を一体的に実施しておりますほか、新たに、職員からの業務改善提案制度の運用を開始いたしまして、この提案を踏まえ、出張者が、いつでも情報システムを利用してメールなどの確認ができるサテライトオフィスを本庁や東京事務所などに設置したところであり、新年度には、出張者に限定していた利用対象者の拡大を図ることとしたところでございます。

また、債権管理マニュアルの作成など、一部、取り組みにおくれが見られたものにつきましても、年度当初に早急な取り組みを促すなど、必要な推進管理に努めており、おおむね計画的に進捗しているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○小岩均委員 今、おおむね進捗しているというお話がありました。

それを枕にして伺いますが、このたびの改変は、前半の2年間の取り組み状況や社会情勢の変化といったものを織り込んでの見直しであると捉えております。

そこで、何をどのように反映したのか、お聞かせください。

○青木行政改革課長 見直しの視点についてでございますが、行財政運営方針では、現行の組織人員体制を基本とする限られた行財政資源のもとで、より効果的、効率的で、質の高い業務遂行を進めるため、PDCAサイクルの抜本的強化、民間ノウハウやICTの利活用、行政コスト・ストックの情報公開と最適化にかかわる27の取り組みを推進事項としたところでございます。

このたび、方針の後半期を迎えるに当たりまして、現行の推進事項の進捗状況を踏まえた深掘りの視点から、内部業務の減量化や、エビデンスに基づく政策展開の推進を加えるとともに、平成29年6月の地方自治法の改正を初めとする国の地方行革関連の動き等を踏まえまして、リスクマネジメントの充実や、各種申請手続の簡素化を新たな推進事項として追加したところでございます。

以上でございます。

○小岩均委員 今、二つのことをお聞きしました。

道庁として日々行われております仕事をいかに効率よく進め、かつ成果を上げるための行財政運営方針でありますけれども、残念ながら、今の短いやりとりとはいえ、特筆できるような答えはなかったかなと受けとめております。

長年、道庁でやってきた仕事の慣習を変えて、新たな手法に取り組んで、それを定着させるに

は時間がかかるわけでありますから、試行錯誤を重ねていくのは必要なことでもあります。

そこで、後半の3年間の主な項目として新たに加えられた四つの推進事項で、特に、エビデンスというのは、私も余り聞きなれない言葉であります。エビデンスに基づく政策展開については、昨日の総合政策部所管審査で質疑がされましたが、質疑を聞いていて、新しい概念なのかなということと、縦割り行政の中で、こうしたものが道庁にしっかり浸透していくのかどうか、少し気がかりでもあります。

そこで、新たに加えられた四つの項目について、業務改革に対する具体的な効果はどのようなものであるのか、お尋ねをいたします。

○青木行政改革課長 新たな四つの推進事項についてでございますが、行財政運営方針の後半期に当たりましては、多様化する道政上の諸課題に的確に対応していくため、現行の限られた行財政資源を最大限に活用し、より多くの資源を、政策の企画立案、事業の実施といった業務に振り向けていくことを明確化したところでございます。

このたび追加した四つの推進事項は、庁内共通事務の一斉点検や各種申請手続の簡素化の取り組みによりまして、業務の効率化と道民の作業負担の軽減を図るものでありまして、加えて、多様なニーズに対応するため、エビデンスに基づく政策の展開を進めていくこととしたほか、財務事務などに関する内部統制の仕組みの再構築に取り組むこととしたところであり、政策の質的向上にもつなげていくものでございます。

以上でございます。

○小岩均委員 後でまとめてコメントしますが、次は、生産性の向上についてです。

行財政運営方針には、こう書いてあります。道庁の生産性の向上に向けた業務改革に取り組むとして、内部管理業務や庁内共通手続の点検、内部調整プロセスの簡素化などを行いながら、そこで生じた人的資源などを、施策の立案、事業の実施に投入し、生産性を向上させるとのことでございます。

私は、言葉とはいえ、行政組織に生産性を求めることには若干の違和感があるわけでありますけれども、そこに掲げられた各種の取り組みについては、これまで行っていなかった事項なのかどうか、それとも、補強されたものであるのか、御説明をいただきたい。

また、生産性の向上とは、個々の職員に対する新たな負荷あるいは課題というふうに捉えていいのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○三好雅委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 生産性の向上に向けた取り組みについてでございますが、道では、これまで、行財政運営方針に基づき、道庁の簡素で効率的な仕事の進め方への見直しに向け、職員からの業務改善提案の募集や、改善実践事例の全庁への普及などに取り組んできたところでございます。

このたび、方針の後半期を迎えるに当たりまして、業務の効率化と行財政資源の有効活用を図る観点から、こうした取り組みを充実し、内部業務の減量化として、新たな推進事項に位置づけ

るとともに、ICTの一層の利活用など、関連する七つの推進事項を一体として、道庁の生産性の向上に向けた業務改革として再構成したものでございます。

こうした取り組みを進めるに当たりましては、職員一人一人の主体的な参画が重要でありますことから、夏までを予定としている減量化方針の策定に先立ち、業務の減量化をテーマとした職員提案を募集することとし、減量化により生まれた人的資源を道民サービスの向上にかかわる業務へ振り向けてまいりたいと考えてございます。

○小岩均委員 今答弁がありました。庁内共通事務の一斉点検、各種申請手続の簡素化、業務の効率化、エビデンスも含めた内部統制、あるいは人的資源の有効活用といった取り組みも、結局は、仕事をする以上、個々の職員の熱意あるいは向上心というのでしょうか、それが継続的に持続できるかどうかにかかってくるのかなと私は思います。

もう一つ、近年は、個人同士のコミュニケーションがとりづらい時代になっておりますけれども、上下も含めて、横のコミュニケーション、あるいは、部、課、係をまたぐ情報共有がないと、今の行政需要への対応はなかなか進んでいかないのでないかなと思います。

そこで、これも行財政運営方針に掲げられておりますけれども、会議のあり方についてお伺いします。

エビデンス、生産性の向上という新たな事項を進めるに当たって、研究会や庁内会議を設置することも掲げられております。

一方、推進事項には、こう書いてあります。「常設の必要がない委員会等の廃止や非常設化の徹底」とありますが、これに照らし合わせると、新たな研究会の設置は、この取り組みに逆行するものであってはならないと考えます。

また、各種の会議において、例えば、資料を事前に配付して所要時間の短縮を図ったり、時間を決めて行うなど、会議の開催方法、参集範囲、場所などについても、効率や成果を求める視点で見直す必要があるのではないかと考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○青木行政改革課長 新たな会議の設置などについてでございますが、行財政運営方針では、常設の必要がない委員会等につきまして、廃止や非常設化を徹底することとしており、平成28年3月に附属機関等の設置基準を改正し、職員で構成する庁内連絡会議につきましても、原則として、設置要綱等による常時設置とせず、必要の都度、開催するとの見直しを行ったところでございます。

今回策定する後半期の取り組みにおいて新たに位置づける推進事項について、庁内での会議等の開催を予定しておりますが、基準を遵守し、常時設置とせず、必要最小限の開催とする考えでございます。

また、会議の効果的な運営に向けて、これまで、資料の事前配付や終了予定時刻の参加者間での共有等に取り組んできたところでありまして、今後は、資料のペーパーレス化や、遠隔地間のインターネットを通じた会議の開催など、より一層の効率化を図ってまいります。

以上でございます。

○小岩均委員 そういったことも含めて、新年度から、行財政運営方針にのっとった取り組みが行われるわけでありますけれども、32項目の推進事項について、目標や指数、数値を掲げているものはわずかであります。

私は、こういうものをつくる時に、何らかの目標や指針をきちんと示すべきであり、その推進事項が達成されているのかどうかは、目標や指針があって初めて点検できると思っております。

そこで、推進事項の個別目標はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○古屋総務部次長 取り組みの成果の把握についてでございますが、業務改革における27の推進事項につきましては、年度ごとの具体的な取り組みを示した業務改革工程表を策定し、その中で、それぞれの取り組みの根拠となる計画や方針といった具体的な推進方策を明確化した上で、取り組みを進めているところでございます。

また、後半期の取り組みにおいて追加する推進事項のうち、内部業務の減量化の取り組みについては、新年度から、担当副知事をトップとする庁内横断的な推進体制を整え、夏までに基本方針を策定するとともに、減量化に関する目標を設定することとしております。

さらに、申請手続の簡素化に向けた取り組みにおきましても、道民や事業者の負担が確実に軽減されるよう、負担の軽減に関する適切な目標を設定することとしておまして、業務改革の計画的な推進を図り、徹底した業務の効率化と政策の質的向上につなげてまいりたいと考えております。

○小岩均委員 今答弁にございましたが、副知事をトップとする推進体制を整えて、基本方針の策定、減量化に関する目標、そして、道民や事業者の負担が軽減されるための適切な目標、こういうものがこれから定められるということでございます。

今のお話でありますと、少し時間はかかるわけでありますけれども、その過程も大事なことでありますので、次の機会に検証しながら、しっかり取り組んでいただくよう指摘を申し上げて、次の質問に移ります。

次は、財政運営についてでございます。

新年度の道予算の歳入のうち、道税収入は、今年度と比べて72億円減の5986億円が見込まれております。その減の要因としては、教職員給与等について、政令市である札幌市への移譲が大きな要素を占めております。

これについて、まず、どのような影響が生じているのか。また、その影響がなければ、道税収入の大きな減額はなかったのではないかなと思いますけれども、新年度に見込んである道税収入の実態についてお聞かせいただきたい。

○三好雅委員長 税務課長宇部敬吾君。

○宇部税務課長 平成30年度の道税収入予算額についてでございますが、見積もり時点における課税実績や道内外の景気の動向、税制改正の影響などを勘案して積算したところでありまして、主な税目について、前年度の当初予算額と比較しますと、地方消費税は、輸入取引の増加などにより57億円の増、法人2税は、道内法人の所得の増加などにより20億円の増と見込んだところであ

ります。

また、個人道民税につきましては、給与所得の増加などが見込まれますが、札幌市への税源移譲が289億円生じたことに伴いまして、201億円の減と積算したところであります。

この札幌市への税源移譲がないものと仮定した場合、平成30年度の道税収入の予算額は、前年度の当初予算額を217億円上回る6275億円と見込まれるところであります。

○小岩均委員 もう一点、歳入についてお伺いします。

今の説明にもありました法人2税は、個人道民税に次ぐ税額となる大事な収入であります。その法人2税について、昨年末に示された与党の税制改正大綱において、偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、平成31年度の税制改正で結論を得ると表記されました。

こうしたことから、地方法人課税のあり方が議論されることは避けられないわけでありまして、道として、こうした動きに対してどう対応していくのか、見解をお伺いします。

○三好雅委員長 財政局長森隆司君。

○森財政局長 地方法人課税についてでございますが、平成30年度の税制改正大綱におきましては、消費税が10%となる段階で、地方法人特別税及び譲与税が廃止され、法人事業税に還元されることなども踏まえ、地方法人課税における新たな偏在是正措置について、31年度の税制改正において結論を得ることとされたものと承知しております。

道を初めといたしまして、地方団体が、人口減少対策など、さまざまな課題に対応していくためには、安定した行財政基盤の確立が極めて重要であり、そのためには、偏在性が小さく、安定的な地方税体系の構築が必要であります。

とりわけ、税収基盤が脆弱な本道におきましては、特に地域間の偏在度が高い地方法人課税について、その偏在を是正することが重要であると考えておきまして、今後の地方法人課税のあり方をめぐる議論におきましても、全国知事会などとも連携しながら、こうした道の意見を国に対して主張するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○小岩均委員 もう一つ、税制改正大綱にかかわる問題として、私の地元である北広島市が一番多いと言われておりますゴルフ場利用税についてでございます。

御当地ソングと言われながらも、これは、北海道全体にとって、決して、なくなっていい税ではないと私は思っております。ゴルフ場利用税の廃止については、長期的な検討とはなっておりますけれども、廃止論は消えておりません。

こうした課題も含めて、道税収入の確保という観点から、平成31年度の税制改正に向けて、しっかり対応しなければならないと思っておりますけれども、担当部の見解をお伺いいたします。

○三好雅委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 平成31年度の税制改正に向けた対応についてでございますけれども、道では、これまで、ゴルフ場利用税の現行制度を堅持することなど、地方税財源の充実確保について、全国知事会あるいは関係市町村と連携して、国に提案、要望をしてきたところでございます。

【第1分科会 3月15日 第4号】

道といたしましては、持続可能な財政構造を確立し、多様化する住民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供していくためには、地方が担う役割に見合った財源の確保が不可欠であり、税源の偏在性が小さく、安定性を備えた地方税体系の構築が重要であるというふうに考えているところでございまして、今後とも、あらゆる機会を通じて国に要望するなど、全国知事会や関係市町村と連携しながら、税収の安定確保に努めてまいります。

以上でございます。

○小岩均委員 今、部長から力強いお話がありました。

ちょっと脇道にそれるかもしれませんが、東京都は、先ほど触れた法人2税あるいは地方消費税に関して、きょうは資料を持ってきておりませんが、都民向けに、30ページほどのカラーパンフレットをつくって、いろんなところにまきながら、地方とは違った東京都の事情——東京都は吸い上げられる一方でありますけれども、そうしたことについて正面から解説し、だから東京都としてはこういう動きをとめるのだということを積極的にやっております。

今、部長から、あらゆる機会を通じて国に要望する、全国知事会や関係市町村と連携をしていくという答弁がありました。

きのう、我が会派の委員から、北海道150年事業に絡んで、ことし、本道で24年ぶりに全国知事会議があるというお話もありました。せっかくの機会でありますので、そのときに、他の都府県を巻き込んで、地方の声として高橋知事がしっかり国へ働きかける、そんな動きも今の答弁にかぶせてやっていただきたいと指摘をしておきます。

次に、地方交付税についてお伺いをいたします。

新年度予算の地方交付税は、普通交付税の振りかえである臨時財政対策債と合わせると、220億円減の7180億円となっておりますが、減となった要因についてお伺いをいたします。

○三好雅委員長 資金担当課長古岡昇君。

○古岡資金担当課長 地方交付税等の予算計上額についてでございますが、平成30年度当初予算における地方交付税等は7180億円を見込んでおりまして、前年度比で220億円の減となっております。

交付税算定上の収入の大宗を占める道税収入につきましては、全体として、前年度比で72億円の減となっております。このうち、県費負担教職員給与費等の札幌市への移管に伴います税源移譲による影響額を289億円の減と見込んでいるところでございますが、こうした税源移譲に伴う影響分を除いた道税収入は217億円増加する見込みとなりますことから、交付税算定上の収入も同様に増加するものと見込むなどして、予算を計上したところでございます。

○小岩均委員 地方交付税の確保は、道だけではなく、道内の市町村財政へも影響を与えます。

同時に、地方自治体の基金に関する問題について、昨日の総合政策部所管審査で市町村財政ということで私は質疑をさせていただきましたが、道内の自治体の基金残高は8300億円あり、これについて、今いろいろ問題のある財務省が、国が地方からの吸い上げを議論する可能性もあります。こうしたことに対して、総務部としてどのように対応するのか、お聞きをいたします。

○森財政局長 地方交付税などの確保についてでございますが、地方団体の基金残高に関しましては、これまで、さまざまな議論がなされてきたところでございますが、平成30年度の地方財政計画におきましては、基金残高の増加を理由とした地方交付税等の削減は行われなかったものと承知しております。

一方で、国の経済財政諮問会議等におきましては、依然、地方の基金残高の増加を問題視する意見などもあり、新年度の骨太の方針の策定に向けましては、これまで、平成27年度と実質的に同水準を確保するとされてきた地方一般財源総額に関しまして、平成31年度以降の方向性をめぐり、厳しい議論も想定されるところでございます。

道といたしましては、今後とも、本道などの地方団体が、住民に必要な行政サービスを主体的、安定的に提供していくことができるよう、地方交付税を初めとする地方一般財源総額の確保に向け、今後とも、全国知事会などとも連携をしながら、国に対しさまざまな機会を通じて強く働きかけてまいります。

○小岩均委員 あと2点です。

繰り上げ償還についてであります。

道は、今後3年間にわたり、毎年度、80億円程度の繰り上げ償還を行うということですが、さきの補正予算の先議においても、会派の同僚議員から質問をさせていただきました。

今年度のことについてはわかりましたけれども、来年度以降の対応はどのように進めるのか、また、その財源はどのようなものであるのか、お伺いをいたします。

○三好雅委員長 財政課長猪鼻信雄君。

○猪鼻財政課長 道債の繰り上げ償還についてでございますが、道では、行財政運営方針において、将来世代の負担軽減の観点から、依然、高い水準にある実質公債費比率の改善に取り組むこととしておりますが、これまでの議会議論も踏まえ、減債基金を活用した繰り上げ償還を行うこととしたところでございます。

具体的には、平成29年度からの3年間において、各年度、80億円程度の繰り上げ償還を行うこととし、このたび、本年度の最終補正予算に計上したところでございますが、30年度及び31年度においても、各年度における年間の財政運営の状況を見きわめつつ、減債基金を活用し、計画的に繰り上げ償還を行い、財務体質の改善に向けた取り組みを着実に進めてまいる考えでございます。

○小岩均委員 では最後に、部長にお聞きをします。

財政健全化に向けて財政運営を行うというのは行政の基本でありますけれども、道においては、収支対策として、20年に及ぶ職員給与の独自削減を行ってきた結果、内定辞退者が6割を超えるなど、その弊害が、人材不足にまで及んでしまったことは否定できないことだと思えます。

これまでの削減一辺倒の財政運営から、必要な事業に行財政資源を重点的に投入するなど、見直しを行うべきと考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○中野総務部長 財政運営についてであります。道におきましては、赤字再建団体への転落を回避するために、歳入歳出の全般にわたる徹底した見直しを計画的に進めてまいりました結果、収支不足額が縮小するなど、道財政は着実に改善が図られてきているものと認識しているところでございます。

しかしながら、平成30年度以降も、依然として収支不足が生じる見通しにございますことから、必要最小限の歳出削減などに取り組むこととしておりまして、給与の独自縮減につきましては、職員の士気とか優秀な人材確保の面で一定程度の影響が生じているものと考えられることを踏まえまして、平成30年度をもって終了することとしたところでございます。

今後の財政運営におきましては、行財政運営方針に沿って、財政健全化に向けた取り組みを着実に進めてまいりますとともに、優先度が高い施策に、限りある行財政資源を効果的、効率的に配分いたしますなど、人口減少などの道政上の課題への対応と規律ある財政運営の両立を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小岩均委員 ぜひ、引き続きお願いしたいと思います。

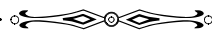
私の質問の前に、千葉英也委員から、道職員のあり方、若手職員の育て方について質問がありましたが、私は、大学の同窓の先輩として聞きながら、古い歌を思い出しました。「人は石垣、人は城」—— それに続く歌詞は言いませんけれども、ぜひ、財政とともに、人を大事にする道庁であることを願って、質問を終わります。

ありがとうございました。

○三好雅委員長 小岩委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩



午後1時12分開議

○小岩均副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

吉川隆雅君。

○吉川隆雅委員 それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

午前中、小岩先生からも、行財政運営等にかかわる質疑があり、もしかしたら重複する観点もあるかと思いますが、私からも、こうしたことについて伺ってまいりたいと思います。

最初に、財政運営等についてであります。

道は、行財政運営方針の推進事項として、新たな地方公会計の整備促進を位置づけ、今年度までに財務書類を公開するという方針のもと、検討や具体の作業を行い、先月20日の委員会で、平成28年度決算の財務書類を公表いたしました。

地方公会計の整備による新たな財務情報の公表や、それらの活用は、今後の行財政運営にとつ

て重要なものであり、我が会派としても、これまで機会を捉えて道の考え方をただしてきたところでございます。

そこで、今回、道が示した平成28年度の財務書類の内容も踏まえながら、今後の地方公会計の展開について伺ってまいりたいと思います。

これまでの地方公会計においては、道が採用してきた総務省方式改訂モデルのほか、他のモデルを採用している都府県もあり、団体間での比較に不向きといった課題があったと承知しております。

こうしたことから、国は、統一的な基準を策定し、全ての地方公共団体に対して、平成29年度までに、統一的な基準による財務書類等の整備を行うよう要請したとのことでありますが、総務省方式改訂モデルと統一的な基準の違いについて、まず、確認の意味も含めて伺いたいと思います。

○小岩均副委員長 資金担当課長古岡昇君。

○古岡資金担当課長 統一的な基準による財務書類等の作成についてでございますが、道では、平成21年度以降、総務省方式改訂モデルによって財務書類を作成してきたところでございますが、この方式は、決算統計から推計して資産評価を行うため、固定資産計上額の精度が不十分であることや、委員が御指摘のとおり、他の方式を採用している団体との比較ができないといった課題が指摘されてきたところでございます。

こうした課題を踏まえまして、統一的な基準におきましては、現金主義会計では見えにくい、資産、負債といったストック情報が把握できるよう、発生主義、複式簿記を導入していること、資産評価の正確性が担保されるよう、財務書類の補助簿として固定資産台帳を整備すること、また、全ての地方公共団体が統一的な基準で財務書類等を作成し、比較可能性を確保することとされたところでございます。

○吉川隆雅委員 総務省方式改訂モデルでの課題が、統一的な基準の導入によって解消されるということだと受けとめさせていただきました。

そこで、御答弁にあった固定資産台帳についてですが、この整備に伴い、道が保有する固定資産が明らかとなり、今回の財務書類においては、有形固定資産を、生活インフラ・国土保全などの七つの行政目的別に、その内訳を公表しております。

膨大で多種多様な固定資産の状況については、種類や類型ごとに整理した上で、より道民にとってもわかりやすい形で公表していくことが必要と考えます。

固定資産台帳自体の公表時期とあわせて、所見を伺います。

○小岩均副委員長 財産活用担当課長野崎直人君。

○野崎財産活用担当課長 固定資産台帳の公表についてでございますが、道における固定資産は、知事部局、道教育委員会、道警察本部を含めて、件数にして約20万件ございまして、現在、生活インフラ・国土保全など、行政目的別区分の内訳として、さらに、道路、公園、学校等の種類ごとに整理を行っているところでございます。

固定資産の公表に当たりましては、委員が御指摘のとおり、道民にわかりやすい形で行うことが重要であると考えておりまして、こうした種類ごとの内容につきまして、各振興局単位の地域別に整理した上で、道のホームページ上で今年度中に公表してまいりたいと考えております。

○吉川隆雅委員 国のマニュアルでは、財務書類のみならず、財政状況を示す上で重要と考えられる事項については、注記や附属明細書にその内容を記載することとされており、道では、これらに加えて、将来負担比率における将来負担額の状況などについても、独自に公表しております。

これらの取り組みは、将来負担額の内容が、財務書類との関係においても明確になることから、今回の行財政運営方針の見直しと軌を一にするものであると考えます。

また、財務書類を活用して、五つの項目について分析を行い、公表しており、独自の取り組みとして評価をさせていただくものでありますけれども、今後は、数値の持つ意味合いや経年比較、他団体との比較などについても記載するなど、より丁寧な財務情報の公表が必要と考えます。道の見解を伺います。

○古岡資金担当課長 財務情報の公表についてでございますが、このたびの財務書類等の作成に当たりましては、統一的な基準において公表を求められているものに加えまして、道の財政状況や財務体質の改善といった課題を踏まえ、将来負担額の内訳や、第三セクター等に対する短期貸付金の状況などにつきまして、道独自に公表することとしたところでございます。

さらに、財務書類を活用した分析といたしまして、有形固定資産の経年の程度をあらわした有形固定資産減価償却率や、資産形成における世代間の負担の割合を示す純資産比率のほか、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスなど、五つの比率等を算出し、公表したところでございます。

これらの指標につきましては、団体間比較を行うことで、さらなる分析が可能になると考えられますが、今年度におきましては、道に先行して財務書類を公表した県が7県にとどまっておりますことから、団体間比較を初めとする十分な分析が行えない状況にありましたが、今後、他県の公表内容なども踏まえながら、可能なものから、順次、経年比較や団体間比較を通じた分析に取り組むなど、公表する財務情報の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

○吉川隆雅委員 次に、財務書類の活用について伺ってまいりたいと思います。

統一的な基準による地方公会計の整備により、道が保有する固定資産について、固定資産台帳として網羅的に把握することが可能となりました。

こうした固定資産台帳からは、個々の資産、財産について、金額、数値のみならず、耐用年数や経過年数も含め、さまざまな情報が得られることとなり、財務情報の把握といった面で画期的な変化をもたらすものと考えます。

こういった情報を、国が示している、老朽施設の状況の把握、さらには、未利用施設の集約や売却可能性の検討など、効率的、効果的な資産・財産管理に活用していくべきと考えますが、所見を伺います。

○小岩均副委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 固定資産台帳の活用についてでございますが、道では、平成14年7月に、道有財産等の現状把握や、取得、管理、処分等に係る全庁的な調整を行うために、道有財産等有効活用促進委員会を設置し、これまで、庁舎等の空きスペースの集約による維持管理コストの縮減や、未利用財産の売却による収入確保に努めてきたところでございます。

一方で、今回整備をした固定資産台帳の大きな特徴といたしましては、これまで、数量管理を目的として個別に整理してきた道路台帳等を、資産評価を目的として一元的に把握できることや、減価償却に係る取り扱いが共通化されたことにより、より時価に近い資産評価を把握することが可能となったことから、こうした資産の価値に着目した効果的な活用方法について、今後、検討してまいりたいと考えております。

○吉川隆雅委員 国のマニュアルでは、フルコスト情報に基づいた、事業別、施設別の財務書類を作成することで、より精緻な政策評価が可能になるとされており、また、道業務への民間ノウハウ活用指針においても、統一的な基準による地方公会計の整備にあわせ、コスト情報を公表し、より積極的に民間提案を活用するとされており、

今回、道が作成、公表した財務書類を踏まえ、政策評価などへどのように活用していく考えか、所見を伺います。

○小岩均副委員長 行政改革課長青木真郎君。

○青木行政改革課長 財務情報の活用についてでございますが、地方公会計の整備によって得られた、民間開放業務に関するコスト情報などを公表することによりまして、これまで以上に正確な収支見通しや事業構想が可能となり、民間企業の参入意欲の向上が期待できるところでございます。

このため、未収金回収業務について、業務仕様書とは別に、今回整備した財務書類に基づく、今後の償還予定額や地域別の収入未済状況などの関連情報を公表いたしましたほか、公の施設の指定管理業務に関しまして、固定資産台帳をもとに、土地や建物の現況等を公表したところでございます。

なお、事業の重点化の推進など、政策評価での活用に向けましては、事業別や施設別といった細分化したコスト情報が必要なことから、庁内のプロジェクトチームにおきまして、国が想定する活用事例を参考とした検討を行ってきたところであり、新年度においても、引き続き、事業別などの財務書類の作成について、具体的な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 統一的な基準による地方公会計の整備促進については、地方自治体の財政マネジメントの強化項目として位置づけられており、今回、指標による分析や政策評価への活用といった観点から、幾つか伺わせていただきました。

今後、政策評価や予算編成などへの積極的な活用が期待されるところであります。

統一的な基準による地方公会計の充実にどう取り組んでいく考えか、所見を伺います。

○小岩均副委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 地方公会計の充実に向けた今後の取り組みについてでございますが、統一的な基準によります地方公会計の整備によって、コストとストックの両面からの情報が得られることになるわけでございますけれども、こうした情報を的確に把握、分析いたしまして、ただいま御答弁申し上げたような適切な資産管理とか、コスト情報を活用した民間提案の推進、さらには政策評価の充実などにつなげることで、より効果的、効率的な行財政運営が期待できるものと考えているところでございます。

今後とも、国が示しております活用事例とか他県の取り組み状況などを参考にしながら、庁内のプロジェクトチームにおいて活用方策の検討を進めますとともに、財務書類等の公表時期の前倒しとか、道民の皆様に対する、よりわかりやすく丁寧な財務情報の公表に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 庁内のプロジェクトチームにおいて活用方策の検討を進めるということであります。

現在は、皆さんのところで一元的に管理をしていると思っておりますけれども、こうした財務書類の活用は、今後の政策を進めていく上でも非常に有用であると思っておりますので、中長期的には、各部の職員がこれをしっかりと使っていけるような体制をとっていただきたいと申し上げておきたいと思っております。

次に、財政運営に当たっての重要な指標となる将来負担比率について伺います。

将来負担比率は、当該団体が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すものであり、国が定める財政健全化判断比率の一つとなっております。

今後の財政運営に当たっては、将来世代にとって過度な負担とならないよう、その推移にも留意をしていくべきものであると考えており、このたび、道が将来負担比率の将来推計を新たに公表したことは評価するものであります。

この推計によれば、平成30年度以降は低下していく見通しとなっているところでありますが、今後、比率の改善に向けて、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○小岩均副委員長 財政課長猪鼻信雄君。

○猪鼻財政課長 将来負担比率についてでございますが、道の将来負担比率については、これまで、国の早期健全化基準を下回って、低下傾向で推移してきており、今後も、算定の主要要素である道債残高の減少などにより、改善していくことが見込まれているところでございます。

しかしながら、道財政の着実な健全化に向けては、道債残高を一層縮減していく必要がありますことから、将来負担比率の推移にも留意しながら、引き続き、あらゆる財源を活用し、可能な限り、新規道債発行の抑制や繰り上げ償還などに努めてまいります。

○吉川隆雅委員 道財政は、これまで、さまざまな行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は着実に縮小してきております。また、このたび示された道財政の中期展望では、平成30年度以

降においても、収支不足は縮小していく傾向にあるとのことであり、こうした点については、職員の皆さんの御努力に敬意を表したいというふうに思います。

しかしながら、道財政は、実質公債費比率が全国で最下位であることや、災害時などへの備えとして一定程度確保しておかなければならない財政調整基金が極めて少ない状況にあるなど、財政健全化に向けた取り組みは、いまだ道半ばにあると考えております。

今後の財政運営に当たって、こうした中長期的に解消を図るべき財政課題に対しどのように対応していく考えか、伺います。

○中野総務部長 財政運営についてでございますけれども、道におきましては、これまで取り組んでまいりました行財政改革の結果、毎年度の収支は着実に改善してきてはおりますものの、実質公債費比率が、依然、高い水準となっておりますほか、財政調整基金も枯渇状態にあるなど、道財政はいまだ脆弱な構造にあるところでございます。

このため、今後の財政運営に当たりましては、引き続き、収支不足の縮小に取り組むつつ、将来世代の負担軽減という観点から、財務体質の改善に向けた取り組みを継続していくことが重要であると認識しているところでございます。

道といたしましては、国庫補助金の活用などによります新規道債発行の抑制とか、あらゆる財源を活用した繰り上げ償還といったことを行って、実質公債費比率の改善に努めますとともに、公社への短期貸付金の見直し等を着実に推進するほか、財政調整基金の確保などにも最大限取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 現在、行政ニーズが、多様化、複雑化してきており、また、今定例会でもさまざまな政策議論が交わされているように、道が取り組むべき施策も多様化してきております。道の財政運営は大変シビアなハンドリングを要求されているのではないかというふうに感じております。

財政健全化に向けては、単年度で劇的に改善することは見込めないと思いますので、今、部長の御答弁にありましたように、着実な積み重ねに御期待を申し上げたいというふうに思います。

そこで、財務体質の改善にも資するというふうに思いますので、続いて、行財政運営方針の後半期の取り組みのうち、行政改革について伺ってまいります。

昨日、総合政策部所管審査において、エビデンスに基づく政策展開に関し、オープンデータ化を初めとするICTの利活用や今後の方針などについて伺いました。データやICTを活用する職員の育成確保も、このような政策展開に当たっての重要な要素となってまいります。

エビデンスに基づく政策展開のためには、入手できるデータなどから、政策判断に有効な情報を導き出していく分析能力、特に統計分析の能力が求められますが、そうしたスキルを備えた職員の育成に取り組んでいくことが重要と考えます。

国では、そうした人材の育成の重要性に鑑み、インターネットを通じて、いつでも、どこにいても、こうした分野に関する基礎的なスキルを身につけることができるオンライン講座を開設し

ております。

例えば、こうした講座を活用するなどして、データの収集、分析や統計処理等のスキルを備えた職員を、人事施策と連動させながら計画的に育成していく必要があると考えます。道としてどのように取り組んでいく考えか、伺います。

○小岩均副委員長 人事局長松浦英則君。

○松浦人事局長 職員の研修についてでございますが、道では、現在、若手職員の政策形成能力の向上を目的としました政策科学研修で、データ分析等を用いた実践的な研修を実施しているほか、道庁のイントラネット上で、各種統計データの効果的な活用事例の共有化を図りますとともに、国が開催しておりました、データ分析に関するオンライン講座の活用を職員に広く周知するなど、職員が実践的なデータ分析の手法を学ぶ機会の確保に努めてきたところでございます。

こうした取り組みに加えまして、新年度からは、主幹級以下を対象としました能力開発研修に、新たに、データ分析能力の向上を図るメニューを設けますとともに、部長職を初め、幹部職員を対象としたトップセミナーで、ビッグデータ等の利活用に関する有識者からの講演を予定しているところでございます。

道といたしましては、こうした研修機会の充実等を通じて、エビデンスに基づく政策展開の推進に向けた人材育成に努めてまいります。

○吉川隆雅委員 若手職員から幹部職員に至るまで、段階に応じたスキル習得の機会を用意しているということであります。

私は、できれば、上に立つ人ほど、こうしたことに積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

また、こうしたことによって基礎的なトレーニングはできたとしても、実際に業務としてそうしたスキルを活用し、調査業務の企画設計、結果の分析を行って、政策効果の判定や新たな施策検討に必要な知見を抽出するためには、統計解析や社会調査などに関する専門知識を有する人材を外部から登用するなどして庁内に確保し、今後、庁内のあらゆる部局で進められるエビデンスに基づく政策展開の指導役、指南役としていくことが必要であると考えます。これについての見解を伺いたいと思います。

○小岩均副委員長 人事課長谷内浩史君。

○谷内人事課長 専門知識の活用についてであります。エビデンスに基づく政策展開を進めていくためには、職員の情報収集・分析能力の向上など、専門性の高い人材の育成が必要でありまして、道では、職員研修の充実などに取り組むこととしております。

さらに、新年度、庁内の関係課によります研究会を立ち上げ、エビデンスに基づく政策展開に関して、より実効性のある推進に向けたガイドラインを策定することとしておりまして、そうした中で、専門的知識を有する人材の活用や育成確保につきましても、必要な検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 エビデンスに基づく政策展開に関するガイドラインを策定するということでもありますけれども、より明確で高度なエビデンスが求められる今後の取り組みに当たっては、職員の方々のモチベーションの向上にも、こうしたことがつながっていかなくてはならないのではないかとこのように考えます。人材の育成確保は最も肝要な部分であると思いますので、ぜひ、力を入れて推進していただきたいと思います。

行政改革の取り組みに関して、行政情報の電子化の推進について伺ってまいります。

今定例会での我が会派の代表質問に対し、知事からは、内部調整プロセスの簡素化やペーパーレス化の推進など、道庁の仕事の仕方全般の見直しに努め、徹底した業務の効率化を図るとの答弁があったところであります。

ペーパーレス化を推進するとのことではありますが、業務の効率化に向けたペーパーレス化とは、単に紙の使用枚数を減らすことではないというふうに思います。

行政情報を可能な限り電子化するとともに、電子情報のままで利用、共有し、さらには、保管管理に至るまでの一連の作業プロセスを電子的に処理することによって、業務の効率化を図っていくことを目的として行うべき取り組みであり、紙媒体を前提に行ってきた作業プロセスそのものの抜本的な見直しも視野に入れて、推進していくべきであると考えます。

そこで、以下伺ってまいりたいと思います。

まず、道庁の仕事の仕方全般の見直しにつながるよう、ペーパーレス化について推進するとのことですが、どういった考えのもとで進めていこうとしているのか、伺います。

○古屋総務部次長 行政情報の電子化の推進についてでございますが、ICTを活用した業務の効率化や情報の共有化を進めるに当たりましては、必要な行政情報が電子化されていることが前提となりますことから、道民からの申請など、紙媒体での保管が必要となるものを除きまして、電子化が図られる必要があるものと認識をしております。

このため、現在策定中の道庁ICT利活用実施計画におきましては、新年度、行政情報の電子化の基準と管理方法の策定に向けて検討を行うとともに、ペーパーレス会議の実施や電子決裁の利用促進、対外的な会議、説明会、プレゼンでの電子情報の活用などの取り組みを着実に進めていくこととしております。

○吉川隆雅委員 道が平成15年度に導入した総合文書管理システムは、意思決定の迅速化や文書管理の適正化などを図る観点から有効であると思いますけれども、一方で、電子決裁の利用率の向上など、操作性、利便性の改善を含めて、課題もあるものと思います。

道では、現状についてどう認識し、その課題についてどういった取り組みを進めていくのか、伺います。

○小岩均副委員長 法制文書課長新井明君。

○新井法制文書課長 電子決裁についてでございますが、道では、公文書の事務処理を電子化することにより、文書の収受、起案から保存、廃棄までを一元管理し、事務処理の簡素化や迅速化、的確化等を図ることを目的に、平成15年度から総合文書管理システムを運用しており、電子

決裁の利用率のさらなる向上が課題ではあるものの、一定の事務処理の簡素効率化が図られているものと認識しているところでございます。

しかしながら、システム導入から15年近くが経過し、操作性や利便性について改善すべき課題があることから、平成32年度に予定されるシステムの更新に向けて、利用者の意見を踏まえたシステムの改修を目指すとともに、出先機関に対する個別指導の実施や、文書管理充実月間において利用の促進を図るなど、電子決裁の利用率の一層の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

○吉川隆雅委員 電子決裁に関しては、現在、財務会計事務などについて、例外的に、電子決裁によらず、紙文書による決裁ができることになっております。

さきの我が会派の同僚議員の一般質問に対しても、この事務の見直しは重点的に取り組むべき事項であるとの認識が示され、行財政運営方針における推進事項として位置づけ、着実な推進を図るといった答弁がございました。

今後、財務会計事務の電子化に関し、どういった検討を進めていくのか、伺います。

○小岩均副委員長 行政改革課長青木真郎君。

○青木行政改革課長 財務会計事務の電子化についてでございますが、道の財務会計事務につきましては、運用や取り扱いが複雑化しており、簡素で理解しやすい制度のあり方について検証を進めるとともに、一層効率的かつ適正な事務処理が図られるよう、電子決裁の導入など、業務のさらなる電子化に向けた検討を進めることとし、行財政運営方針の新たな推進事項として取り組むこととしたところでございます。

財務会計事務の見直しに当たりましては、業務の減量化も含めて、庁内の関係部局の連携のもとでの検討が必要でありますことから、副知事をトップとする庁内検討会議を早急に開催し、着実に推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 道では、現在、タブレット端末を利用したペーパーレス会議の実施などに取り組んでいると承知しておりますが、どのような取り組みなのか、伺います。

○青木行政改革課長 ペーパーレス会議の実施についてであります。道では、平成29年1月から、全道副振興局長会議など、合計で14回にわたりまして、タブレット端末を活用したペーパーレス会議を実施し、参加職員へのアンケートにより、その効果等の把握を行ったところでございます。

参加者からは、印刷や配付といった準備作業の省力化につながった、資料の修正や差し替えが容易になったとの肯定的な意見がある一方、円滑な会議の実施のためには、タブレットの画面での参照を意識した資料作成が必要といった意見も寄せられたところでございます。

新年度からは、タブレット端末の活用に加え、各職員のパソコンを利用したペーパーレス会議が開催できるよう、庁内の共有ドライブへのアクセスが可能な専用会議室を設置することとしたところであり、今後とも、庁内の各課に開催を促し、業務の効率化につなげてまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 行政情報の電子化、ペーパーレス化によって、同時かつ多数での情報共有が、紙媒体に比べて圧倒的に容易になり、関連する情報の検索が効率的に行えるようになります。

限られた行財政資源のもと、複雑化する道政課題に対して的確に対応していくために、関係者間で関連する情報やデータを共有し、そうした客観的なデータに基づいて施策を立案していくことが重要になります。

行政情報の電子化の取り組みとともに、庁内の各部間での情報共有を積極的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

○青木行政改革課長 情報共有に向けた取り組みについてでございますが、所管部局ごとに管理、活用している行政情報を庁内で幅広く共有することは、事務事業間や施策間の連携など、政策の質の向上に役立つとともに、情報検索の容易化、迅速な意思決定など、業務の効率化にも有効と考えているところでございます。

このため、昨年4月に、庁内のイントラネット内に情報共有サイトを開設したところであり、各部の事業間連携に役立つよう、道民や企業が対象の事業、イベント情報の一覧を掲載したほか、各種業務マニュアル、契約事務に係る標準様式集、経済統計などの効果的な活用事例なども掲載しているところでございます。

新年度には、こうした取り組みに加えまして、庁内の共有ドライブでのファイル検索等を容易にするため、格納方法の統一的な基準を作成するなど、庁内における行政情報の共有の仕組みづくりに努めてまいります。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 道では、これまで、紙文書を前提にした考えのもと、起案、回付、保存、廃棄といった文書管理を進めてきておりますが、ペーパーレス化を推進し、電子情報のまま、一連の事務作業を進めていくことを前提とした場合、おのずと、その管理のあり方や方法も変わってくるものと思います。

ペーパーレス化を推進する中で、文書管理のあり方についてどのように考えているのか、紙と電子データが混在する中でどういった管理が必要になると考えているのか、伺います。

○新井法制文書課長 行政情報の管理についてでございますが、電子情報などの管理は、総合文書管理システムにより、一元的に管理することとしているところでありますが、一定程度は、紙媒体による保存が必要とされる場合もあることから、ペーパーレス化が一層推進されるよう、今後、道が取り扱う情報のうち、電子化するものと紙媒体で管理を行うものとを区別するための全庁的な基準の策定を予定しているところでございます。

また、こうした基準に従い、職員間で共有する情報などを電子化した場合の管理方法についても、国や他の都府県、民間の例も参考に、関係する各部局と連携しながら、検討を進めてまいります。

○吉川隆雅委員 道では、タブレット端末を活用し、モバイルワークの試行的な導入に取り組んでおります。出張先での業務効率の向上に貢献するものであり、行政情報の電子化を前提とした取り組みであると考えます。

さきの我が会派の同僚議員の一般質問の中でも、新年度から、タブレット端末を利用して、庁舎外からの一定の行政情報へのアクセスを可能とし、モバイルワークを拡大する旨の答弁があったところであります。

この本格的な導入に向けて着実に進んでいることは評価をいたしますが、一方で、庁舎外からのアクセスに関して、情報漏えいなどについて留意すべきであると考えます。

庁舎外からアクセスできる一定の行政情報とは、どういった範囲を想定しているのか、また、一定のルールを定めて運用していく必要があると考えますが、あわせて見解を伺います。

○青木行政改革課長 取扱情報のルール化についてでございますが、道では、新年度から、タブレット端末を利用したモバイルワークの充実を図るため、営農指導や廃棄物監視といった庁舎外での業務に必要な最低限の行政情報を、民間事業者が提供する共有ドライブに一時的に保管し、タブレットと職場のパソコン間での情報伝達や共有が効率的に行えるよう、環境の整備を行うこととしたところでございます。

こうした共有ドライブの利用に当たりましては、情報漏えい等のリスクに対応するため、保管対象とする情報から個人情報を除くことはもとより、利用に当たっては所属長の承認を得ることを要件とするとともに、ウイルス対策やデータの暗号化などのセキュリティー措置を講じるなど、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 ペーパーレス化の推進、行政情報の電子化の推進は、紙の使用量を減らすという取り組みではなく、意思決定の仕方や会議のあり方を変えるとともに、多様な働き方の実現、そして政策の質の向上に至るまで、まさに道庁の仕事の進め方全般の見直しにつながるものと考えております。

しかしながら、仕事の仕方を改めることは簡単なことではありません。職員全員が、その目的、意義を理解した上で、全庁で積極的に取り組んでいく必要があると考えます。今後の取り組みについての見解を伺います。

○中野総務部長 行政情報の電子化に関する今後の取り組みについてでございますが、行財政運営方針の後半期におきましては、現行の行財政資源を有効活用し、より多くの資源を道民サービスの向上に振り向けていくための取り組みを強化することとしておりまして、行政情報の電子化につきましては、意思決定の迅速化とか多様な働き方の実現など、仕事の進め方全般の見直しにつながる重要な取り組みであると認識しているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、新年度から、副知事をトップとする庁内横断的な推進体制を整備するとともに、夏までに、内部業務減量化方針を策定することとしておりますけれども、方針の策定に当たりましては、職員一人一人が、自分の仕事の進め方を見詰めて、主体的に取り組む

ことができるように、各部局あるいは職員の意向を十分反映して、全庁が一体となった取り組みとなるよう努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 今、部長から御答弁いただきましたけれども、行政改革は、全庁横断的に取り組むことが必要であります。特に、組織運営の最高責任者である知事の取り組み姿勢によって、その成果が大きく左右されるものと考えます。

これについては、改めて知事の考えを伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

続いて、原子力防災対策について伺ってまいります。

原子力防災対策は、自治体の責務として、しっかりと取り組んでいく必要がありますが、昨年12月に、国、道、関係町村の防災計画を一体のものとして整理した「泊地域の緊急時対応」を改定するとともに、本年2月5日と8日には、今年度の原子力防災訓練を実施するなどの取り組みを進めているものと承知しております。

そこで、以下伺いますけれども、今回の訓練では、道として初めて、厳冬期における放射性物質の放出を想定した訓練を実施しておりますが、この訓練結果をどのように受けとめているのか、伺います。

○小岩均副委員長 原子力安全対策担当局長菅原裕之君。

○菅原原子力安全対策担当局長 原子力防災訓練についてでございますが、本年度につきましては、地震と暴風雪との複合災害を想定した上で、道として初めて、厳冬期における、発電所より約5キロメートルから30キロメートル圏内のいわゆるUPZの住民の方々の一時移転を含めた訓練を計画し、防災関係機関につきましては、約380機関、延べ約3500人が、また、地域住民につきましては、約8300人の方々に参加していただき、2月5日と8日の2日間の日程で実施いたしました。

2月5日の意思決定訓練では、オフサイトセンターにおきまして、国や道などの防災関係機関の要員に対してシナリオの一部を開示しない、いわゆるブラインド方式により、機能班による活動等を実施したところであり、また、2月8日の実動訓練では、発電所から約5キロメートル圏内のいわゆるPAZと、UPZの区分に応じた段階的な住民避難を実施したほか、地震による家屋倒壊等に伴う避難所の開設、運営や、外国人観光客の宿泊施設からの避難誘導、避難退域時検査などの原子力災害医療活動訓練に取り組みました。

予定していた訓練項目につきましては、降雪等の影響で中止となった、ヘリコプターによる孤立集落からの救出訓練を除き、おおむね実施できたものと考えております。

今回の訓練の課題等につきましては、参加いただいた住民の皆様へのアンケート調査や、防災関係機関に対する事後調査などをもとに、整理、分析し、今後の訓練や防災対策に反映してまいり考えでございます。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 今回の訓練では、昨年12月に改定された「泊地域の緊急時対応」の内容をどのように踏まえて訓練が実施されたのか、伺います。

○小岩均副委員長 危機対策局次長前川清三郎君。

○前川危機対策局次長 「泊地域の緊急時対応」の改定を踏まえた訓練についてであります、国、道、関係町村の避難計画を一体のものとして整理した「泊地域の緊急時対応」は、昨年度の国との合同訓練の結果などを踏まえ、昨年12月に開催された泊地域原子力防災協議会において改定されたところでございます。

今年度の訓練では、この改定を踏まえまして、地震により、自宅での屋内退避が困難な場合を想定した公共施設での屋内退避の実施、PAZ内のバス避難のための集合場所におけるレイアウト図の掲示やバス巡回順路の確認、原子力災害拠点病院などが連携した原子力災害医療訓練などに、防災関係機関が協力して取り組み、「泊地域の緊急時対応」に沿った対応の手順を確認、共有したところでございます。

○吉川隆雅委員 今回の訓練では、意思決定訓練と実動訓練を分けて実施し、オフサイトセンター運営訓練では、訓練参加者にシナリオを開示しないブラインド方式により実施したとのことであります。

オフサイトセンター運営訓練を含め、意思決定訓練における成果と課題をどのように認識しているのか、伺います。

○前川危機対策局次長 オフサイトセンター運営訓練についてであります、今年度の意思決定訓練は、訓練参加者にシナリオの一部を事前に開示しないブラインド方式により、機能班の活動を行うこととしたところでありまして、具体的には、訓練の進行役となりますコントローラーが、訓練参加者に対し、その場で地震や暴風雪の状況などの情報を提供し、その情報をもとに、各機能班が、情報の確認、整理を行い、避難等の防護措置を検討するとともに、会議資料を作成するなど、実際の状況に即した形での訓練を実施したところでございます。

一方で、原子力災害時の防護措置を円滑に実施するためには、意思決定訓練と実動訓練を連動させ、事故の進展に応じた住民避難などの防護措置を行う訓練も重要でありますことから、今後、訓練に参加いただいた防災関係機関に対する事後調査などを踏まえ、ブラインド訓練の課題等も整理し、今後の訓練に生かしていきたいと考えてございます。

以上です。

○吉川隆雅委員 より実践に即した訓練を行うという点で、ブラインド方式は大変有効だと私は思いますので、今後の訓練、取り組みにも生かしていただきたいと考えております。

今冬は、道内においても大雪による被害が多発しましたがけれども、先日、福井県で、大雪のため、車が長期間にわたり立ち往生するといった事態が発生し、豪雪時における原子力災害への対応についても、住民の方々の不安が高まったのではないかというふうに考えております。

そこで、今回の訓練において、大雪といった気象条件のもとで原子力災害が発生した場合の対応に関し、どのような訓練を実施したのか、伺います。

○前川危機対策局次長 原子力災害時における大雪への対応についてであります、「泊地域の緊急時対応」におきましては、降雪時の避難道路の確保を図るための除雪体制や、暴風雪時、大雪時における住民の防護措置等について盛り込んでいるところでございます。

今回の訓練では、暴風雪との複合災害時においては、避難行動により人命を危険にさらすリスクを回避するため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、その後、天候や道路状況を確認の上、避難を行うこととして、「泊地域の緊急時対応」を踏まえ、大雪で孤立住宅が発生した場合を想定した要配慮者の救助や、住民避難の際の除雪車によるバスの先導、小樽建設協会による臨時ヘリポート開設のための除雪など、大雪を想定した訓練を実施し、その対応手順等を確認したところでございます。

○吉川隆雅委員 今回の訓練では、悪天候のため、孤立集落からのヘリコプターによる避難訓練などが中止となりましたが、ヘリが飛ばないような悪天候時の対応についてどのように考えているのか、伺います。

○菅原原子力安全対策担当局長 悪天候時の対応についてでございますが、道におきましては、国の原子力災害対策指針を踏まえ、自然災害との複合災害時に、災害による差し迫った危険がある場合には、住民の安全確保を優先して対応することとしているところでございます。

このため、今回の訓練におきましても、地震による道路寸断で孤立した集落の住民につきましては、天候が回復するまで屋内退避を優先し、その後、天候が回復し、ヘリコプターが運航可能となった時点で避難を行い、悪天候が続く場合は屋内退避を継続することとしていたところでございます。

道といたしましては、今回の訓練も踏まえ、人命最優先の対応を基本としつつ、関係自治体、防災関係機関と連携しながら、天候が回復するまでの期間や原子力災害の状況などに応じて、最もリスクが低減できる対応をとることにより、住民の皆様方の安全が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○吉川隆雅委員 今回の訓練では、岩内町内のホテルにおいて、外国人観光客等を宿泊施設から避難誘導する訓練を実施し、道が作成しているマニュアル案に沿って、多言語による館内放送や避難誘導などを実施しましたが、訓練を通じて見えてきた課題をどのように認識し、外国人を含む観光客に対する今後の対応にどのように生かしていく考えか、伺います。

○前川危機対策局次長 原子力災害時の観光客への対応についてであります、今回の訓練では、現在、道が作成中の、観光施設向けの原子力災害時の初動対応マニュアル案に沿って、岩内町内の宿泊施設において、外国人を含む滞在客に対し、日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語で、ホテルの従業員が、多言語音声翻訳アプリや、とるべき行動を記載した文書を使いまして、発電所の事故を伝え、30キロメートル圏外へ退避するよう誘導したところでございます。

訓練に参加いただいた方々からは、音声と文書を併用した情報提供や避難誘導は効果的であったが、災害情報を迅速に伝えるため、集合場所などでは、イラストや多言語の表示板を活用した

方法がよいなどの御意見をいただいたところでございます。

道としましては、今回の訓練を踏まえ、観光客に係る初動対応マニュアルを作成の上、UPZ内の関係町村や観光団体、観光施設、ホテル事業者などに周知するなどして、原子力災害時における観光客の円滑な避難に向けて取り組んでまいり考えてございます。

○吉川隆雅委員 今回、外国人留学生の方々の協力を得たと聞いておりますけれども、今の御答弁にあった、見えてきた課題の解決についても、そうした方々の協力をぜひ生かしていただきたいと思っております。

今回の訓練では、UPZ内の町村において屋内退避訓練が実施されましたが、東京電力柏崎刈羽原発の重大事故時の対応などを周辺住民に尋ねた民間研究機関の意識調査では、UPZ内の住民の30%が、国の避難指示が出る前に避難すると回答しているとの報道もあったところであります。

避難訓練の実効性を確保するためには、住民の方々の原子力防災対策への理解が不可欠であると考えますが、道はどのように対応していく考えか、伺います。

○前川危機対策局次長 原子力防災対策についてであります。国の原子力災害対策指針におきましては、UPZ内では、放射性物質の放出に備えて屋内退避をすることが最も合理的な防護策としておりまして、原子力災害時における避難行動によるリスクを避けるためにも、こうした防護措置について住民の方々に理解を深めていただくことは大変重要であると認識しております。

このため、道では、昨年12月に「原子力防災のしおり」を改定し、原子力災害時に道民がとるべき行動のポイントなどについて、イラストを用いてわかりやすく解説するなどして、道のホームページに掲載したほか、毎年、原子力防災カレンダーや原子力防災だよりを作成し、UPZ内の全戸に配付するとともに、関係町村と共催で、住民の方々を対象とした研修会を開催するなどの広報活動に取り組んでおり、各町村におきましても、全戸に広報資料を配付するなど、普及啓発を行っているところでございます。

道としては、訓練に係るアンケート結果も分析するなど、関係町村と連携の上、原子力防災に係る住民の方々の理解が一層深まるよう、引き続き、広報活動や防災訓練などに取り組んでまいり考えてございます。

以上です。

○吉川隆雅委員 広報、周知というのは非常に重要でありますけれども、1度でも訓練に参加したかどうかで、その意識はがらりと変わるのではないかなというふうに思います。

UPZ圏内も含めて、なるべく多くの方にかかわっていただけるような訓練のあり方について検討していただければと思いますので、これは要望として申し上げておきたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、今回、道として初めて、厳冬期における放射性物質の放出を想定した訓練を実施し、今後、成果や課題について整理するものと考えますが、来年度の原子力防災訓練を含め、原子力防災対策にどのように取り組んでいく考えか、伺います。

○小岩均副委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 原子力防災対策への取り組みについてでございますが、道といたしましては、原子力災害時において、住民の方々の安全を確保するためには、さまざまな事態を想定して、訓練を繰り返し実施していくことが大変重要と考えております。

このため、今年度は、道として初めて、厳冬期の放射性物質の放出を想定し、冬期間においても、住民の方々の防護措置が円滑に行えるよう、その対応手順を確認、共有することを主眼とした大規模な訓練を実施いたしましたところでございます。

新年度におきましては、今年度の訓練結果を検証した上で、引き続き、国や関係自治体等との連携協力、さらには、民間事業者の御協力もいただきながら、より効果的な訓練の実施に努めるなど、原子力防災対策に終わりはないとの認識のもと、その充実強化に不断に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○吉川隆雅委員 終わります。ありがとうございました。

○小岩均副委員長 吉川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

畠山みのりさん。

○畠山みのり委員 私からは、消防防災に関しまして、まず、消防防災ヘリの共同運航について伺わせていただきます。

道は、災害時の救助活動における緊急の救急搬送に備えるために、平成8年から、消防防災ヘリを導入し、民間委託により、24時間運航をしてきました。

しかし、平成26年度から、操縦士の不足などによりまして、24時間運航体制が維持できなくなったことで、現在、北海道警察との共同運航による24時間運航の体制整備を進めているところと承知しています。

まず、24時間運航の体制整備に当たりまして、消防防災ヘリ2機での体制とするために、購入費として、本年度、約29億円の債務負担行為を設定していますが、その積算はどの機種を想定したのでしょうか、伺います。

○小岩均副委員長 防災航空室長齊藤文俊君。

○齊藤防災航空室長 道の消防防災ヘリの購入についてでございますが、広大な北海道において、確実な安全運航及び消防防災活動等が確保される機体を導入するため、現有機のベル412EPと同等以上の性能の確保を基本に、消防防災ヘリの救助活動等に必要な装備機材も含めて積算したところでございます。

○畠山みのり委員 平成29年の第4回定例会で導入機種が明らかになりましたが、それは、エアバス社のユーロコプターということです。この機種の特徴や他府県の導入状況を教えてください。

○齊藤防災航空室長 消防防災ヘリの導入機種等についてでございますが、昨年10月に実施した入札の結果、エアバス社製のAS365N3+を、新たな道消防防災ヘリとして平成31年3月までに導入することとしているところでございます。

【第1分科会 3月15日 第4号】

新たな道の消防防災ヘリは、現有機よりも、巡航速度が速く、最大航続距離も長いのが特徴となっており、他県では、平成30年度に熊本県が新たに導入するほか、4県で導入している状況にございます。

○**畠山みのり委員** 現有機はベル社のもので、機種が異なりますが、なぜ同じ機種にしなかったのでしょうか。また、機種が異なることによりまして、操縦士、整備士の育成のほか、整備機材などに影響が生じるのではないのでしょうか。さらに、費用の面への影響についても伺います。

○**小岩均副委員長** 消防担当課長市川晶一君。

○**市川消防担当課長** 現有機と異なる機種の導入についてであります。消防防災ヘリの購入に当たりましては、いわゆる政府調達品の適用を受ける物品の購入となりまして、その政令に基づいた公告を行い、一般競争入札の結果、エアバス社の機種となったところでございます。

こうしたことから、操縦士や整備士が新たな資格の取得を要することとなりましたが、現有機におきましても、既に、後継の新機種に生産が移行されており、新機種と現有機との間で整備資機材等の互換性はなく、また、操縦士、整備士においても新たな資格の取得が必要となります。

今回導入した機種に必要な資格の取得は、平成31年度以降を予定しており、今後、道警察において、操縦士等の通常業務と資格取得のスケジュールを調整するとともに、道におきまして、年度ごとの所要額について算定することとしております。

○**畠山みのり委員** 道警との共同運航に向けて準備を進められていますが、操縦士などは道警から、搭乗する消防士は市町村からの派遣ということですか。

出動の判断、運航中での対応の判断、また、救助活動における判断など、各場面によりまして、さまざまな判断をしなければならぬと思いますが、その指揮系統などはどのように整理される予定なのでしょうか。また、万が一、事故などが発生した場合、その責任の所在はどうなるのでしょうか、伺います。

○**小岩均副委員長** 危機対策局長森弘樹君。

○**森危機対策局長** 共同運航に係る指揮系統などについてであります。道の消防防災ヘリは、消防組織法に基づき設置する道防災航空室において管理、運航しており、共同運航におきましても、道職員である防災航空室長などに加え、道内の市町村から派遣される消防隊員、及び、道警察から派遣される操縦士、整備士を道職員に併任する体制で運航することとしております。

出動の判断に当たりましては、事案内容、航続距離、天候や体制などを考慮し、防災航空室長がその可否を決定することとしておりまして、出動後には、ヘリの安全運航に関する指揮監督は、航空法第73条に基づき操縦士が、また、現場での救助等活動に関する指揮は、搭乗する消防隊員の上席の者が行うこととなっております。

また、消防防災ヘリの運航に関しましては、道が責任を負うこととしております。

○**畠山みのり委員** 出動の判断は道、出動後のヘリの運航の指揮監督は道警、そして、現場での指揮は消防隊員ということで、もともと別々の組織からの寄り合いとの印象があります。

運航に関しましては、道が責任を負うことになってはいますが、寄り合い所帯を機能させ

るために、気負い過ぎて、空回りするのではないかとちょっと懸念をさせていただきます。指揮系統が機能するように、道として丁寧に対応されるように指摘をさせていただきます。

共同運航に向けまして、新たな体制となりますが、現場への出動までの詳細な手順やルールの作成のほか、多くの訓練が必要と考えます。どのような課題があり、また、どう対応していくのでしょうか、伺います。

○齊藤防災航空室長 共同運航における課題等についてであります。道警察との共同運航に当たっては、円滑な消防防災活動を図るため、ヘリの運航管理を定めた新たな要綱等の作成のほか、山岳等での遭難者や被災者の救出、救助、救急患者の搬送及び林野火災の消火といった活動を円滑に連携して行う体制の構築が必要となります。

このため、現場で任務に当たる道防災航空室と道警航空隊において、さまざまな場面を想定した隊員相互の意思疎通を図るため、訓練を実施することなどにより、共同運航の円滑な実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○畠山みのり委員 共同運航とはいえ、これまでの民間委託が直営になりますので、しっかりと新たな要綱を作成していただきますよう、また、訓練後、適切に課題をフィードバックして蓄積し、次の対応に生かす、そういった仕組みを構築されるように求めておきたいと思っております。

共同運航に当たりまして、大小さまざまな課題が生じると思われますが、そういった課題をどう共有して、どう改善していこうとするのか、これまでの取り組みも含めて伺いたいと思っております。

○市川消防担当課長 共同運航に係る課題への対応等についてであります。道警察との共同運航に当たりましては、道と道警察との間で、現場の隊員の意見も交え、課題を洗い出し、共同運航の開始までにそうした課題に対応できるという共通認識のもと、本年1月に協定を締結したところでございます。

今後、共同運航に向けては、運航管理の手順などのほか、勤務体系や経費負担など、さまざまな課題を整理することとしており、さらに必要となる取り決めなどについては、道警察を初め、庁内の関係部局と十分、協議、調整してまいりたいと考えてございます。

○畠山みのり委員 共同運航に向けまして、勤務体系や経費の負担など、解消しておくべき課題がまだまだ山積しているのではないのでしょうか。24時間運航は道みずからが選択したことを強く認識して、しっかりと対応されるように求めたいと思っております。

搭乗する消防士は、各市町村や事務組合から派遣され、現在、8名体制で対応されていますが、その確保にも苦慮されているとのことですが。

24時間運航に際しまして、操縦士は道警により確保されるとのことですが、消防士の派遣は確保できるのでしょうか。必要となる具体の消防防災体制とともに伺います。

○齊藤防災航空室長 防災航空隊員の確保についてであります。防災航空隊員につきましては、札幌市を初め、全国消防長会北海道支部の各地区長の協力、理解のもと、8名の隊員を派遣いただいているところでございます。

【第1分科会 3月15日 第4号】

派遣期間は原則3年とし、毎年、全道から計画的に派遣隊員を受け入れているところであり、防災航空隊員としての意欲も高く、使命感を持って活動していただいているところがございます。

共同運航による24時間運航体制への移行に当たっては、現行の8名体制で対応することとしていますが、今後とも、円滑な消防防災活動を行うことができるよう、全国消防長会北海道支部、市長会、町村会で構成されるヘリ運航連絡協議会等を通じて体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○畠山みのり委員 協議会などを通じて体制の確保に努めるとのことではありますが、8名体制といえますのは、24時間のシフト勤務に必要とされる最少の人数と聞いています。運航に支障がないか、ちょっと懸念が残ります。

8名はぎりぎりの人数ということで、有給休暇などを取得することもあるわけで、意欲が高く、使命感を持った人だからこそ、働き過ぎないように考慮していただきたいと思います。今後、増員も視野に入れて、消防士の確保に努めていただけるように求めます。

平成26年に24時間運航体制が保てなくなってから、道警との共同運航による体制整備を判断するまで、かなり時間を要しました。

この判断のおくれによりまして、さまざまな費用も時間もかかってしまったわけですが、その受けとめと、1日でも早い24時間体制の確保に向けた所見を伺います。

○小岩均副委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 消防防災ヘリの運航体制についてでございますが、離島を有し、広大な面積を有する北海道におきまして、道民の皆様方の安全、安心を確保していくためには、消防防災ヘリの24時間運航体制の確立が不可欠と考えておりますが、近年、全国的な操縦士不足により、民間委託による24時間運航体制の維持は困難な状況となったところでございます。

このため、道では、高度な山岳救助や夜間救急搬送などの豊富な経験を有し、また、計画的な人材の育成が可能な道警察との共同運航により、持続的な24時間運航体制の確立を図ることとしたものであります。

その実現に向けましては、共同運航の実施に必要な操縦士等の養成期間なども考慮し、運航開始を平成34年4月までとしているところであり、道といたしましては、引き続き、道警察と連携し、万全な準備を進め、安全かつ安定的な24時間運航体制の確立に努めてまいります。

○畠山みのり委員 安全で安定的な24時間運航には、やはり、人のことを考えなくてはいけないのではないかと思います。午前中の審議でも、千葉英也委員が、人は大切だといったようなことをおっしゃっていました。組織の運営とか人員確保も含めまして、丁寧に取り組んでいただきますように申し上げておきます。

次に、消防学校についてです。

これも千葉英也委員の質問と重なる部分がありますが、私からも伺わせていただきます。

北海道消防学校は、札幌市を除く道内の市町村などの消防職員の初任教育を中心に、各種の教

育訓練が行われておりまして、道内の消防教育の重要な施設でございます。

現在の消防学校は、入校生の激増に対応するために、昭和40年に江別市に移転されまして、校舎は当時のままのため、老朽化が著しい状況となっております。

まず、現在の校舎、寮舎、屋内訓練場など、老朽化した施設につきまして、耐震性や給排水管などに問題がある施設はないのでしょうか、伺います。

○市川消防担当課長 消防学校の校舎等の現状についてであります。道では、消防学校の校舎が築後52年を、寮舎は築後43年を経過しておりますことから、昨年、この二つの建物について耐震診断を実施し、その結果、校舎、寮舎のいずれも構造基準を下回っており、耐震性には疑義があるとの判定を受けたところでございます。

また、このほかにも、築後30年を経過する施設が4棟あり、そのうち、屋内訓練場は、平成24年に耐震診断を行い、その結果を踏まえ、平成26年度に耐震改修を実施し、耐震性の確保を図っているところでございます。

こうした校舎等は、これまでも、必要に応じ、屋根や外壁の大規模な改修工事を実施し、教育環境の維持管理に努めてきておりますが、施設の老朽化が進み、その経費が年々かさんでおり、給排水や電気などの設備も含め、今後は、さらに大規模な改修が必要な状況になると考えております。

○畠山みのり委員 校舎、寮舎、関係施設とも、老朽化が著しく、対応が求められるとのことですが、平成26年度に、北海道・札幌市消防連携強化連絡会議が設置されまして、本道の消防に係る連携強化に向けた検討が進められていると承知しています。

どのような検討がなされたのか、また、検討によって対応したこと、今後対応しようとしていること等について伺います。

○森危機対策局長 消防学校に係る札幌市との連携についてであります。道では、近年多発している大規模災害に備え、道内の消防本部が一体となり、より迅速的確な活動が行えるよう、札幌市と連携し、初任教育における合同訓練などを実施してきたところであり、さらなる教育訓練の連携や役割分担などについて、双方で協議を重ねてきているところであります。

こうした中、新年度からは、近年の救急需要の増大に伴う救急隊員の養成や、大規模災害時における災害現場での指揮能力の向上が喫緊の課題となっているという共通認識のもと、救急科の札幌市消防学校での開催や、道と市の共同による大規模災害広域応援指揮課程を実施することとしております。

道としましては、今後も、消防学校の効果的、効率的な運用について、札幌市との連携を深め、道内全域の消防力の強化に努めてまいります。

○畠山みのり委員 道内の消防本部のさらなる一体化や、それらによる全道での能力の底上げと、適切な範囲での合理化の視点など、さらに札幌市との連携を強めるように求めたいと思います。

最後になりますが、現在の老朽化した施設では、今後も高度化する教育訓練に対応することが

難しくなるばかりではなく、入校生の安全が確保されていない現状から、早急な施設の改築、改修などが必要と考えます。

また、施設や教員の確保はもとより、教育内容の充実を図るためにも、札幌市消防学校との統合なども一つの選択肢だと考えます。

今後の改築などにつきまして、どう対応していくのか、札幌市消防学校との統合への所見とあわせて伺います。

○橋本総務部危機管理監 消防学校の改築などについてでございますが、昨年行った、道の消防学校の校舎等の耐震診断におきまして、寮舎については、耐震改修工事が可能な建物と判断をされたものの、校舎については、建物の基礎部分の構造上、通常工法による耐震改修工事は困難との診断結果が出されたところであります。

ただいま、委員から、札幌市消防学校との統合といった御提案もあったところでありますけれども、道の消防学校につきましては、法により設置を義務づけられている施設として、国の基準や道内の消防本部のニーズを踏まえた教育訓練を引き続き担っていく必要があると考えているところであります。また、札幌市消防学校につきましては、平成11年に、札幌市において、複雑多様化する都市型災害に対応する消防士を育成するために設置したという経緯がありますことから、こうしたことも踏まえつつ、道と札幌市消防の双方で、相互に連携、役割分担を図りながら、良好な訓練環境のもと、より一層、教育内容が充実されるよう、改築を前提とした検討を進めてまいりたいと考えております。

○畠山みのり委員 消防学校の建物のあり方につきましては、それぞれで対応する方向性とのことでしたが、改築するのであれば、教育訓練などの一層の連携を深めていくことを前提とした消防学校となるよう、このことは今後も議論させていただきたいと存じます。

また、何よりも、全道の消防士の心のつながりをつくることも大切なことであります。例えば、大規模災害などに遭った場合、救助などの知識、技術はもちろんですが、隊員同士が連携協力することで、何倍もの力が発揮されることになるわけで、そういった隊員同士のつながりが育まれるのも消防学校なのではないかということをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○小岩均副委員長 畠山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

千葉英守君。

○千葉英守委員 通告に従いまして、質問してまいりたいと思います。

私ごとでありますけれども、昨年、札幌医科大学附属病院に入院しまして、医師団の皆さん方、看護師の皆さん方、あるいはリハビリを担当していただいた理学療法士の皆さん方、医療技術者の皆さん方など、本当に大勢のスタッフに支えていただきまして、退院後は、一日も休むことなく、現場復帰ができたということで、大変感謝をいたしているところでございます。

改めて、感謝とお礼を申し上げます次第ではありますが、入院中、さまざまな視点を持って、ずっと医大の中を見せていただいたところでありますし、いろいろなお話も承ることができましたの

で、そういったことも含めて、私から、幾つか質問をさせていただきたい、このように思っております。

まず、札幌医科大学では、平成24年3月に策定をいたしました札幌医科大学施設整備構想に基づき、現在、施設整備が進められておりました、今定例会においても、施設整備に関する予算が提案されておりますけれども、現在の大学施設の整備の進捗状況について、最初にお伺いをおきたいと思っております。

○小岩均副委員長 大学法人室参事上野豊君。

○上野大学法人室参事 札幌医科大学の施設整備の進捗状況についてであります、平成26年9月に、体育館や保育所、リハビリ実習棟を整備し、平成29年3月に、保健医療学部の増築棟が、同年12月には、医学部の校舎となる教育研究施設Ⅰが完成しております。

また、平成30年度からは、教育研究施設Ⅱ及び大学管理棟の着工を予定しているところでございます。

○千葉英守委員 整備が完了した教育研究施設を毎日見ておりました。

既存の施設の老朽化や狭隘化を解消するために整備されたと聞いておりますけれども、具体的にどのような機能を有する施設なのか、お伺いします。

○上野大学法人室参事 教育研究施設Ⅰの整備内容についてであります、地上10階、地下1階、延べ床面積が約1万8000平方メートルとなっており、充実した教育機能や研究機能を有しております。

教育機能につきましては、医学部と保健医療学部が共同で使用でき、約250名が収容可能な講義室など、11の講義室や解剖実習室を拡充し、また、研究機能につきましては、がん治療や再生医療などの先端医学の研究を効率的に行えるよう、今まで離れた場所にあった研究室を集約するなど、教育研究環境の整備を図ったところでございます。

また、保健医療学部の増築棟につきましては、地上6階建て、延べ床面積が約3300平方メートルとなっており、既存の保健医療学部棟とあわせて、看護や作業療法、理学療法などの実習、研究を行う施設となっております。

○千葉英守委員 次に、附属病院についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

札幌医科大学附属病院は、救命医療、がん治療などの高度・先進医療の提供や、災害時の受け入れ機関としての機能など、本道の基幹病院として大きな役割を担っているわけでありまして、附属病院における現在の施設整備の進捗状況についてお伺いします。

○上野大学法人室参事 附属病院の整備についてであります、平成25年2月に策定いたしました附属病院増築整備計画に基づき、増築棟の整備を進め、今月末に完成する予定となっております。

また、附属病院既存棟の改修工事につきましては、平成29年3月に札幌医科大学が策定しました附属病院既存棟改修計画に基づき、平成30年度から着工し、平成34年度に完成する予定となっております。

○千葉英守委員 今回の施設整備に伴って、診療機能の充実が図られているところであります。あわせて、高度医療機器の整備も必要になると考えますけれども、現在の医療機器の整備状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○上野大学法人室参事 診療機能の充実についてであります。附属病院は、臨床医学の研究と研修の場であるとともに、道民の皆様へ高度な医療サービスを提供する施設として、重要な役割を担っております。

このため、手術支援ロボットや、CTと放射線治療システムを融合した放射線がん治療器などの最新治療機器の導入や、心臓・脳血管エックス線撮影機能を有するハイブリッド手術室を整備するなど、がん治療を初め、最先端医療に対応する医療機器の整備を図ってきているところでございます。

○千葉英守委員 次に、医療環境の課題等についてお伺いをしたいと思うわけであります。

現在の附属病院は、築後30年以上が経過しておりますが、この間、医療環境の専門化、高度化に対応してきたことで、狭隘化が進み、先進医療や患者ニーズへの対応が難しくなっていると聞いているわけであります。

私の入院体験も踏まえて、こういった問題点について、数点お伺いをしたいと思うわけであります。

まず最初に、1日平均の入院患者数、外来患者数の状況はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

曜日によるかもしれませんが、非常に多くの外来患者がフロアにあふれるような状況にあります。こういった中で、どのような治療をされているのか、大変心配なところもあるのですけれども、まず、この数字を押さえておきたいと思っておりますので、どのようになっているのか、お伺いします。

○上野大学法人室参事 入院・外来患者数についてでございますが、平成28年度の実績では、1日平均の入院患者数は約769人で、1日平均の外来患者数は約1735人となっております。

○千葉英守委員 大変多くの患者が入院をされたり、外来患者がおいでになっているということでございます。

内科外来の方は、受診時に血液検査をするわけですが、お聞きすると、現在、1日に約250名の方々が、ほとんど毎日、フロアにあふれるぐらいおいでになっておられる。それも、朝8時からの受け付けなのですけれども、その前の7時半ころからおいでになっていて、血液検査をする部屋は真っ暗なのですが、部屋をあけて、その中に入って受診票を入れてくるという、私どもが普通では考えられないようなことをずっと毎日やっている。そして、8時半になると電気がついて、血液検査をされるということでもあります。

それで、血液検査から約1時間たたないと受診ができない状況ですが、実際には、9時から受診をするということになっているわけでありまして、そういったタイムラグがあったりするわけでもあります。

それと、8時半になりますと、電気がついて、看護師が、がらがらとドアをあけて、大きな声で患者の名前をずっと1時間ぐらい呼び続けるわけでありまして。

ここで、いろいろ話が出るのですけれども、プライバシーという問題もあります。今、銀行でも、あるいは、私は札幌在住であります、区役所の窓口へ行っても、全部、番号制になっていて、極力プライバシーを守るサービスというのでしょうか、そういうことを徹底しているにもかかわらず、従前のやり方で進められるわけでありまして。こういったことについて早急に改善をしなければならないと思っております。

今回、さまざまな改善策を考えておられると思うのですけれども、どういったことを考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○上野大学法人室参事 血液検査についてであります、内科外来における血液検査の受け付け患者数は、1日に240人から250人でありまして、混雑時には、60分から90分程度の待ち時間になる場合もあると認識しておりますが、今後、整備を予定している既存棟改修工事におきまして、2階の外来フロアに中央採血室を設置する予定であり、効率的に採血を行うため、自動受け付け機などの機器の導入や、専門職員の増員配置による体制の整備など、混雑時の待ち時間の改善に向けた工夫を行うこととして承知しております。

○千葉英守委員 急性期病院としてのリハビリ訓練についてですが、病気やけがで入院した場合、治療直後もしくは治療と並行して、早い段階からリハビリを開始することが、その後の機能回復、後遺症の軽減につながることから、重要でありますし、私もそのことを実感しております。

附属病院でリハビリを受ける患者数は1日に約200名と聞いておりますが、その患者数に対して、現在のリハビリ訓練室は非常に手狭になっておりまして、順番が来るまで、患者が立って並んでいなければならないという状況もあるわけでありまして。

また、大学と附属病院との間に遊歩道がありますが、リハビリを兼ねて散策する患者が非常に多くいるのです。私も、遊歩道を使ってリハビリをさせていただきました。

しかし、患者は、シューズを履かないで、病院の軽い靴を履いて歩くわけでありまして、インターロッキングのため、非常にかたくて頭に響くのです。ああいったところは、この際、きちっと整備をして、例えば陸上競技場にあるゴムのマットのような歩きやすいものにしてあげることが、患者にとっても非常にいいのではないかと考えています。

当然、市民の皆さん方も歩くわけでありまして、医療ゾーンであるということですから、市民の皆さん方も歓迎してくれると信じておりますので、大学病院の整備にあわせて、改善をされることが必要であろうと思っておりますが、基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○上野大学法人室参事 リハビリ訓練室などの整備についてであります、増築棟の3階フロアの全面にリハビリテーション部門を整備し、機能訓練などを行う理学療法室を現行の2倍程度に拡充するなど、リハビリの受け入れ体制の充実強化を図ることとしております。

また、遊歩道につきましては、札幌大のキャンパス整備の一環として、地域住民の生活通路と

しての機能を兼ね備えた整備を検討しているところでございます。

その主な整備内容といたしましては、患者や地域住民、大学関係者が交流することができるスペースの創出を目的に、既存のインターロッキングの通路も一部活用することとはなりますが、キャンパスには芝生や休憩スペースを設けるなど、散歩を初め、地域の憩いの場となるような整備を予定しているところでございます。

○千葉英守委員 ありがとうございます。

リハビリ施設を拡大していただける、あるいは、遊歩道についても、インターロッキングが残るところはあるのでしょうか、きちっとやるということでもあります。大学病院ですから、患者の思いというか、患者に寄り添って、少しでも体に優しい体制づくりに全力を挙げていただきますよう、重ねてお願いしておきます。

次ですが、札幌医科大学は、本道の基幹病院として、高度・先進医療の提供や地域医療への貢献に重要な役割を担っているところであります。

現在進めている施設整備により、診療・研究機能の充実強化が図られると考えますが、札幌医科大学の診療や研究水準はどの程度と認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○小岩均副委員長 法務・法人局長兼大学法人室長成田祥介君。

○成田法務・法人局長兼大学法人室長 札幌医科大学の診療・研究水準についてであります。附属病院においては、特定機能病院や、道内で唯一の高度救命救急センターなどの指定を受け、高度で先進的な治療を推進するとともに、臨床遺伝外来など、先進的な治療に取り組んでいるところでございます。

また、研究に関しましては、先端医学研究を基盤とした神経再生医療や、がんワクチンなどの研究を行っており、特に、自己骨髄細胞を利用した、脳梗塞や脊髄損傷等の治療にかかわる神経再生医療につきましては、国内外で注目されるなど、最先端の研究を行っていると認識しております。

○千葉英守委員 最後でございます。

札幌医科大学は、地域医療を担う人材の育成や、神経再生医療など、先端的な医学研究の推進、高度な医療提供など、本道の医療、保健、福祉の充実に貢献していると認識しており、さらなる充実発展を期待するところであります。

最後に、札幌医科大学に対する支援についてどのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。

○小岩均副委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 札幌医科大学に対する支援についてでございますけれども、道といたしましては、今後とも、札幌医大が、本道の地域医療を担う人材の育成とか先端的な医学研究、さらには、質の高い医療サービスの提供などを推進するための拠点となるよう、着実に施設整備を進めますほか、教育・研究活動に対しましては、運営費交付金などによって、財政面から支援していくこととしているところであります。

今後、これらの取り組みを通じまして、札医大が、トップレベルの医療や研究水準を目指して、本道におけるさらなる医学の発展と地域医療の向上に貢献いたしますとともに、道民の皆様は、安心して、さらに質の高い医療サービスを受けていただくことができるよう、引き続き支援をしてまいります。

以上でございます。

○千葉英守委員 一言申し上げます。

今、総務部長から、札医大が、トップレベルの医療や研究水準を目指して、本道におけるさらなる医学の発展と地域医療の向上に貢献するという答弁がございました。そのとおりなのです。患者は、道内のトップの医療機関で治療しているということで、精神的にも頑張れるし、強い意識を持つことができると思います。

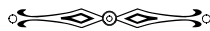
ですから、北大病院も大きな病院であります、北大病院に匹敵するような、負けないぐらいのトップの病院として、これからはしっかりと取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○小岩均副委員長 千葉英守委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩



午後3時1分開議

○三好雅委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

滝口信喜君。

○滝口信喜委員 それでは、私から、人事行政などについてお尋ねをしていきたいというふうに思います。

道は、平成27年4月に、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を策定して、今日まで、時間外勤務の縮減、長時間労働の見直しなどを進めてきたというふうに承知しております。

そこで、年休の取得率については、指針で掲げる目標値は13日以上ということになってはいますが、実際は10日程度にとどまっているとお聞きをしました。

まず、時間外勤務の削減目標値に係る過去3年間の状況及び要因について伺っておきたいと思っております。

○三好雅委員長 給与サービス担当課長増田弘幸君。

○増田給与サービス担当課長 時間外勤務の状況についてであります、道では、平成27年4月に策定いたしました、職員のワークライフバランスの推進に関する指針に基づき、今年度末までに、年間の時間外勤務が720時間を超える職員をゼロにする目標を掲げ、時間外勤務縮減に取り組んできたところでございます。

【第1分科会 3月15日 第4号】

時間外勤務が720時間を超えた職員は、平成27年度が、統一地方選への対応や新たな計画の策定業務などにより57名、28年度が、大雨災害や鳥インフルエンザへの対応などにより54名であり、今年度につきましては、2月末現在ではありますが、720時間を超えている職員はおりません。

以上でございます。

○滝口信喜委員 2月末現在ですから、あと1カ月あります。

それで、ワーク・ライフ・バランスを推進する部署である人事課の皆さんは一体どうなっているか、お聞きをいたしたいと思います。

○三好雅委員長 人事課長谷内浩史君。

○谷内人事課長 人事課の時間外勤務などの状況についてであります。時間外勤務の実績につきましては、平成27年度は、720時間を超えた職員が3名、360時間を超えた職員が5名、28年度は、720時間がゼロ名、360時間が7名、今年度は、2月末現在ではありますが、720時間はゼロ名、360時間は2名となっております。

また、年休の取得状況につきましては、1人当たりの年間平均で、平成27年が7.3日、28年が6.7日、29年が6.9日となっているところでございます。

○滝口信喜委員 年休の取得は、13日が目標で、道庁全体では10日ということであります。答弁の声が小さくなっていましたけれども、人事課は非常に少ないということであります。ワーク・ライフ・バランスを推進する部署が範を示すことは当然必要なことだと思っております。

指針では、今年度までに、年間の時間外勤務が720時間を超える職員をなくすという目標となっております。昨今の状況として、労基法改正の動きなどから見ても、平成30年度からは、指針の目標としている時間を見直すべきというふうに考えておりますけれども、いかがですか。

○三好雅委員長 人事局長松浦英則君。

○松浦人事局長 指針についてでございますが、平成27年度に策定しました、職員のワークライフバランスの推進に関する指針では、年間で720時間を超える時間外勤務を行う職員を29年度末までにゼロに、また、36年度末までに、年間で360時間を超える職員をゼロにするなどの目標を設定し、取り組みを進めてきているところでございます。

本指針につきましては、必要に応じて適時に見直しを行うこととしておまして、これまでの時間外勤務縮減に向けた取り組みを踏まえるとともに、現在、国において検討されております働き方改革関連法案の動向も注視しながら、委員が御指摘の点も踏まえまして、今後、適切に対処してまいりたいと考えてございます。

○滝口信喜委員 平成30年度——新年度からは変わっていくというふうに答弁が今あったところでもあります。

次ですが、時間外勤務の縮減には、職員はもとよりでありますけれども、とりわけ管理職員の意識改革やマネジメントが重要と考えます。

道として、これまで、時間外勤務縮減に向けて、具体的にどのように取り組んできたのか、伺

っておきます。

○増田給与服務担当課長 これまでの取り組みについてでございますが、道では、時間外勤務の縮減に向け、職員の意識改革や職場における業務改善、管理職による業務の効率化やマネジメントの徹底など、指針に基づく取り組みを推進してきたところでございます。

今年度は、全ての所属におきまして、管理職員が業務マネジメントを的確に行うための時間外勤務マネジメントシートを毎月作成することといたしましたほか、時間外勤務が多い所属につきましては、必要に応じ、部局長のトップマネジメントによる業務改革を行うとともに、時間外勤務の命令権者の直属の上司が、その必要性などについて再度確認するなど、管理職員によるマネジメントのもと、時間外勤務の縮減に向けた取り組みを強化したところでございます。

以上でございます。

○滝口信喜委員 管理職員によるマネジメントのもと、取り組みをしっかりと強化していくということでもありますけれども、管理職員においては、自分の課で時間外勤務がなかなか縮減できないということであれば、逆に言うと管理職としての評価が一体どうなるのかということもぜひ考えていかなければならないのではないかと考えております。

次に、朝型勤務の関係ですが、現状と今後の取り組みについて伺っておきます。

○増田給与服務担当課長 朝型勤務についてでございますが、道では、業務の効率化や夕方の時間の有効活用による生活の充実などを通じて、職員一人一人がみずからの働き方を見直すきっかけとなりますよう、平成27年度から朝型勤務を実施してきたところでございます。

今年度は、6月から9月までの4カ月間におきまして、職員利用率50%を目標とし、早出時間を、昨年度の7時45分からの3パターンより、今年度は7時からの6パターンに拡充したところでございます。

その結果、昨年度を5.5ポイント上回る58.7%の職員が利用し、アンケート調査では、来年度以降の継続実施や通年での実施を希望する職員も多数おりましたことから、引き続き、実施期間の延長など、より利用しやすい制度となりますよう検討してまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 次に、育児支援についてお尋ねをいたします。

育児と仕事の両立に大変苦勞されている職員は多いというふうに思いますが、そういった職員への支援は欠くことのできないものでありまして、男性職員の育児参加も積極的に進める必要があるというふうに考えます。

これまでの育児休業取得などの実態と、育児支援にどのように取り組んでいくのか、伺っておきたいと思っております。

○増田給与服務担当課長 育児支援についてでございますが、育児休業の取得率につきましては、特定事業主行動計画に掲げる、女性100%、男性10%の目標に対しまして、平成26年度は、女性が94.9%、男性が2.0%、27年度は、女性が93.5%、男性が3.7%、28年度は、女性が100%、男性が2.7%となっております。

【第1分科会 3月15日 第4号】

また、子どもの出生時において、男性職員が5日以上の休暇を取得した割合は、目標の100%に対しまして、平成26年度が46.9%、27年度が63.6%、28年度が53.1%となっております。

道では、職員が子育てをしやすい勤務環境の整備に向けまして、今年度、イクボス養成塾の開催や、育児休業中の職員同士が交流できる電子掲示板の開設、育児休業職員の代替として正職員を配置したほか、新年度からは、育児休業中に、職場への復帰準備としまして、ならし勤務の制度を創設することとしたところであり、今後とも、全ての職員について仕事と家庭の両立が図られますよう、各種会議や研修など、さまざまな機会を捉えて周知徹底を図り、職員の意識改革の促進に一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 次に、ICTの利活用についてお尋ねをいたします。

さきの我が会派の代表質問の中で、在宅勤務を含むテレワークを実効性ある取り組みにするためには、ICTの効果的な利活用が重要であり、道庁ICT利活用実施計画を策定し、在宅勤務についても、これまでの検討結果などを踏まえて、さらに検討を進める、そして、実施時期などとともに、今年度末までに取りまとめてまいりたいというふうに答弁がありました。

平成29年度は、先ほども論議がありましたけれども、タブレットやサテライトオフィスの活用といった取り組みを行ったと思いますが、その状況と、また、来年度以降、こういった内容を位置づけようとしているのか、伺っておきたいと思います。

○三好雅委員長 行政改革課長青木真郎君。

○青木行政改革課長 ICTの利活用についてでございますが、道におきましては、行財政運営方針に基づき、ICTの利活用による業務の一層の効率化を目指し、システム環境の整備や、行政情報の電子化等に関する年度別のアクションプランの作成を行っているところでございまして、本年度中に成案を得たいと考えております。

タブレット端末を活用したモバイルワークにつきましては、平成28年度から、営農指導や廃棄物監視業務などにおいて取り組みを進めてきたところでございますが、新年度からは、庁舎外から、一定の行政情報へのアクセスを可能とし、モバイルワークの拡充を図ることとしております。

また、サテライトオフィスにつきましては、今年度、出張者を対象に、本庁や振興局など11カ所に設置してきたところでありますが、新年度は、未設置だった四つの振興局にも新たに設置するとともに、育児、介護と仕事の両立を支援する観点から、利用対象者を拡大することとしたところでございます。

以上でございます。

○滝口信喜委員 道の職員数は、平成19年の1万7553人から、平成29年には1万2596人と、この10年間で大幅に減少いたしました。この間、職員の年齢構成も大きくゆがみ、特に、30歳代が極端に少ない状況にあります。

職員の年齢構成のゆがみに対する認識と対応を伺っておきたいと思います。

○谷内人事課長 職員の年齢構成についてであります。道では、平成17年度から、職員数適正化の取り組みとしまして、職員の新規採用を抑制してきた結果、20代後半から30代の職員層が少なくなっている一方で、職員の退職動向に応じた近年の採用数拡大に伴いまして、年々、若手職員が増加していく状況にあるところでございます。

こうした年齢構成に伴う人材育成や役付職員の担い手の確保といった、人事管理、組織運営上の課題を踏まえまして、これまで、即戦力となる社会人経験者を対象とした採用試験について、採用数拡大や年齢制限の撤廃を行いますとともに、主査級職員として採用するなど、中堅層の確保に努めるとともに、定年前に役職にあった職員の役付職員としての再任用の実施、さらには、若手職員の早期育成などに取り組んでいるところであります。

今後とも、こうした職員の年齢構成に留意した職員採用や人事管理を進めてまいる考えでございます。

○滝口信喜委員 それでは、職員の採用状況について伺います。

大学卒業程度を対象とした事務系職員について、2017年度は、受験者数、合格者数、採用予定数、採用者数、議論になっている辞退率などが、昨年度と比較してどのような状況にあったのか、伺っておきます。

○谷内人事課長 職員採用試験の実施状況についてであります。毎年5月に実施します、大学卒業程度を対象とした一般行政職員の採用試験の知事部局の状況につきましては、平成28年度に実施した試験では、採用予定数の170名に対し、受験者数が1668名、最終合格者数が367名、採用者数が136名で、辞退率は62.9%となっております。

また、今年度は、採用予定数の140名に対しまして、受験者数が1376名、最終合格者数が391名、採用者数が140名で、辞退率は63.9%となっており、昨年度との比較では、受験者数が292名減少し、辞退率は1.0ポイント上昇いたしました。採用予定数は確保できたところでございます。

○滝口信喜委員 この議会でもさまざまな形で議論がありましたが、平成28年度の最終合格者数と採用者数を見たら、2倍強の合格者数となっているということです。それから、今年度は、最終合格者が391名で、採用者数が140名ですから、3倍弱ぐらいです。最終合格者数をたくさんにしておいて、その中で、結果として採用予定数を何とか確保するというのは、正常な状況ではないのではないかなと私は思います。後ほどちょっと議論をいたします。

次に、技術職員等の不足についてであります。

技術職については、深刻な状態が続いているというふうに伺っています。

そこで、現在、必要数を満たしていない主な職種はどのようになっているのか、伺っておきます。

○谷内人事課長 技術職員の状況についてであります。現在、技術職員で必要な配置数を欠いている主な職種は、医師や獣医師、保健師のほか、建設土木職、建築職となっているところでございます。

○滝口信喜委員 今お話がありましたように、建設土木職、建築職のほか、獣医師や保健師など、多くの職種で不足が生じている状況であります。道行政を推進していく上で大きな問題であるというふうに考えます。

こうした不足する技術職の人材確保に向けて、どのように取り組んできたのか、そして、今後、どう対応していくのか、伺っておきたいと思えます。

○谷内人事課長 技術職員の確保についてであります。建設土木職や獣医師など、技術職や医療職の一部職種で必要人数を十分確保できていない状況を踏まえまして、これまで、年間を通じた募集や採用試験の複数回実施といった試験制度の見直しのほか、道内外の学校訪問、就職セミナーにおきまして、道庁の役割や仕事の魅力への理解を深めてもらうなどの取り組みを通じまして、人材確保に取り組んできているところでございます。

道としましては、こうした取り組みのほか、ワーク・ライフ・バランスの確立や女性の活躍推進、若手職員のサポート体制の充実、道内の各勤務地の住環境など福利厚生充実といった働きやすい職場づくりなどにつきまして、関係部局が連携しながら、学生や社会人経験者など、さまざまな受験者層を対象に、より効果的に発信するなどして、人材の確保に一層努めてまいります。

○滝口信喜委員 たしか、建設土木職の関係では三十数人、それから、獣医師では70人ぐらいの不足というふうに聞いております。この確保のあり方も、従来どおりではなくて、もっとさまざまな対応をとっていくべきではないかなと思えます。

獣医師については奨学金の話も出ていますけれども、実現のためにどういう手法があるのか、検討すべきではないかなというふうに思っております。

それでは、次に行きます。

人材の確保についてであります。

民間企業では空前の売り手市場と言われる中、今後、公務の世界も、ますます人材獲得競争が激しくなることが予想されるというふうに思えます。

民間企業では、インターンシップの活用などを通じて人材確保につなげているようですが、道としても、さまざまな工夫をする中で、道庁で働くことのやりがいや魅力を発信していくことも極めて大事ではないかと思えます。

今後、道としてどのように人材確保を進めようとしているのか、伺っておきたいと思えます。

○松浦人事局長 職員の採用についてでございますが、受験者確保や採用辞退防止に向けては、広域的な政策を担っている道の役割や、全道各地で活躍できる仕事の魅力などを広く発信しながら、道庁に対する学生たちの理解を深めてもらうことが重要と認識しております。

このため、道では、今年度、新たに、例年3月に行っていた学生向けの業務説明会を1月に前倒ししましたほか、道警や国の機関と連携した女性向けの合同説明会を開催するとともに、各地域で活躍する若手職員の体験談を紹介した冊子を作成して配付するなどの取り組みを進めているところでございます。

今後は、若手職員の専門性の向上などキャリア形成の取り組みや、ワーク・ライフ・バランスの確立、女性の活躍促進など働きやすい職場づくりについても、SNS等を活用して発信するほか、職場体験機会の充実を図り、道政や道職員の仕事の魅力、地域とのかかわりの大切さを強く伝えるなど、学生等の道庁への理解と関心を深めていただきながら、意欲と能力にあふれる人材の確保に一層努めてまいる考えでございます。

○滝口信喜委員 今、人事局長から話がありました。さまざまな取り組みをしていることは承知していますけれども、結果がああいうことですから、相当しっかりとしたものやっつけていかなきゃならない。

私が前段ですっと議論をしてきましたが、いかに魅力ある職場をつくっていくかということ、それから、ワーク・ライフ・バランスの推進も当然でありますし、働き方改革、給与や福利厚生への処遇改善など、しっかりとしたものをつくり上げて、それを提示し、理解を求めていくということが必要ではないかと思えます。

それで、新採用の初任勤務地については、本庁が何割かで、残りが地方ということになりますけれども、初任勤務地のあり方に関しても柔軟に取り組むべきではないかと思えます。転勤の問題は必ずついて回りますけれども、巷間言われているところでは、最初から地方だというのは非常に抵抗があるとの話がありますので、その辺も、今後、検討されるよう求めておきたいと思えます。

では、次に移ります。

公務員の定年の引き上げについてであります。

早ければ2019年の通常国会に、国家公務員法などの関連法改正案を提出し、2021年度から段階的に65歳に引き上げる方向で検討が進められております。

地方公務員についても、今後、あわせて検討が行われるというふうにお聞きをしていますけれども、道としてどのように対応していくのか、お尋ねをいたします。

○谷内人事課長 公務員の定年の引き上げについてであります。先月、関係省庁の局長級職員で構成される、公務員の定年の引上げに関する検討会におきまして、国家公務員の定年の引き上げに係る論点整理の取りまとめが公表され、今後、人事院における検討を踏まえた上で、具体的な制度設計を行い、結論を得ていくとされておりますが、今後の検討スケジュールは示されていないところでございます。

地方公務員の定年の引き上げにつきましても、総務省において、人事院における検討や国家公務員の具体的な制度設計を踏まえ、地方公共団体の意見を聞きながら検討が進められると承知いたしております。

定年を引き上げるに当たりましては、国の論点整理で示されたように、新規採用への影響を勘案した段階的な引き上げや、長期的な視野に立った計画的な人材育成、若手人材の登用機会といった、組織の活力を維持するための方策など、さまざまな検討すべき課題があると考えられますことから、道としましては、今後とも、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○滝口信喜委員 年齢構成の偏りや定年延長、また、本道の人口減少による行政需要の変化などにより、今後、必要となる職員数やその中身も変わってくるのではないかなというふうに思います。

私は、定年制なども含めて、中長期的な人事計画を策定すべきだというふうに考えております。

1万2600人を目標とする今の計画は、たしか平成32年度までのものだろうと思いますけれども、今後の計画についての考え方を伺っておきたいと思います。

○松浦人事局長 道の組織の運営についてでございますが、道では、行財政運営方針に基づきまして、現行の組織規模を基本としながら、退職動向を踏まえた職員採用や、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による毎年度の組織機構の見直しを通じまして、その時々々の行政課題に柔軟に対応する執行体制の確立に取り組んでいくこととしているところでございます。

道といたしましては、こうした考え方を基本として、職員の年齢構成等にも留意した社会人経験者の採用や役付再任用の活用などを進めるとともに、今後検討が行われる公務員の定年の引き上げなど、道の組織を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、適切な組織運営に努めてまいり考えでございます。

○滝口信喜委員 次に、非正規公務員についてお尋ねをします。

総務省の統計の、地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査によりますと、2016年の非正規公務員は約64万3000人となっており、2005年から2016年で18万7000人増加していて、そのうち、4分の3が女性ということであります。

道の臨時・非常勤職員の任用実態はどうなっているのか、伺っておきます。

○谷内人事課長 臨時・非常勤職員についてでございますが、道では、特定の知識、経験を必要とする業務や、一時的、臨時的な業務等に従事する職として、非常勤職員、臨時職員を任用しております。平成29年4月1日現在で、知事部局における任用数は、特別職非常勤職員が377名、一般職非常勤職員が130名、臨時職員が523名、合わせて1030名でございます。そのうち、女性の占める割合は約8割となっているところでございます。

○滝口信喜委員 2017年5月の地方公務員法及び地方自治法の一部改正において、一般職非常勤職員の任用等に関する制度を明確にするため、会計年度任用職員を設け、その給与については、職務給の原則や均衡の原則等に基づき、常勤職員との均衡を図るものとされたところであります。

2020年4月の施行に向けて、道としてはどのような制度設計を考えているのか、伺っておきます。

○松浦人事局長 会計年度任用職員制度についてでございますが、昨年の法改正で、一般職の会計年度任用職員制度が創設されまして、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化され、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものとされたところでございます。

各地方公共団体では、この改正法が施行される平成32年4月に向け、制度導入に当たり必要な準備を行うこととされておりまして、総務省からは、施行に向けた運用上の留意事項等が示されたところでございます。

道では、現在、法改正の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の業務実態等の把握を行っているところでございまして、今後、こうした実態把握の結果を踏まえた上で、他県等の状況も参考にしながら、会計年度任用職員の任用方法や勤務条件の規定等の整備などについて、具体的な検討を進めてまいる考えでございます。

○滝口信喜委員 今お話がありました、現行の特別職非常勤職員や一般職非常勤職員、臨時職員がどのように変わるのか、お尋ねをします。

○谷内人事課長 臨時・非常勤職員に係る法改正についてであります、このたびの地方公務員法及び地方自治法の改正では、特別職非常勤職員は、専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者とし、また、臨時的任用職員につきましては、常勤職員に欠員を生じた場合と、任用要件を厳格化し、さらに、一般職の非常勤職員の任用等についても明確化を図り、会計年度任用職員制度が創設されることとなったところでございます。

各地方公共団体では、こうした法改正の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の業務実態等の把握を行いながら、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされております。

○滝口信喜委員 いろいろ議論をしてみいました。

採用辞退者にどう歯どめをかけていくか、また、不足する技術職員を充足させるなど、優秀な人材を確保していくためには、さまざまなことをやっていかなければならないと思いますけれども、今後、どのように取り組んでいくのか、伺っておきます。

○三好雅委員長 総務部職員監梅田禎氏君。

○梅田総務部職員監 人材確保に向けた取り組みについてであります、道職員を目指す優秀な人材を安定的に確保するためには、仕事の魅力はもとより、採用後の人材育成や勤務環境など、職員一人一人が意欲とやりがいを持って働ける職場づくりを進めるとともに、そうしたことを広く周知しながら、道庁への理解と関心を高めていくことが重要であると考えております。

このため、道におきましては、若手職員のサポート体制の充実や専門性の向上など、キャリア形成の取り組みのほか、長時間労働慣行の是正、仕事と家庭の両立支援などによるワーク・ライフ・バランスの確立、女性職員がライフステージに合わせて仕事を継続できる環境など、働きやすい職場づくりを進めてきているところであります。

道といたしましては、今後、こうした取り組みについて、採用セミナー等のほか、SNS等も活用して発信するとともに、学生が直接、職場体験できる機会を充実して、魅力と働きがいがある職場であることを実感してもらうなどしながら、意欲と能力にあふれる人材の確保に一層努めてまいる考えであります。

以上であります。

○滝口信喜委員 人事行政等については、知事にもお聞きをしたいと思いますので、委員長の取

り計らいをよろしく申し上げます。

最後に、飲酒運転の根絶についてであります。

御案内のように、先日発生した職員の飲酒運転を受け、知事は、記者会見で、実態調査を実施する意向を示しました。調査の狙いについて伺いたいと思います。

さらに、調査結果を受けて、今後、どのような対応をしようとしているのかもあわせて伺います。

○松浦人事局長 飲酒場所への自家用車の使用についてでございますが、先月発生しました職員の飲酒運転の事案では、道が策定した「職員の飲酒運転根絶に向けた「決意と行動」」に基づき、全ての職員が提出している飲酒運転根絶誓約書に反し、飲酒場所に自家用車で行ったことが判明したことから、今回実施しております、飲酒運転の根絶に向けた研修の中で、誓約書に対するセルフチェックの効果も含めて、その実態について確認調査をすることとしたところでございます。

この調査につきましては、記録が残されていることではないため、直近で、飲酒の機会が増加する年末年始の昨年12月から1月までの2カ月間において、飲酒場所に自動車を運転していき、飲酒したことがあるかや、運転していった理由、飲酒後の帰宅方法のほか、他の職員が飲酒の場に自動車を運転していった事実を見聞きしたことがあるかなどについて、全職員に対し、現在実施をしているところでございます。

今回の調査において人事課に報告された結果につきましては、必要な対応を適切に行っていく考えでございます。

○滝口信喜委員 今、調査を行っているということですが、私は調査票を拝見いたしました。はっきり言って、この調査はいかがなものかなと思っております。これは、密告、犯人探し、信憑性に欠ける。この結果をもとに、どんな対策をとるのか、非常に不思議であります。

このような確認調査をしなければならないということ自体、非常に大きな問題であります。実態調査の調査票は既に配りましたから、撤回はなかなか難しいだろうと思っておりますけれども、私は、この内容について非常に疑問を持っているということは申し上げておきたいと思っております。これは、また機会を見てやりたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○三好雅委員長 滝口委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

志賀谷隆君。

○志賀谷隆委員 それでは、職員の健康管理についてお聞きをいたしたいと思っております。

国の働き方改革実行計画におきましては、がん、難病、脳血管疾患、肝炎などの病気の治療と仕事の両立支援などに積極的に取り組むこととし、過重な長時間労働やメンタル不調などによる過労死などのリスクが高い労働者を見逃さないため、面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう、企業における労働者の健康管理を強化するとうたっております。

また、道においても、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を定め、全ての職員が、健康で、意欲と能力を十分発揮できるよう、職員の働き方改革を進めているものと承知しております。

そこで、道における職員の健康管理についてお伺いをいたします。

職員が健康な状態で職務に当たるためには、まず、職員がみずから健康状態がどうなっているかを把握しておかなければなりません。

労働者の安全と衛生についての基準を定めた労働安全衛生法では、健康診断の実施について規定をしておりますが、がんや心臓疾患、脳梗塞などの循環器系の疾患の多くは、急に発症するものではなくて、徐々に進行するため、これらを防ぐために、定期的に健康診断を受け、疾病を早期に発見し、適切な措置をとることが重要であるというふうに言われてございます。

初めに、道における毎年の定期健康診断では、どのような検査をされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○三好雅委員長 職員厚生課長大谷正毅君。

○大谷職員厚生課長 定期健康診断についてであります。検査の項目については、血圧検査を含む医師の診察、胸部エックス線、尿、聴力、心電図、血液、胃部エックス線及び便潜血反応の八つの検査項目となっているところでございます。

○志賀谷隆委員 また、受診率についてもお伺いをいたします。

○大谷職員厚生課長 定期健康診断の受診率についてでございますが、平成26年度は96.7%、27年度は95.9%、28年度は96.5%となっております。

○志賀谷隆委員 道職員の定期健康診断は、八つの検査項目によりまして、がんや心臓疾患、糖尿病などの生活習慣病の早期発見に取り組んでいるようでございます。

これらの疾病の予防は当然重要と考えますが、歯科医師会によれば、歯周病は、糖尿病や心臓病など万病のもととされておりまして、このため、生活習慣病の予防には、これらの疾病を引き起こすリスクを高める原因とされる歯周病の予防が効果的であるというふうにされております。

道の検査項目には歯科健診などは見当たらないようですが、歯周病予防に対する道の取り組みについてお伺いをいたします。

○三好雅委員長 人事局長松浦英則君。

○松浦人事局長 職員の歯の健康についてでございますが、道では、これまでも、北海道歯科医師会と連携した健康学習会の開催や、歯周病予防に関するパンフレットの配付などを行いまし、健康教育に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、職員に対する歯の健康教育に努め、歯の健康に関する知識や意識の向上を図りますとともに、新年度からは、職員の定期健康診断の問診により、歯科健診の実態を調査するなどして、職員の歯の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○志賀谷隆委員 皆さんもおわかりだと思いますけれども、歯周病にかかりますと、特に、動脈硬化、心筋梗塞になりやすい体になるというふうに言われております。増殖した歯周病菌が血管に

入って、毒素を出して、その毒素は、コレステロールを血管内に沈着させたり、血管を狭めたり、血管内細胞を傷つけたりするようでございます。

職員の定期健康診断では、歯科医による健診をするように改めて求めておきたいというふうに思いますので、御検討をよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、次は、長期療養者に関する質問に参ります。

職員数適正化計画に基づいた職員数の抑制も一区切りする中、限られた組織人員体制で、道政上の諸課題に的確に対応するために、全ての職員が意欲と能力を発揮して、一人一人が職務を全うすることが理想と考えますが、やむなく病に伏す職員がいることも事実でございます。

道職員が疾病のために1カ月以上継続して療養を要した、いわゆる長期療養者の数はどのような状況になっているのか、主な疾病別に、過去3年の推移についてお伺いをいたします。

○大谷職員厚生課長 長期療養者についてであります。平成28年度の長期療養者は325人で、26年度に比べて55人増加しており、疾患別の割合では、精神及び行動の障がい62.8%で2.8ポイント増加し、悪性新生物が12%で1ポイント減少、循環器疾患が3.7%で2.2ポイント減少しているところでございます。

○志賀谷隆委員 今、325人であって、平成26年度から55人増加しているという御答弁がございました。

また、疾患別の割合では、精神及び行動の障がい62.8%ということでしたが、これは、325人のうち、204人を数えるようになってございます。統計を調べてみますと、全国は54%です。道では、精神的な障がいのある職員が62%ですから、8%多いという状況になってございます。そういう意味では、ここに注力していかなければ、職員の健康は守れないなと思うところでございます。

次ですが、今お話をした長期療養者の約6割を占める精神疾患の予防、そして早期発見などの対策が極めて重要というふうに考えておりますし、職場への復帰も慎重になされる必要があるものと考えます。

メンタルヘルスについて、予防から、不調時、さらに職場復帰時にどのような対策をとられているのか、お伺いをいたします。

○大谷職員厚生課長 メンタルヘルス対策についてであります。道では、仕事と人間関係の両面における良好な職場環境づくりや、職員みずからの心の健康の保持増進を目的としたメンタルヘルスセミナーを開催しているほか、各職場において、働きやすい職場づくりについて話し合う職場ドックの実施や、職員自身のストレスへの気づきを促すためのストレスチェックを行っているところでございます。

また、精神疾患の早期発見、発症予防への対応として、精神保健医による心の健康相談を実施するとともに、長期療養者に対しましては、職場復帰をするまでの間、精神保健医や保健師との面談を適宜行い、職場復帰に際しては、本庁及び各振興局に設置する健康管理審査会専門部会において、主治医の意見や療養経過などを踏まえ、職場リハビリテーションの実施など、職員が職

場環境に適応できるよう支援を行っているところでございます。

○志賀谷隆委員 今、さまざまなメンタルヘルス対策について御答弁をいただきました。

長期療養者の325名のうち、療養継続中の方が151名、職場復帰をされた方が148名、退職された方が22名、亡くなられた方が4名ということになってございますが、職場復帰をされた148名の約52%の77名は、再発して、また長期療養という形になっているとお聞きをしております。

ですから、特に精神的な障がいを受けた方たちが職場に復帰するのは非常に困難だということを数字があらわしているところでありますので、今御答弁されたことを基礎にして、できれば1人も退職させないで、道民のために仕事をしていただきたいという思いでございます。

そして、職員の方々におかれましては、本道のさまざまな課題やニーズに応えるために、それぞれの職場で、限られた人数で行政運営に取り組んでおられるものと承知をしておりますが、貴重な人材が1人でも欠けると、本来の組織力が十分に発揮されないなど、職員の健康管理対策は極めて重要であるというふうに私は思います。

職員の今後の健康管理対策について、どのように取り組まれるお考えなのか、お伺いをいたします。

○三好雅委員長 総務部職員監梅田禎氏君。

○梅田総務部職員監 職員の今後の健康管理についてであります。職員が安全かつ健康で職務に臨むことは、地域住民の皆様への貢献の前提であり、職員の健康確保は重要な課題と認識をしているところでございます。

道では、平成26年に北海道職員健康づくり計画を改定し、生活習慣病の発症・重症化予防、心の健康の保持増進、セルフケアの支援を健康づくりの三つの柱といたしまして、職員の健康管理に取り組んできたところでございます。

今後とも、健康診断や健康相談などの保健指導における疾病の予防、早期発見、早期治療や、長期療養からの円滑な職場復帰支援などに努めますとともに、誰もが働きやすい職場づくりを進め、職員が心身ともに健康で職務に専念できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 御答弁いただきましたが、私は、今回、職員の皆さんの健康について御質問をいたしました。ポイントは二つあると思うのです。一つは、生活習慣病の根絶です。それには、先ほどお話ししたとおり、歯科健診をきちっとやっていただきたいということを申し上げておきます。

また、メンタルヘルスについても、職場の中で支え合いながら仕事ができる環境をぜひともつくっていただきたいというふうに思っております。

次に、獣医師の確保についてでございます。

近年、全国的に、好景気を背景に民間企業の採用が活発化しております。就職活動は売り手市場というふうに言われている中、公務員においても人材の確保が難しくなっている状況にあり、道においても、高い辞退率や技術職員の不足などが課題とされてございます。

【第1分科会 3月15日 第4号】

技術職員の欠員は、道のさまざまな職場に影響を与えるものでございまして、早期にその解消に向けて取り組むことが必要と考えております。

特に、公務員獣医師の不足は、全国的に深刻な状況にありまして、本道においても多くの欠員を抱えている状況が続いていると承知しております。

高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病への対応や、北海道の基幹産業である酪農・畜産業を支える上で、獣医師の果たす役割は大変重要であります。

そこで、獣医師の確保に向けた取り組みなどについて、以下、数点伺ってまいります。

まず、道庁で働く獣医師の過去3年の欠員状況をお伺いいたします。

○三好雅委員長 人事課長谷内浩史君。

○谷内人事課長 獣医師の欠員状況についてであります。獣医系大学の学生が、ペットなどの小動物臨床を目指す傾向が強いことなどの影響を受けまして、公務員獣医師の確保が全国的に難しい中、道におきましても、家畜保健衛生所や食肉衛生検査所などに配置が必要な獣医師数が、平成27年4月1日現在で534名に対して56名の欠員、同様に、28年度は、535名に対して58名の欠員、29年度は、536名に対して70名の欠員となっているところであります。

○志賀谷隆委員 次に、道の獣医師については、多くの欠員を抱えている状況にあることが今御答弁されましたが、獣医師の確保に向けて、処遇改善を含めて、どのような取り組みを行っているのか、お伺いをいたします。

○谷内人事課長 獣医師確保の取り組みについてであります。道では、獣医師の確保に向けて、これまで、初任給調整手当の支給対象としたほか、給与格付の見直しや適用する給料表の拡充など、給与面における処遇改善を行ってきたところであります。

また、採用試験につきましては、受験年齢制限を58歳まで引き上げ、年間を通じた採用募集を行い、試験会場を、札幌と東京の2カ所から、函館、大阪を加えた4カ所へと拡大するなどの見直しを行いますとともに、受験者確保に向けまして、関係部が連携して、全国の獣医系大学での就職説明会の開催や、インターンシップの積極的な受け入れに取り組むなど、さまざまな人材確保の対策を講じてきているところであります。

○志賀谷隆委員 今、さまざまな処遇改善のお話がありましたが、給与面でも改善を図ってきているということでございます。

道の獣医師の給与額は、都府県と比べてどういうふうになっているのか、お伺いをいたします。

○三好雅委員長 給与サービス担当課長増田弘幸君。

○増田給与サービス担当課長 獣医師の給与についてでございますが、道では、獣医師に対しまして、初任給調整手当を平成21年度から支給しており、その手当と給料月額を合わせた新規学卒者の採用時の給与は、平成29年4月現在では、月額で約25万3000円となり、全国で5番目に高い支給額になっていたところでございます。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 1番ではないのですね。昨年度は1番でしたが、今年度は5番だというお話がありました。

給与の額については、来年度、高くすれば1位になるかもしれませんが、ほかがまた上げると、ある意味ではイタチごっこかなと思います。よく言われるように、お医者さんや看護師についてはバンクをつくっているというお話がありますし、獣医師の皆さんについても、そういう形がつけられてきていると思いますので、定数に限りなく近づけるように、しっかりとやっていただければと思っております。

次ですが、獣医師の確保に向けて、これまで、さまざまな取り組みを実施してきているというふうに先ほどお伺いいたしました。なかなか効果があらわれてきておりません。いまだ多くの欠員を抱えており、その解消が喫緊の課題と考えております。

今後、獣医師の確保に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいと思いません。

○梅田総務部職員監 獣医師確保に向けた今後の取り組みについてであります。道内の酪農や畜産、公衆衛生などを担う獣医師の確保は重要な課題であり、道では、これまで、給与面での処遇改善や採用試験制度の充実、学生への業務内容の積極的な周知など、さまざまな取り組みを進めますとともに、女性獣医師を初め、職員が安心して育児休業を取得し、継続して勤務できるよう、育児休業の取得に伴う代替措置として、今年度からは、任期つき職員を配置するなど、働きやすい職場環境づくりにも取り組んできているところでございます。

道といたしましては、魅力ある職場づくりを進めますとともに、公務員獣医師ならではの仕事の魅力や、我が国で最大の酪農・畜産地域である北海道で、意欲とやりがいを持って働ける職場であることを、関係部が連携しながら広く発信するなど、今後とも、獣医師確保に一層努めてまいります。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 しっかり頑張っていたきたいというふうに思います。

最後に、災害対策についてお伺いをいたします。

質問の前に、先週末の本道における大雨や融雪などによる増水で、美瑛町内の河川内で工事を担当されていた事業者の従業員の方が1人お亡くなりになりました。心よりお悔やみを申し上げます。

さて、本道では、一昨年、昨年と、台風等により、各地で多大な被害を受けました。また、ことしも、今月に入ってから、暴風雪や大雪、さらには、大雨、融雪により、人的被害や住家の直接被害など、住民生活に大きな影響を及ぼす大規模な災害が発生しております。

こうした災害への対応において、関係機関との連携が極めて重要であることは、我が会派として、これまでも重ねて申し上げてきたところでございます。

いざ災害が発生した際に、迅速に対応し、被害を最小限に抑えるためには、今まで以上に、開発局や道警などの関係機関と相互に連携協力して、平時から訓練を行い、備えを万全にしておく

ことが大変重要であると考えます。

以下、そうした観点からお伺いをいたします。

災害時の被害状況の迅速な把握や応急対策の実施の上では、関係機関それぞれが保有する資機材の活用が有効であります。

特に、開発局においては、さまざまな資機材や重機を有しており、こうした資機材等を災害対応に生かすべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○三好雅委員長 危機対策課長辻井宏文君。

○辻井危機対策課長 資機材などの活用についてであります。一昨年の大雨災害では、被災地の状況について、道警察、自衛隊のヘリコプターに搭載されておりますカメラや、開発局が国道や河川に設置しておりますカメラの映像を関係機関において共有するとともに、開発局が保有する排水ポンプ車や照明車を応急復旧に活用したところでございます。

災害応急対応に当たりましては、こうした関係機関が保有する資機材に関する情報を共有し、必要なものを効率的かつ効果的に活用していくことが極めて重要であると認識しておりまして、今後も、開発局など関係機関と連携協力し、資機材などの有効活用を図ってまいります。

○志賀谷隆委員 今お話がございましたとおり、さまざまな資機材があります。また、意見交換の中では、降雨体験装置、地下空間浸水体験の装置や流水発生装置、それ以外の資機材も含めて活用して、頑張っってやっていらっしやるとお伺いしましたが、これから少し詳しくお伺いをしたいというふうに思います。

これらを、住民への普及啓発、防災対策に活用すべきというふうに考えますが、所見をお伺いいたします。

○辻井危機対策課長 資機材を活用した普及啓発についてであります。近年、本道では、台風などにより大規模な災害が発生しており、住民の方々に適切な避難行動をとっていただくためには、大雨や暴風などについて正しく理解していただくことが重要と認識しております。

開発局では、天気予報などで示される風速や、単位時間当たりの降水量などの強さを実際に体験できる、降雨体験装置や流水発生装置といった資機材を有しておりまして、道としましては、新年度において、開発局の参画、協力のもと、道、市町村が実施する各種の防災訓練や研修で、こうした資機材の活用を図っていくことなどによりまして、広く防災について住民の方々が学ぶ機会を提供してまいりたいと考えております。

○志賀谷隆委員 今お話があったとおり、ぜひとも、新年度から、開発局の参画、協力をいただいて、防災訓練、研修をして、身近で防災意識の高揚を図るようお願いしたいというふうに思います。

さて、道では、関係機関と連携したさまざまな訓練を実施しているというふうに承知しておりますが、開発局が中心となって、道とも協力して実施する訓練として、総合水防演習があります。近年、北海道でも、台風などで大規模な水害が発生していることから、このような訓練は大変重要であります。

演習は、河川の氾濫に備えるために行うものですが、具体的にどのような内容で、道はどういう役割を担うのか、お伺いをいたします。

○**辻井危機対策課長** 総合水防演習の内容などについてでございますが、総合水防演習は、大雨などによる河川の氾濫などの水害に備えるため、国が管理する河川を会場としまして、毎年6月に、開発局が中心となり、道、地元市町村、水防団など関係機関が連携し、水防技術の向上や水防意識の高揚を図るとともに、水防に対する地域住民の理解と協力を求めることを目的に実施しております。水防工法訓練を初め、救出・救助訓練、住民避難訓練、浸水防止訓練、災害対策現地合同本部設置訓練などに取り組んでいるところでございます。

道は、この演習の共催者として、演習が円滑に実施できるよう、関係機関との事前の連絡調整を行うとともに、演習当日の運営、進行全般に係る役割を担っているところでございます。

○**志賀谷隆委員** 次に、総合水防演習においては、知事や道幹部も相応の役職を与えられているものと承知しておりますが、近年の参加状況についてお伺いをいたします。

また、知事、副知事といった特別職がしっかりと参加した上で、国の幹部職員と連携をとるべきと考えますが、あわせて所見をお伺いいたします。

○**三好雅委員長** 危機対策局長森弘樹君。

○**森危機対策局長** 水防演習への参加についてでございますが、北海道における総合水防演習の実施に当たりましては、北海道開発局長が総裁、国土交通大臣が名誉総裁、北海道知事が統裁という役職を務めることになっておりまして、過去3年におきましては、開発局長がいずれも出席しておりますほか、国土交通省本省からは、大臣の代理として、平成27年度は国土交通大臣政務官が、平成28年度は国土交通省水管理・国土保全局砂防部長が、平成29年度は国土交通審議官が、また、道からは、平成27年度及び28年度は、知事の代理として危機管理監が、平成29年度には知事が出席をしております。

道としましては、この演習は、水防に携わる関係機関の幹部職員が参加し、連携を深めていく重要な機会だと認識しておりまして、今後とも、特別職を初めとする道幹部の参加を前提に対応してまいります。

○**志賀谷隆委員** 平成27年度、28年度は危機管理監が出席し、29年度は知事が出席されたということです。危機管理監ではだめだというわけではありませんけれども、今御答弁があったように、開発局長が総裁、国土交通大臣が名誉総裁、北海道知事が統裁という役職でございますので、私は、知事がしっかりと出席するべきだと強く指摘をしておきたいなと思います。

最後でございますが、災害はいつ起こるか、わかりません。季節や場所を選びませんし、本道では、この2年間、特に水害や地震、大雪などの災害、それも、大きな被害をもたらす災害が発生しております。

今後、道では、どのように災害対策に取り組んでいくのか、伺います。

○**三好雅委員長** 総務部危機管理監橋本彰人君。

○**橋本総務部危機管理監** 今後の防災対策についてでございますが、一昨年や昨年の大雨災害を

【第1分科会 3月15日 第4号】

初め、このたびの暴風雪、融雪などにより、全道各地で大きな被害が生じている状況にございます。

道といたしましては、こうした経験を貴重な教訓といたしまして、防災、減災に対するさらなる取り組みを進める必要があるものと認識いたしております。

このため、防災関係機関との一層の連携の強化や、市町村における災害対応能力の向上に対する支援に加え、住民の方々への日ごろからの災害に対する意識の醸成が重要であると考えており、道といたしましては、新年度において、開発局や自衛隊などと連携し、広域の水害を想定した大規模な防災総合訓練を実施いたしますとともに、各市町村が行う防災訓練や研修などを積極的にサポートしていくほか、児童生徒を対象とした一日防災学校の開催など、防災教育の充実や住民の方々の防災意識の向上に取り組むことなどにより、本道の防災力のより一層の強化に努めてまいります。

○志賀谷隆委員 災害対応について伺ってまいりました。

近年、本道で繰り返し発生している大規模な災害に対して、北海道開発局を初めとする関係機関となお一層緊密な連携協力体制を構築して、オール北海道で対応していくことが不可欠でございます。知事みずからが率先して訓練に参加するなど、積極的に取り組むべきと考えます。

この問題につきましては、知事のお考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。

○三好雅委員長 志賀谷委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

三津丈夫君。

○三津丈夫委員 最後の質問者になりました。

皆さん、かなり時間短縮に協力をしているようなので、私も、まとめながらお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、災害対策についてですが、災害対策の基本は、地域の住民等の生命や身体、財産を災害から保護することであり、これは、まさに地方自治体行政の根幹と言えます。私は、常日ごろから、防災政策は地域政策そのものであるという認識に立っており、こうした視点から、幾つか質問させてもらいたいと思っております。

初めに、先週の大雨と融雪災害により、道発注の河川工事に従事されていた方がお亡くなりになられました。謹んでお悔やみ申し上げるとともに、床上浸水など被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

先々週は、全道的に、暴風雪、大雪に見舞われ、私の地元・十勝でも記録的な大雪となり、その1週間後には、大雨と融雪であります。おかげで、2週間、地元に戻ることができませんでした。

これまでの気象に対する認識では理解が困難と言わざるを得ない事態が、いとも簡単に生じて

います。

道は、このたびの大雨・融雪災害に対し、どのように認識しているのか、また、今後の対応についてお伺いをいたします。

○三好雅委員長 危機対策局長森弘樹君。

○森危機対策局長 大雨、融雪による災害への対応などについてであります。このたびの災害は、暴風雪や大雪に見舞われた数日後に、気温の上昇に加え、この時期としては異例の大雨により、河川の急激な増水や内水氾濫などが発生した、過去にほとんど経験のない災害だと認識をしております。

この災害時には、全道の各地域において被害の発生が見込まれましたことから、本庁に災害対策連絡本部を、各振興局に地方連絡本部を設置し、防災関係機関との連携協力のもと、河川の状況等を把握し、報道機関等を通じて道民の皆様への情報提供を行うとともに、避難勧告等の発令に関し、市町村へ助言するなどの応急対策に努めたところであります。

道内では、今後も、気温の上昇に伴う融雪や雪崩等による災害の発生になお警戒が必要でありますことから、本日、气象台や自衛隊などの関係機関で構成する北海道融雪災害対策連絡部を設置し、市町村を初め、関係機関相互の連携のもと、気象情報や融雪状況の把握に努めるとともに、住民の方々への注意喚起を行うなど、融雪期における災害に備えてまいります。

○三津丈夫委員 これでもいいということはないかなと思いますし、とにかく即効性のある対応をぜひしてもらいたいと思います。

次に、地震被害想定についてお尋ねをいたします。

道は、先月、振興局単位で地震による被害を算定した全道の地震被害想定を公表いたしました。

これまでに公表してきた内容と比べ、振興局によっては、避難者数などの数値が大きく変更されておりますが、変更となった理由とともに、この公表内容を踏まえて、市町村の地震防災対策をどう進めていくのか、伺います。

○三好雅委員長 防災教育担当課長田辺きよみ君。

○田辺防災教育担当課長 地震被害想定の内容などについてであります。道では、全道を5ブロックに分けて、平成25年度から、順次、被害想定を算定してきたところであります。今年度、全道分の算定を終え、公表するに当たり、これまで公表した地域についても、データ処理の統一化や新たな地盤データの追加などの見直しを行い、人的被害、建物被害の数値を修正したものです。

市町村では、道が策定する被害想定に基づき、地域防災計画の作成、避難場所や避難所の指定を初め、家屋の耐震改修に対する支援、さらには、日ごろの備えに関する普及啓発、避難訓練などの住民意識の向上に取り組んでいるところでございまして、道としては、こうした対策が一層進むよう、引き続き、地震・津波対策推進に係る専門家派遣事業を実施しますとともに、防災対策、防災教育に資する詳細なデータを提供するなどして、市町村の取り組みを積極的に支援して

まいります。

○三津丈夫委員 庁舎の耐震化についてお尋ねをいたします。

一昨年の熊本地震では、災害対策の拠点となるべき地元自治体の庁舎が被災し、対応できないという事態が生じました。道内の市町村庁舎も、老朽化しているものが少なくなく、他人ごとではないというふうに感じます。

市町村庁舎における耐震化の現状について伺います。

○森危機対策局長 市町村庁舎の耐震化についてであります。市町村庁舎は、災害発生時に、被災者支援や早期復旧など災害対策の実施拠点として、大切な役割を果たしますことから、その耐震化を進めることは、防災対策上、非常に重要であると認識をしております。

しかしながら、道内の市町村の防災拠点となる庁舎の耐震化率は、昨年度末において59.4%と、全国平均の78.1%を大きく下回っている状況にありますことから、道では、熊本地震の教訓も踏まえ、市町村に対し、庁舎の耐震化と代替庁舎の確保を積極的に進めるよう要請するとともに、市長会、町村会とも連携し、国に対して、地方財政措置の拡充などを働きかけてきたところでもあります。

道としましては、市町村と危機意識を共有し、災害発生時における住民サービスの提供に大きな支障が生じることのないよう、できる限り早期に、代替庁舎の確保とあわせ、庁舎の耐震化が進むよう努めてまいります。

○三津丈夫委員 かなり以前から、国のいろんな財政措置のことは議論されておりますので、これは急ぐべき課題だというふうに思います。

次に、BCPについてですが、市町村は、たとえ大規模災害に見舞われたとしても、しなければならぬ基本的な業務を抱えているわけです。

このため、業務を継続するための計画、いわゆるBCPを整備しておく必要があるわけですが、道内の市町村における状況について伺います。

○三好雅委員長 危機対策課長辻井宏文君。

○辻井危機対策課長 業務継続計画の策定についてでございますが、平成29年6月1日現在の国の調査では、道内の176市町村で策定済みでありまして、残る3市町につきましても、今年度中に策定する見込みでございます。

一方で、計画の内容を見ますと、国が特に重要な要素として示しております6項目のうち、非常用発電機の燃料の確保や優先業務の整理といった項目について、いまだ定めのない市町村が多く見られることから、道としましては、取り組み事例の紹介や、具体的な作成手順などの情報の提供に努めてきたところございまして、引き続き、市町村の担当者を対象とした実務研修会を開催するなどして、業務継続計画の充実が図られるよう取り組んでまいります。

○三津丈夫委員 防災体制の整備についてお尋ねいたします。

災害発生時において、市町村長は、応急対策の実施責任者であり、日ごろから、万が一に備えて体制を十分に整備しておくことが求められます。

しかしながら、道内の市町村の多くは、これまでの行革に伴い、職員数が大きく減少し、十分な防災体制の整備は厳しい自治体も見受けられます。

市町村の防災体制の整備について、どう取り組んでいくのか、伺います。

○森危機対策局長 市町村への支援についてであります。一昨年の本道における大雨災害でも明らかとなりましたとおり、特に、規模の小さな市町村におきましては、災害対応に精通した職員が不足をしており、災害が発生した場合に職員だけで対応していくことが難しい状況にありますことから、道の積極的な支援が必要と認識しております。

このため、道におきましては、今年度、危機対策局の職員が、直接、市町村を訪問し、助言を行う防災ミーティングを実施したほか、市町村が実施する防災訓練や研修に対する支援などの取り組みを行いますとともに、ことし2月に、被災市町村への人的・物的支援の具体的な手順を示した災害時応援・受援マニュアルを定めたところであります。

道としましては、新年度において、こうした取り組みをより積極的に進めるとともに、的確な避難情報を発令できるよう、気象や河川等の情報を共有する危機管理会議を地域単位で適宜開催するなどして、市町村に対する支援体制をこれまで以上に強化してまいります。

○三津丈夫委員 道民意識の醸成についてですが、災害対策において最も重要なことの一つに、災害に対して住民が日ごろから高い危機意識を持ち合わせ、災害発生時に正しく行動に移すことが挙げられます。

道民の防災意識について、どのように認識し、対応するのか、伺います。

○田辺防災教育担当課長 道民の防災意識の醸成についてでございますが、一昨年の大雨災害や昨年の台風の際には、市町村が避難情報を発令しても、実際に避難した住民の方が極めて少なかったことから、道といたしましては、災害発生時における適切な対応の周知や、日ごろの備えなどに対する意識の醸成が重要な課題であると認識いたしております。

このため、道では、動画や漫画リーフレットを作成し、避難行動の重要性を改めて周知いたしますとともに、「D oはぐ」や北の災害食レシピなどの教材を活用し、避難生活への備えに関する普及啓発に取り組んできたところでございます。

新年度におきましては、学校現場と連携した一日防災学校の実施により、児童生徒への防災教育に重点的に取り組むとともに、市町村を初め、関係機関と連携した啓発や訓練の積み重ねにより、さらなる防災意識の向上に努めてまいります。

○三津丈夫委員 次に、地域防災マスターについてお尋ねいたします。

道では、地域の防災活動のリーダーとして、地域防災マスターの認定制度を設け、これまで、約3000名が認定されていると聞いております。

こうしたマスターの方々の具体的な取り組みがはっきりと見えないのは、私だけでしょうか。なかなか気がつかないのだろうと思います。道の見解を伺います。

○辻井危機対策課長 地域防災マスターの取り組みについてでございますが、地域のリーダーとして防災活動に取り組む方々を育成することを目的に、道では、平成19年度から独自に防災マスタ

一制度を実施しているところでございます。

防災マスターの方々には、自治体や町内会と連携しながら、研修、訓練の支援などに取り組んでいただいておりますが、住民の皆様の認知、理解が進んでいるとは言えない状況にあると認識しているところでございます。

広大な本道におきましては、それぞれの地域において、自助、共助による防災活動を進めていくことが重要でありまして、そのために防災マスターの方々が担う役割は大きいものと考えております。

このため、道としましては、先進的な取り組み事例を、ホームページなどを通じまして、これまで以上に広く周知するとともに、市町村とも十分連携しながら、自治会などが実施する防災訓練や研修に防災マスターの方々に積極的に参加していただくなど、活動の場を広げる取り組みを進めてまいります。

○三津丈夫委員 職員の方が地域をいろいろ回っていることは十分承知しておりますが、現場主義が大事ですから、いろんな対応をぜひ積極的に進めてもらいたいなというふうに思います。

次に、火山防災についてお尋ねをいたします。

地震や豪雨など自然災害の多くは、場所を選ぶことなく発生いたしますが、火山については、広範囲に影響が及ぶ場合があるものの、避難体制など、注意を要しなければならない地域はある程度限られます。

このため、他の災害に比べ、より細かな対応が可能と考えますが、見解を伺います。

○森危機対策局長 火山防災についてであります。噴火による人的被害を防止するために、国は、噴火の可能性や社会的な影響を踏まえ、全国で50の火山地域を、警戒避難体制を特に整備すべき火山災害警戒地域に指定しており、そのうち、本道におきましては、九つの地域が指定されております。

これらの地域では、十分な警戒避難体制を構築する必要がありますことから、道では、全ての警戒地域に、市町村や有識者などから構成される火山防災協議会を設置し、避難体制の検討協議を進めているところであります。

道としましては、現在、警戒避難体制の協議が調っていない四つの協議会について、早期に協議が調うよう検討を進めますとともに、訓練を重ねることなどにより、地元の市町村など関係機関と連携を深めながら、本道における火山防災体制の強化に努めてまいります。

○三津丈夫委員 十勝岳噴火総合防災訓練についてお尋ねいたします。

先般、十勝岳の噴火及び泥流の発生を想定した防災訓練が実施されましたが、訓練結果に対する認識と、今後の火山防災訓練への対応について伺います。

○辻井危機対策課長 十勝岳噴火総合防災訓練についてでございますが、道も参画しております十勝岳火山防災協議会におきまして、2月21日から22日にかけて、冬期における十勝岳噴火を想定し、地元自治体を初め、防災関係機関と連携し、初動体制の構築のほか、情報伝達や救出、救助、住民避難などの訓練を実施したところでございます。

今回の訓練では、新たな試みとしまして、災害対策現地合同本部を上川総合振興局に設け、道と地元の6市町間をインターネットで結んだ対策会議を実施し、情報の共有を図るとともに、地域住民を対象に、避難所を開設、運営し、物資の受け入れなどにも取り組むなど、約40機関、1300人の参加をいただきまして、実践的な訓練を行うことができたものと認識しております。

今後、十勝岳火山防災協議会におきまして、このたびの訓練の検証を行い、今後の訓練に反映していくとともに、他の火山防災協議会においてもこうした訓練が広く行われるよう働きかけてまいります。

○三津丈夫委員 新年度における防災対策についてお尋ねをいたします。

昨今の本道においては災害が頻発していると思います。この2年間においても、一昨年、渡島地方の地震や大雨災害、昨年の台風災害、先日の暴風雪の際など、道では、災害対策のための連絡本部や対策本部を合わせて5回立ち上げたところですが、今後、どのように防災対策を進めていくのか、伺います。

○三好雅委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今後の防災対策についてでございますが、一昨年及び昨年の大雨災害等の教訓から、道といたしましては、災害対応の第一線となる市町村への支援や、住民の方々への災害に対する意識の醸成が極めて重要であると改めて認識をいたしたところでございます。

このため、道では、今年度、直接、市町村を訪問し、市町村長等に対する防災ミーティングや、職員を対象とした研修会を開催いたしましたほか、広報紙、動画等の配信による道民の皆様方への普及啓発、さらには、市町村職員や住民の方々にも御参加いただき、大規模な防災訓練の実施などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、新年度におきましても、引き続き、气象台、自衛隊等の防災関係機関と連携し、各市町村が実施する防災訓練や研修などを積極的にサポートしてまいりますほか、一日防災学校の開催など、住民の方々への防災教育の普及啓発に、より一層取り組むことなどによって、本道における地域防災力のさらなる向上に努めてまいります。

○三津丈夫委員 質問を変えます。

職員の働き方改革について質問させていただきます。

恐らく時間が相当押しているというふうに思いますので、前振りはさておいて、具体的に聞いていきたいと思っております。

とにかく、働き方改革がこれだけ叫ばれていて、これまでもいろいろ作業してきていることは十分承知をしておりますし、先ほどの同僚議員の質疑でもかなり議論されていますが、私なりにお尋ねいたします。

まず、今年度の時間外勤務の状況は、昨年度と比較して、道庁全体でどのようになっているのか、また、時間外勤務となる要因は何か、伺います。

○三好雅委員長 給与サービス担当課長増田弘幸君。

○増田給与サービス担当課長 時間外勤務の状況についてでございますが、道では、平成27年4月に

策定いたしました、職員のワークライフバランスの推進に関する指針に基づき、時間外勤務縮減に向けて取り組んできたところでございます。

時間外勤務の状況につきましては、昨年度は、大雨災害や鳥インフルエンザへの対応、予算編成等の業務により、総時間数が約98万時間、1人当たり月平均が約7.6時間に対しまして、今年度は、2月末現在でございますが、各種の制度改正や予算編成等の業務により、総時間数が約66万時間、1人当たり月平均が約5.9時間となっており、年間では2割程度の減少となる見込みでございます。

以上でございます。

○三津丈夫委員 これまでの取り組みについてです。

時間外勤務について、昨年度は、大雨災害や鳥インフルエンザなど、特別な事情があったとのことですが、今年度は一定程度の効果が出ているようであります。

しかし、いまだに、月平均で60時間超え、年間而言えば720時間を超えそうな時間外勤務を行っている職員も存在するようであります。

これまでに、時間外勤務縮減に向けて、どのような取り組みをしてきたのか、伺います。

○増田給与服務担当課長 時間外勤務縮減の取り組みについてでございますが、道では、これまで、指針に基づき、職員の意識改革や職場における業務改善を促す取り組みのほか、ワークライフバランス推進強化期間の設定、管理職員による事前命令や退庁管理の徹底など、時間外勤務の縮減に向けて取り組んできたところでございます。

今年度におきましては、強化期間を年2回から4回にふやし、全庁完全定時退庁や管理職員による現認の徹底などに取り組んだほか、時間外勤務が多い所属の状況を庁内電子掲示板で公表し、情報共有をすることによる職員一人一人の意識改革等の促進や、全ての所属において、管理職員が、毎月、業務マネジメントを的確に行うための時間外勤務マネジメントシートを作成するとともに、部局長のトップマネジメントによる業務改革にも取り組んだところでございます。

以上でございます。

○三津丈夫委員 業務の減量化について伺いますが、現行の組織人員体制をベースに、職員の勤務時間を減らしていくためには、全体的な業務量を減らすことが必要と考えます。多様化、複雑化する行政ニーズや新たな業務に迅速かつ的確に対応していくためにも、業務の減量化が必須の課題だというふうに思います。

道がさきに示した、行財政運営方針の後半期の取り組みには、行政改革の一つとして、庁内手続の簡素化や管理職マネジメントの見直しを通じた内部業務の減量化が掲げられております。具体的には何をどのように進めようとしているのか、伺います。

○三好雅委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 業務の減量化についてでございますが、限られた組織人員体制の中で、道政上の諸課題に的確に対応していくためには、内部業務の減量化を図り、より多くの資源を、道民サービスの向上に直結する業務に振り向けていくことが重要と考えております。

このため、新年度から、担当副知事をトップとする庁内横断的な推進体制を整え、複雑化した財務会計事務の全体的な見直しのほか、人事給与、予算、文書管理などの庁内共通手続の一斉点検を行うとともに、管理職マネジメントを含めた内部調整プロセスの簡素化やペーパーレス化の推進など、道庁の仕事の進め方全般の見直しに努め、徹底した業務の効率化と行財政資源の最大限の活用を図ってまいります。

○三津丈夫委員 今後の取り組みについてですが、今国会に提案予定の働き方改革関連法案では、労使合意のもと、時間外労働の新たな罰則規定も盛り込まれた上限規制として、月の残業時間の上限が45時間、年間で360時間、また、例外として、月で100時間未満、年間で720時間など、厳格な基準を定め、より一層の時間外勤務縮減を求めるようであります。

道の指針では、時間外勤務時間数が年間で720時間をゼロ人にするという目標は、今年度——平成29年度までの目標であり、達成に向け、現在も取り組んでいるのだらうと思いますが、その次の目標として、年間で360時間を超える職員を毎年度減少させ、先ほども議論がありましたように、平成36年度にゼロとするという目標を掲げております。

この時間数は、国の法案における上限規制時間と同様であり、その目標の達成に向けては、これまでの状況からすれば、厳しい状況ではないかと危惧されます。

道として、時間外勤務縮減に向けて積極的に取り組むべきと考えるが、どのように進めていくのか、お伺いいたします。

○三好雅委員長 人事局長松浦英則君。

○松浦人事局長 時間外勤務縮減に向けた今後の取り組みについてでございますが、道としては、長時間労働による健康への影響のほか、能率的な公務運営や優秀な人材の確保の観点からも、時間外勤務の縮減は喫緊の課題であるとの認識のもと、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を策定して、職員が、健康で、生活と仕事を調和できる働きやすい職場環境づくりに取り組んできたところでございます。

道では、指針に定めた数値目標に向け、これまでの取り組みを今後とも着実に進めますとともに、行財政運営方針の後半期に掲げました、ICTの利活用の推進や内部業務の減量化の推進などの業務改革の取り組みを進めるなど、庁内連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みをより一層推進してまいります。

○三津丈夫委員 道として、子育て、介護を含めた職員のそれぞれのライフステージにおいて能力や意欲が十分発揮できるような魅力ある職場づくりが必要であるというふうに私は思います。魅力ある職場環境となることにより、道庁で働きたいという新規採用者の人材確保にも結びついていくのではないかと考えるところです。

道庁組織の基盤となるのは、人材、職員であります。

最後に、道政にとって重要な道庁の働き方改革を今後どのように進めていく考えか、伺います。

○三好雅委員長 総務部職員監梅田禎氏君。

○梅田総務部職員監 道の働き方改革に向けた取り組みについてであります。道といたしましては、職員一人一人が、意欲にあふれ、十分に能力を発揮し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が、健康で、生活と仕事を調和できる働きやすい職場環境を整備するなど、ワーク・ライフ・バランスを確立していくことが重要であると認識いたしております。

このため、職員の意識改革と長時間労働慣行の見直しに重点を置きながら、今後とも、指針に基づき、管理職員によるマネジメントを徹底するほか、年休等の取得促進や、仕事と、子育て、介護等を両立できる職場づくりのための支援を行うとともに、業務の減量化やICTを活用した多様な働き方の検討など、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けた取り組みをこれまで以上に推進するなど、人材確保にもつながるよう、全ての職員が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○三津丈夫委員 終わりますが、対象職員数は、1万人ちょっとぐらいだと思います。道庁の職員数は1万二千何ぼといっても、管理職の方を含めての数です。よく、管理職を含めてのマネジメントと言うのだけれども、私は、結局、管理職ばかりに負担が行って、業務量が何も変わらないのであれば、全体の働き方改革にならないような気がするのです。

したがって、職場ごとに、どのような議論をして、どういう業務量をつくり上げていくかということを実際に考えなければならないと思います。いろいろ議論してみても、なかなか業務量が減らなくて、特定の人方に負担が行くということになっては何もならないなと思うので、そこは、ぜひ、職員みんなといろいろ議論し合いながら、適正な業務量を点検してもらいたいと申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○三好雅委員長 三津委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三好雅委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○三好雅委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

【第1分科会 3月15日 第4号】

本分科会は、3月8日に設置以来、付託議案を初め、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日に一切の審査を終了することができましたことは、小岩副委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶いたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時43分閉会